

第六十五回 参議院大蔵委員会議録 第十七号

昭和四十六年三月二十六日(金曜日)
午前十時十三分開会

午前十時十三分開会

委員の異動

三月二十六日

辞任

今

春曉君
恒雄君

補欠選任

矢野
向井

登君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

柴田
榮君大竹平八郎君
玉置猛夫君
中山太郎君
多田省吾君

委員

青木
青柳
伊藤
岩動
栗原
五郎君
道行君
木村
丸茂
矢野
戸田
松井
鈴木
渡辺

説明員

事務局側

長官

大蔵省主計局次

大蔵省主税局長

大蔵省關稅局長

大蔵省理財局長

大蔵省國際金融

局長

國税庁長官

外務省經濟局外

務參事官

通商產業省通商

局國際經濟部長

日本専売公社總裁

日本専賣公社總務理事

本日の会議に付した案件

○関税率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

昭和四十六年三月二十六日(金曜日)

午前十時十三分開会

國務大臣
内閣總理大臣
大蔵大臣
佐藤榮作君
福田赳夫君
山中貞則君政府委員
房管理室長
大蔵政務次官
大蔵大臣官房長
大蔵大臣官房日
本専賣公社監理
官吉岡邦夫君
藤田正明君
高木文雄君
大塚俊二君吉田太郎一君
橋口收君
細見卓君
谷川寛三君
相澤英之君
稻村光一君坂入長太郎君
吉國二郎君

小山田隆君

室谷文司君

北島武雄君

園部秀男君

○委員長(柴田栄君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○木村福八郎君 まず、税制改正について質問い合わせいたします。

第一点は、入場税ですが、大蔵大臣、大蔵大臣は入場税について前に非常に前向きな答弁をしたのですが、今度は、三十円の免税点を百円に引き上げる程度にとどめておるのでされども、これは前の大蔵大臣の発言からいって、失礼じやないかと思うくらい、侮辱されているようですよ、これは、大蔵大臣、どうしてこんな程度の入場税の免税点の引き上げにとどめたんですか。非常に不満ですよ。衆議院では千円に引き上げるという修正案が出たようあります。少なくとも千円に引き上げられないかどうか。それからもし、これで間に合わなければ、今後もつと——前に大蔵大臣は約束しているんですよ。これは前の前

(一一一一)

とかするからと。この次つて、この前の国会でなんにもしなかった。それで出てきたのが今までよう。それで三十円が百円です。大蔵大臣、これは私はもう何か侮辱されたような気がいたしましたが、もう少し誠意のある——それから諸外国から比べても、音楽等に課税しているところはありません、資料をもらいましたけれどもね。この点、大蔵大臣、はつきりひとつ前向きに答弁してくれなきや困りますよ。

○國務大臣(福田赳夫君) 昨年の国会で、木村さんから

○木村福八郎君

一昨年ですよ。

○國務大臣(福田赳夫君) 御質問もあり、私はいろいろこれ考えてみたんです。ことに、なまものというか、あの扱いなんかどういうふうにしたらいいか。芸術性の高い催しもの、そういうものに対する入場税、こういう扱いをどうするか、これはいろいろ考えてみたんです。みたんだが、藝術性というものの判断ですね、これが非常にむずかしい。ある線でこうしてみると、それはまずたいへんな議論が起ってくるんじゃないだろうか。

そういうようなことを考えますときに、どうも特殊地帯を設定するという構想がなかなか立てるにいんです。そういうようなことで、特殊地帯の設定、そういう構想はなかなかふん切りがつかない。いや、一般的に一体どうするんだということになりますと、まあいままで三十円だった。三十円は、これはどうもいまの経済情勢からいうとあまりにも少ない額じゃないか、こういうふうに考え、あるいはこれを二百円、三百円ぐらいまでできないかとも考えたわけありますが、物品税は今度動かさぬというような措置をとった、そういう措置とのつり合いというようなことを考えますと、どうも二十四円をそう大幅に引き上げるというのもなかなかむずかしい。そういうようなことで、私の気分とすると、ちょっと、木村さんいま

御指摘のように、昨年御答弁申し上げました気分とは違うんです。しかし、これは何がしかのことではないけれど、これまた木村さんにも大いにおしゃりを受けなければならぬということに相なるわけあります。そういうふうなことを彼此考えまして、百円と、こういうふうにいたしたわけでございますが、今後ともこの問題は検討してみたいと、かようになります。

○木村禪八郎君 いや、今後検討されるつて、今後はどういうふうに検討されるのですか。

○國務大臣(福田赳夫君) 物品税の問題なんかもあります。他のそういうものとの関連等も考えながら、この問題の扱いを、何とかもう少し皆さんが考えるような方向が得出ないものであるかどうか、そういうふうな点について検討してみた、こういうことになります。

○委員長(柴田栄君) 委員の異動について御報告いたします。

ただいま、高山恒雄君が委員を辞任され、その補欠として向井長年が選任されました。

○木村禪八郎君 衆議院で千円まで免税点を引き上げるという修正案を出しておられます。その点をやはり考慮されますか。

○國務大臣(福田赳夫君) 衆議院で千円まで免税点を引き上げるへしと、いう修正案が出まして、私は、それに対し、反対の意思表明をしたわけであります。ただいま申し上げましたような事情でございますので、この際、一挙に千円ということにつきましては、ふん切りがつきません。

○木村禪八郎君 千円に上げた場合の減収はどのくらいになりますか。

○政府委員(細見卓君) 正確ではございませんが、百三十数億のうちの百十五億、ほとんど大半が減収になるというようなことになります。

○木村禪八郎君 一兆五千億も自然増収があるも

とで、どうですか、その程度の減収は十分カバーできるのじゃないですか。

○政府委員(細見卓君) いま申し上げましたように、入場税全体の収入が百三十数億しかないわけありますから、そのうちの百十五億がなくなるということがありますと、およそ税としては体をなさなくなるのじゃないかと、こういうことを申し上げたわけであります。

○木村禪八郎君 これは財源問題じゃないじやないですか。四千三百億も国債を発行するのじやないですか。それで、自然増収が一兆五千億もあるといながら、そうして、文化政策からいつても、また、この調査を見ましても諸外国で音楽に課税しているようなところで、前にもっと前向きに考慮すると言いいながら、どうして、文化政策からいつても、また、この調査を見ましても諸外国で音楽に課税しているようなところはありませんし、いま大衆的な料理飲食の免税点だって百円なんていうところはないでしょう。常識から考えて、私はお話をいろいろと思うのです。これは財源問題じゃないですよ。どうしてこれにこだわるのか、私はどうもおかしいと思うんです。その点、もう一べん伺いたい。

○政府委員(細見卓君) 御承知のように、わが国にはサービス課税の系統がございまして、国税としましては通行税がございまして、地方税といたしましては娛樂施設利用税とかあるいは料理飲食税というようなものがございます。これらはいずれも税率は一〇%というようなところでそろえまして、わが国の消費に対する課税としては、物品税とサービスに対する課税と、この二つがある、いわば消費税の二つの柱になつておる、こういうわけでござります。

○木村禪八郎君 先ほど、大蔵大臣は、今度の三十四円を百円に引き上げたことは、前に前向きに考えるということと比べてどうも意に満たない、不足以思うと。だから、今度また検討すると言いましたが、じゃ千円に上げなくとも、百円よさらば上げることを考えているのかどうかですね。

○國務大臣(福田赳夫君) まあこの際は百円で御承認を願いたい。しかし、経済事情の変化等もあらわれますから、そのうちに百億は地方の余地も残されていると、こういうふうに考えます。私も、木村さんのおっしゃるとおり、芸術性の高い催しものに対する入場税、それが百円というような免税点であると、これについては、一種の感触を持つておるわけであります。そういうことで、四十七年度以降の検討問題にさしていただきたいと、こういうことを申し上げております。

○木村禪八郎君 それは計算いたしておるわけであります。

○木村禪八郎君 それじゃ、私が言います。政府の財源になります。

○木村禪八郎君 それから郵便料金の引き上げによる負担増は幾らですか。

○政府委員(細見卓君) それは、実は計算いたしておりません。

○木村禪八郎君 それじゃ、私が言います。政府資料では四百七億です。

○政府委員(細見卓君) それは、実は計算いたしておるわけであります。

○木村禪八郎君 次に、健康保険の改正による負担増は幾らになりますか。

○政府委員(細見卓君) 手元に資料を持っておりませんので、ちょっとわかりかねます。

○木村禪八郎君 減税をする場合、全体として国民負担がどうなるかということを総合的につかまなければ困りますね。政府の資料では、二百九十九億の負担増になるんです。

○木村禪八郎君 前の大蔵大臣の私に対する公約に違反していますから、まだまされるのじやないかと思つて……。(笑声) そうなんですよ。だから、念を押しておかないといけない。

○木村禪八郎君 次に伺いますが、四十六年度の減税は見せかけだと思うんです。減税よりも、あとで質問いたしましたが、増税のほうが多くなっている。これほどうなんですか。

○政府委員(細見卓君) 私どもは、所得税につきまして、平年度でありますと二千億の減税であり、課税最低限の引き上げ、あるいは負担の軽減という意味におきましておしなべて一〇%程度の軽減が行なわれておりますと、自然増収に対しまする減税の割合も一〇%前後で、大体ここ数年の傾向をそのまま踏襲しておるもので、われわれといたしましては、消費者物価の値上がりを上回ります実質減税が行なわれておると、かように考えております。

○木村禪八郎君 それでは、物価調整減税は幾らですか。

○政府委員(細見卓君) 五百億ぐらいといたします。

○木村禪八郎君 だめですね。千八百三十七億で幾らになるかと、いうんです。

○政府委員(細見卓君) 千億ちょっとこす、千百億。千億のほうは別にいたします。

○木村禪八郎君 六百九十七億ですか、約七百億ということござります。

○政府委員(細見卓君) 六百九十七億ですか、約七百億ということがあります。

○木村禪八郎君 何ですか……。

○政府委員(細見卓君) 六百九十七億ですか、約七百億ということがあります。

○木村禪八郎君 いままでの負担増を計算すると幾らになるかと、いうんです。

○政府委員(細見卓君) 千億ちょっとこす、千百億ぐらいにならうかと思います。

○木村禪八郎君 だめですね。千八百三十七億です。よく聞いていてくださいよ。物価調整減税が七百四十億でしょう。それは五・五%の物価値上げの減税でしよう。

○政府委員(細見卓君) それは負担の軽減でござりますから、増税ではないと思います。

○木村禪八郎君 もしこれを減税しなければ、増税になるんでしよう。ですから、千六百六十六億からこれは引かなければなりませんよ。千六百六十億というのは、ほんとうの減税ではない。その残りがほんとうの減税でしよう。ですから、それ

百億でしょう、まあ地方負担もありますが。郵便料金引き上げ四百七億。それから健保負担増二百六十六億。そうすると、負担増のほうが多い、こういう計算になるでしょう。ですから、見せかけの減税だというんですよ。どうしてこんなミニ減税をやったんですか。それからわざわざ増税を盛り込んで、そうして実質的には増税になつてゐるんです。どうしてこういうことをしたんですか。

○政府委員(細見卓君) どこまでも物価調整減税を増税のほうに計算されることは、私どもは不敏にしてわからないのでござります。

○木村禪八郎君 増税じやない。千六百六十六億の減税から物価調整減税を引かなきや、実際の減税にならぬじやないですか。実際の減税は、物価調整減税を引いたものです。そうでしよう。もし引かなければ、増税になるんですよ、それは。

○政府委員(細見卓君) この部分につきましては、先生御承知のように、物価上昇率をそのまますべての人に調整した場合の減税額でございまして、この前の委員会でも木村先生から御指摘がございましたように、むしろ高額所得者のほうに減税が大きくなるとふだんおっしゃつておる、その減税が大きくなる人たちの減税分より全部物価調整として調整してみたならばこういう数字が出るというわけでございまして、私どもは、そういう人について、あるいは貯蓄部分に関係しておるかもしれません、いわゆる物価調整減税というものがはないのではないかと思います。

○木村禪八郎君 そんなことを言つたら、千六百六十六億の減税の中には、高額所得者のものも入つてゐるんでしよう。ですから、総合的に政府が減税額を発表するときに、千六百六十六億じゃないんです。前に中山伊知郎氏が税制調査会のときに物価調整減税と言い出して、そうして物価調整減税という考え方を導入して、もしそれをやらなければ増税になる。千六百六十六億だって、これは全部高額所得も入つてゐるんですよ。ですか

ら、ネット減税というときには、それを引いたものをネット減税といわなければならぬですよ。そういうふうに今までなっている。だから、物価調整減税を発表するわけでしょう、わざわざ。もちろん、その中には、高額所得と低額所得とありますけれども、しかし、千六百六十六億の減税という場合には、高額所得も入っているんですねから、そこで、純減税は物価調整減税を引いたものだ。それからさつき言つた負担増を引く。私はこれだけでは足りないと思う。たとえば、消費者米価の値上がりですね、この負担増は入っていませんよ。ニクソンだって、物価値上がりというのは不公平な増税だと言つています。アンフェア・タックスだと。だから、そういう米価の引き上げなんかを考えると、増税と見ることができます。いわゆる公共料金、広義の公共料金です、米価はですね。

ですから、私は、今までと違つて、四十六年度の減税というのは、総合的に考えてみると、ちつとも負担減になつていないですよ。減税といふのは、それによつて負担が軽くなるということになきやならぬわけですよね。その点、大蔵大臣、なぜ、四十六年度にミニ減税にし、しかも、減税のほかに、自動車重量税とか、あるいは郵便料金の引き上げとか、あるいは健保の負担の増加とか、そういうものを持ち出してきて、実質的に減税にならない見せかけ減税にしたかと、その点を聞いているんですよ。

○國務大臣(福田赳夫君) 木村さんのおっしゃることをまた裏から見ますと、結局、国民の負担率が、四十五年度の実績見通しからいりますと、一九・四になるんです。それが、今度、減税を考慮いたしました四十六年度におきましても、また横ばいの一九・四%になる。そういうことからいうと、減税にはなつておらぬと、こういうふうに言えます。しかしながら、もしかりにこの減税措置をやらなかつたならば一体この一九・四%というはどうなるかという――いま四と言いましたが、一九・三の間違いでござります。訂正させて

いになります。一九・三、一九・三と、こう横並びでありますと、これは負担の軽減というふうに言えないという見方もあるわけであります、さて、減税をしなかつたならばどういうふうになるかと、このうう言いますと、これがまたふえてくる。どういうふうになりますか、私はいま数字を持っておりませんけれども、ふえてくるということになる。税制改正の結果、一九・三でおさまるということからいいますと、これは減税であると、こういうふうに言えると思うのです。

しかし、それはそれといたしまして、皆さんも御主張なさる社会資本のおくれを早く取り戻さなければならぬという問題、また、社会保障費等の充実をしなければならぬというような問題、そういうふうに国家的要請が山積しておるわけであります。それに対して財政は立ち向かう必要がある。そういうようなことを考えますと、四十五年度に比べまして一兆五千億程度の歳出の増加を必要とする、こういうことになりますので、減税はもとより私どもも望ましいことであるというふうに考えますけれども、そういう社会的要請を考えますときに、そもそもしておられない」と、こういう結果、今回の措置をとるに至った、かよう丁承願います。

税といわれていますよね。付加価値税がいよいよ諮問する段階になつてゐるといわれますね。その前提として、諮問する際に、これは水田政調会長の報告にもありますけれども、これは非常に手数かかると。それからもう一つは、住民税を所得税の付加税にすると。そういうことにすれば非常に手があくわけですね、税務官吏の。それで付加価値税を実施する。そうしないと、非常に手数がかかるのでなかなか実行できない。ですから、諮問する際に、徴税機構の一本化と、それから住民税について何か検討を加える、国税の付加税的なもの。自民党的税制調査会に報告されていますわね。その点、どうですか。

○國務大臣(福岡赳夫君) 付加価値税につきましては、先般の当委員会におきましてもお答えを申し上げたわけでござりますが、これはEEC諸国がおおむね採用した。そして、さらに、英米におきましても、これが検討にとりかゝつておると、こういう世界情勢の中におきまして、わが国におきましても、これを手放しにしておくということは妥当でない、こういうふうに考えまして、水田政務調査会長みずから昨年はヨーロッパへ参りまして、この実施の状況等をつぶさに調査したわけであります。私どももいたしましては、検討は日本といたしましてもする段階であるというふうに考えますが、しかし、これが実施ということになりますと、これはよほど慎重でなければならぬ。ことに、今日、わが国の物価情勢、これはきわめて機微な段階にあります。そういう際に、とても付加価値税を実施するというようなわけにはいくまいだろうと、こういうふうに考えるわけであります。そういう慎重な今までございますが、とにかく検討だけはしておく必要があるのです。別問題である、そういうふうに御理解を願いま

す。

それから地方税との関係……

○木村禎八郎君 税務機構です。

○國務大臣(福田赳夫君) 地方税、つまり地方との税務機構の関係ですね。これにつきましては、税制調査会すでにいろいろ御検討をくださつておるんですが、私の考えは、これはいま急にとりわけにはまいりませんけれども、住民税の免税点、所得税の免税点、こういうものはそろえたらどうだらうか。いま直ちにというわけには地方財政の状況からはまいりませんけれども、そういうところを目標にしたらどうだらうか。そういう前提に立ちまして、住民税は所得税の付加税的なものに直したらどうだらうか。いま、所得税があり、また住民税がある。しかし、その対象とするところは、同じ国民個人でございます。個人から見れば、二つの機構から調査を受け、微収を受けようすると、これは調査機構の一本化ということになると、こういうことになる。そういう煩瑣は省略するといふことが今後の税制改正の方向ではあるまいが、そういうふうに考えるわけなんです。そうすると、これは、何も国が微収せぬでもいいと思う。地方に微収してもらって、そして国はそれを収納するということでいいのじゃないかと思いますが、微収機構も一本化する。そうすると、いま膨大な税務機構というものが中央・地方に分立しておるわけがありますが、これの調整にも申上げております。そういうことを私は考え方として国会にも申上げておるんですが、一部には、それは地方の自治を冒瀆するものである、踏みにじるものであるというような御意見もあるんです。しかし、だんだんと御理解を得まして、長い目の問題でありますするが、そういう方向に中央・地方の税制というもの、また税務機構というものを持つておられたらどうだらう、こういうふうに考えておるわけです。ただ、これも早急といふわけにはまいりません。一步一步そういう方向に地ならしをする

と、こういうふうな考え方をとらざるを得ないのじやないかと、かように考えます。

○木村禎八郎君 次に、税の不公平の点について伺いたいんですが、第一は、これまで減税減税と言ふ場合、政府の発表する減税割合、税金に占める減税割合を発表しているんですね。夫婦子供三人百五十万円では四十六年度の減税割合は二四・九、二百万円は一五・六、三百万円は一二・九、五百萬円は九・九、七百万円は六・八、一千萬円は四・四と、高額所得層ほど減税割合が低下していますよね。しかし、今度は、所得に対する減税割合は逆になるんですよ。百五十万円の人は〇・七しか減税にならぬですね。ところが、三百万円は一・二、五百万円は一・七、一千万円は一・三、百五十万円の人は所得に対して〇・七しか減税になりませんけれども、一千万円の人は一・三も減税になる。なぜこういう形で発表しないで、高額所得層に非常に減税割合は大きいんですよ。ですから、下に薄く上に厚い、こういう減税になつていて。これをどうしてこういうことを言うんですか。やっぱり、減税という場合には、下に厚く上に薄いというようにするには、所得に対してもぐらい減税になつたか、こういう形でやらなきやならぬでしよう。今までには、全くごまかしだ。だまかしてますよ。これは今後直さなきやいかぬのじやないですか。

○政府委員(細見卓君) 私どもは直す必要がないと思つております。と申しますのは、所得税率は御承知のように累進税率をとつておりますので、基礎控除あるいは配偶者控除というような基礎的な控除を上げますすれば、七割の税率がかかつておる人は、その七割がかかるわけがありますし、一割の税率しかかかつておらない人は一割しかまかねわけでありますから、軽減割合というのにはやはり、いま納めておる税金が幾ら安くなるかと

生のよう言われるのでしたら、所得税に累進税率を置かないことにしない限りできないわけでありますし、もしそれを避けようということがありますと、衆議院で堀委員からお話をありました、いわゆる、何といいますか、消去控除制度

というんですか、バニシング・エグゼンブション

というようなことをやるわけですが、これには要するに税率の刻み方を減税のつど動かしていく、端的に申せば税率を動かすということでありまして、私どもは、そういう複雑な制度をとる

ではなくて、現実に所得に対し七割の税を払つておられる人は、やっぱり基礎控除が一万円まかれてその七割かかるというのではなく、累進税率のあるところ当然のことであり、負担の軽減といふことは、いま幾ら払つておられる人は、やつぱり基礎控除が幾ら安くなるかといふことでいいのではないかと思います。

○木村禎八郎君 このは全く私の考え方と違つておられることは、負担の軽減といふことは、いま幾ら払つておられる人は、やつぱり基礎控除が幾ら安くなるかといふことでいいのではないかと思います。

○木村禎八郎君 これは全く私の考え方と違つておられることは、負担の軽減といふことは、いま幾ら払つておられる人は、やつぱり基礎控除が幾ら安くなるかといふことでいいのではないかと思います。

ために法人が支払っております税額は百四万八千円ということになりますので、現在の法人税と所得税の仕組みからいたしますれば、この法人税が源泉の段階で納められておると考えなければならぬと思います。

それからいまの課税最低限と生活保護との関係であります。四人世帯の生活保護を受け得る限度額になる所得金額が四十四万八千円であります。御承知のように、事業所得の課税最低限は一般世帯で六十一万一千九百円、母子世帯でありますと例の寡婦控除がございますので六十五万八千三百円、こういうことになりますして、これはただしそう五十年の数字でございますが、課税最低限と生活保護の所得限度とはかなり開いておるというわけでございます。

○木村禪八郎君 大蔵大臣、いま報告がありまし

たように、同じ所得でも、税負担が非常に違うわけですね。ですから、これまでかなりこの格差を縮めるよう努力してまいりましたけれども、まだこんなに開いているわけですね。これについて、今後どういうふうにもっと縮める努力をされるのか。それから課税最低限でも、所得税と、それから配当、住民税ですね、それぞれみな違うでしょう。ことに住民税とは非常に差がありますよね、課税最低限が。それをもつと私は縮めなければならぬと思うのですけれども、それはどうなんでしょうか、今後。

○国務大臣(福田赳夫君)

配当所得に対する課税につきましては、四十五年度税制でかなり根本的な改正をいたしたわけなんです。それにもかかわらず、ただいまお話しのような格差が出ておりま

す。四十五年度の措置は、四十七年度の末に一段階を画し、その次から第二段階に入る、そし

て昭和五十年度でその措置全部を終了すると、こ

ういうことになるのですが、その際にまた諸般の情勢を考慮いたしまして再検討いたしたい、かよ

うに考えておるわけであります。

○木村禪八郎君 これで私は終わりますが、一点だけ。前の税制調査会の答申では、配当の分離課

税とか、非常に特定の所得者に恩典を与えるようなそういうことはやめるべきだと。それからこれは利子所得についてもそうですね。やっぱりこんな不公平なことはないと思うんですよ、いかに資本蓄積といえどもですね。これはやはり廃止の方に向で考えるんですか。

○国務大臣(福田赳夫君) これは所得税制の特例措置でありますので、特例措置は特例措置、これ

はだんだんとこれを縮減整理いたしたいと、こういうので、昭和五十年度を目しまして、二段階に分けましてそういう縮小過程に入つておるわけであります。その縮小過程を終えたその後の措置をどうするか、それにつきましては、とにかくこれは特例措置であるという前提のもとに、その時点においてどういうふうにするかを検討してみたいと、こういうふうに申し上げておるわけであります。

○戸田菊雄君 大臣に關係のある質問をまず進め

てまいりまして、あと、こまかい諸点については、このあとの時間にそれぞれ主税局長等に質問してまいりたいと思います。

それで、まず、自動車新税創設を皮切りにいたしまして、間接税増徴という政府の新しい税体系のもくろみが出てきたわけであります。この辺を中心にして質問したいと思います。

大臣は、日本人の税負担のあり方を間接税増徴

の方向で改めたいたい、こういう聲明をしばしば行なつておるのでありますが、その根拠は何でありますか。

○国務大臣(福田赳夫君) いま、いわゆる直間比率といふのが、三分の二対三分の一、つまり、三分の二までが直接税であり、間接税はわずかに三分の一である。この直間比率といふのは、戦前寄つてくる、こういう傾向を示しておるんです。今後を展望してみると、ますますこれが高まつくるという傾向を示すものと想像されるのであります。そういうことになりますると、いわ

ゆる負担感、これが大きく国民にのしかかってくらる、そういう傾向を持つてある、こういうふうに思うのであります。私は、直接税中心主義、これを変更する意思はありません。しかし、ほんとうにおいてもふえようとする直接税の比率、こないうものははどうしても是正する必要がある。のみならず、むしろこの比率といふものを減小させ有必要がある、こういうふうに考えておるのであります。しかし、一方において歳出は増加する。そういうことになると、その置きかえの財源を求めるなければならぬ。置きかえの財源は何であるかといえば、これは間接税である、こういうふうに考えるのです。直接税中心主義は放棄するわけじやございませんけれども、ある程度間接税をふやし、そして、直接税、特に所得税につきましては、こういうふうに見ておるわけであります。

○戸田菊雄君 そこで、最近とみに活発に論議さ

れておりますが、物価安定といふことについては私は次のように考えておるのであります。一つは、この問題について、大臣は、予算委員会あるいは大蔵委員会、こういう中で、物価が安定することが導入の前提条件であるということを言われておるわけですね。その点で、付加価値税の導入と物価上昇の見合いですね。これは、付加価値導入をすれば物価は上がると、こういう判断でございますか。

○国務大臣(福田赳夫君) そういう判断でござります。特に物価上昇過程においてはもろに付加価

値税といふものが物価にはね返つてくる、こういふふうに考えております。

○戸田菊雄君 そこで、大臣にお伺いをするので

すが、大臣のいわゆる物価が安定するというそ

う条件といふものは、どういう条件だとお考えになつておるのですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 物価の安定につきまし

ては、こういう今日の程度の高成長の過程では、三、四%ぐらいはやむを得ないのじやないかといふ説が多いです。新経済社会発展計画におきま

しても、三%台、これを目標にして物価諸施策を進めたい、こういうことを言っておる。このあたり総理大臣は、衆議院の大蔵委員会におきまして、三・五%ということを言っておりますが、まあ比率にいたしますとその辺かと思いますが、

もっと大事な点は、私は、比率じゃない、傾向だと、こういうふうに思うのです。物価ばかりに四

%であります。まあむしろこれは下がりぎみである、こういう

ような情勢、この物価が安定するという基調そのものが私は大事であると。そういう状態になりますれば、私は、付加価値税を実行し得る一つの条件は整う、こういうふうに見ておるわけであります。

○戸田菊雄君 いま大臣もいつたん御指摘をされ

て答弁されたんですが、物価安定といふことにつ

いて私は次のように考えておるのであります。一つは

御売り物価の安定、一つは消費者物価、このどつ

ちを一体大臣としては安定のめどとして考えられ

ておるか、おそらく両方がどうかわかりませんけ

れども、御売り物価の場合を考えますと、それは

大臣も再々言つていますように、横ばい状態だ

と、こう言うのですね。その限りでは安定してい

てるか、おそらく両方がどうかわかりませんけ

れども、御売り物価の場合は考えますと、それは

大臣も再々言つていますように、横ばい状態だ

り消費者物価の安定の尺度というものをどの辺に標準を置いて考えるか、その辺が私は問題だらうと考えるわけなんですが、そこで、大臣も指摘されましたように、一つは経済社会発展計画で言う二点とへうは是事がござります。

○國務大臣(福田赳氏君) 台です。

○國務大臣（福田赳氏君） 私は、率よりは傾向を
ありまするが、衆議院の大蔵委員会で佐藤總理
がみずから言明した三・五%。それからさらに、
毎年度の政府経済見通しの年上昇率がございます
ね。これは四十六年度では五・五%，四十五年度
は当初五・七%が七・三%。こういうぐあいに、
幾つか物価安定の要素というものを引き出し得る
要因があるわけですから、こういうものをどう
う一体大臣としてはその物価安定条件が整つたと
判断をする材料にするのか、この辺の問題につい
て明確にお答え願いたいと思います。

重要視したいと思います。つまり、かりに四%という数字が出てきた。しかし、その四%というものが、一時的なものであるか。今後それがまた頭を再びもたげるというような傾向を内在した四%であれば、それは四%というものに安心することはできない。しかし、四%というものが内容的にこれからさらに下がって、しかも三%台ぐらいで安定をするとという見通しを持つ四%であるといふならば、私はその四%というものは非常に評価されるべき四%である、こういうふうに考えておるんで、問題は傾向なんです。その傾向が、これが三%台に諸物価が安定すると、こういうような状態でありますすれば、私はこれはまあまあ物価安定の状態であるというふうに考えていいのじやあるまいか、そういうふうな所見であります。

（戸田菊雄君） 傾向と言われるんですけれども、では、そのパターンがどの程度の上昇率——四%，ないし五%，七・三%と、こういうふうにいなつてゐるんですけども、当初見込みでいけばそのとおり実行されていつたらいのかもしれないせんけれども、そういう見通しは現状の中では不

○國務大臣(鶴田赳夫君)　いま、物価問題につきましては、長期、短期の諸施策を進めておるわけです。一番力を入れておりますのは、何にしても低生産性部門の生産性の向上、つまり、中小企業、あるいは農村、あるいはサービス業、そういうものの近代化、合理化、この施策が物価政策には長期的には重大な問題でありますて、四十六年度の予算におきましても、八千億円と、こういう物価対策費ということになつておりますが、その大半というものはそういう方向の施策になつておるわけです。つまり、物価がなぜ上がるか、しかも、御売り物価が安定しておるにかかわらず、消費者物価が上がるかと、こういう問題は、個々の消費物資についての需給の問題もあります。特に季節性商品についての需給問題、これはあります、もう一つはコスト問題があるわけなんです。御承知のように、昨年におきましては、賃金が一八%も上がった。それから世界じゅうが、御売り物価が、つまり世界の各国の輸出物価が上がる状態です。それがわが国にもはね返つてくる。それらがコスト要因としてわが国の経済に作用する、こういうことでございますが、大企業のほうは、賃金が上がりましても、あるいは原材料が上がりましても、これは合理化、近代化が進んでおる。大量生産あるいは近代化、合理化の措置によりましてそれらのコスト要因といふものを吸収し得る。そこで、そもそもとならんがらなければならぬ卸売り物価でありますけれども、とにかくこれを上げないで済まし得るというような状態にあるのでありまするが、生産性の低い中小企業、農村、サービス業においては、賃金の上がり、そういうものを吸収し得ない。しかし、賃金を上げなければ人手が集まらない。こういうことで賃金を中小企業といえども上げるわけです。そのしわ寄せを一体どこに持っていくかというと、これは販売価格に持っていくほかはない。そういうことで消費者物価というものが上がつてくる。こういう過程を考えてみますときに、やっぱり一番大事なこと

は、そういう低生産性部門の近代化、合理化であるというので、そこに力を入れておるわけなんですね。同時に、一つ一つの物資の需給、これもおる。そかにすることはできない。特に農林省の関係の物資、そういうものにも力を入れなければならぬ。さらに、おくれておる流通過程の問題、そういうものもあります。また、公正取引委員会の問

係しておる管理価格等の独占価格の傾向に對してこれを阻止するというような努力も必要である。もちろんの施策をとらまして、なだらかではあるけれども将来物価を安定させたい。一番主軸になるのは、低生産性部門が近代化、合理化される、そこだろうと思うんですが、そういう時期になりますれば、私は、物価というものは、まあ成長下でありまするから多少の上がりはやむを得ない。その多少の上がりと、いうものを学者また専門家は三%台というようなことを言っておりますが、その辺になりますれば、私はもう物価問題というものは安定段階に入つたと、こう言つて差しつかえまい、といふ所見でござる。

は考えておるわけですが、それに置きかえるところの置きかえ財源、いま問題になつておるのはこれは付加価値税であります、付加価値税といふようなものがどの規模で採用し得るかと、こういうようななところから結論的に出てくるんです。気持ちは、私がただいま申し上げたとおりであります。

○戸田菊雄君 そうしますと、大臣が先ほど所得税関係ないし直接税というものはできるだけ大幅減税をしたい、こういう回答でありますけれども、たとえば付加価値税を導入するような場合、間接税は増税になりますね。結局、直接税を減税した分だけ間接税を増額していくということになるわけですか。――直接税は大幅に減税をしたいと大臣おっしゃる。その分だけ財源を必要とするわけですから、間接税のほうはその分を増徴していくと、こういうことですか。

○国務大臣(福田赳氏君) そういう考え方であります。

○宇田菊雄君 大臣の御意見でいけば、やはり相当困難だ、長期の物価安定というものは時期を必要とすると考えられるわけです。私は、この付加価値税の導入とは別の角度から再度また質問したい。それは、いま大臣もおっしゃられましたように、直間比率が極端に直税のほうにウエートがかっておる。それを大幅減税を持っていきたい、間接税のほうは引き上げたい、こういう前の回答でありましたけれども、はたしてこの直間比率の割合の妥当な線はどの辺にあると大臣はお考えですか。

○国務大臣(福田赳氏君) これは、私は、数字で申し上げることは非常に困難だと思いますが、少なくともいまの六六というような高い直接税比率をさらに高進させるということは妥当でないのみならず、これを多少引っこまることが妥当であると、こういうふうに考えておるわけなんです。その引っ込ませる限度、それは何かということと、私は所得税の減税ということを一方において

は考えておるわけですが、それに置きかえるところの置きかえ財源、いま問題になつておるのはこれでは付加価値税であります。付加価値税といふようなものがどの規模で採用し得るかと、こういうようななところから結論的に出てくるんです。気持ちは、私がただいま申し上げたとおりであります。

○戸田菊雄君 そうしますと、大臣が先ほど所渭税関係ないし直接税というものはできるだけ大壇場減税をしたい、こういう回答でありましたけれども、たとえば付加価値税を導入するような場合間接税は増税になりますね。結局、直接税を減税した分だけ間接税を増額していくことになりますが、どうですか。——直接税は大幅に減税をしたいとするわけですか。大臣おっしゃる。その分だけ財源を必要とするわけですから、間接税のほうはその分を増収していくこと、こういうことですか。

○国務大臣(福田赳氏君) そういう考え方であります。

○戸田菊雄君 そういうことになりますと、國民に税負担感といふものは、いずれにしても、確かに税制上は直接税と間接税とに区分をされております。國民が納めるふところと、いうのは一つです。だから、そういうことからいえば、間税が引き上がれば、その分だけ税負担總体として変わつていいかないといふことになるんじやないでしょうか。

○国務大臣(福田赳氏君) いわゆる負担比率を見れば、変わるべきではないんです。私は、この数年間を展望してみまして、二、三%ぐらいは負担率全体としてふえる傾向にあるというふうに考えておるのであります。そのふえる中におきまして、内容的には直接税、特に所得税については大幅な減税をしたい。しかし、そうなれば、負担率は二、三%上がるというのですから、それを含めまして置きかえ財源というものが必要となる。そこで、自動車新税の問題でありますとか、あるいは付加価値税論議、そういうものが起こつてくらは、こういうことに相なる次第でござります。

○戸田菊雄君 そうしますと、直間比率の均衡化

ということは、結果的には税総体が軽減をされるとのじやなく、間接税の増税でいくから、負担感というものは変わらない。なお、大臣がおっしゃられますが、今後は三%くらいの負担も上昇するであろうということになれば、国民の納税負担というものは一向に変わらないということを理解していいですね。

○国務大臣(福田赳氏君) 負担率とすれば、これがあまりえていく傾向になるだろう。しかし、その中において、直接税負担は軽くなる。しかし、間接税負担は重くなる。こういう傾向になるであろう。また、そうすべきである、こういうふうに考えておるのであります。

(國務大臣(福田赳氏君) 景気状態が普通の状態
でありますれば、私は、四十六年度予算の編成で
は、国債をさらに四十五年度よりは減額をいたし
たいと、こういうふうに考えるところであつたで
あるうと、こういうふうに思います。ところが、
景気情勢がいま沈滞化の傾向にある。これをほつ
ておきますると、さらにその沈滞化が進むという
ことが予見し得るのであります。そういう状態で
ありますので、いままでとつてきた公債漸減とい
う考え方、これを一時やめまして、まあ横ばいで
あると、こういう考え方。しかし、これを、四十
五年度の公債発行額、予算額に対すると横ばいで
すが、実行額よりは若干ふえるという程度に抑え
ていくことが妥当である、こういうふうに考えま
して、横ばい、四千三百億と、こういう結論に達
したわけでございます。これは、景気情勢の判断
に立脚いたしましてさような判断をしたと、こう

いうふうに御了承いただきたいと思います。
○戸田菊雄君 そこで、確かに景気落ち込みその他によつて税収額が鈍化の傾向にあるわけですね。そういうところから国債の減額もおそらくストップしたんだろうと思うのです。今後の見通しについてはいまお聞かせ願えなかつたわけですが、一緒にお答え願いたいと思うのですが、四十五年度補正後の歳入見通しは、大臣、どうお考えでしょうか。これは四十五年度補正以降の歳入です。これは昨年の十一月ごろからだいぶ景気動向が鈍化傾向に入つておるわけあります。こういう状況の中で、税収に穴があくというようなことはございませんか。

○国務大臣(福田赳夫君) 予算に比べますると若干の増収が期待されますので、そこでそれだけ国債の減額をやつたんです。国債の減額をやつた後において、さらに余剰が残るかどうか。普通の年でありますると多少残る、そういうような勘定になります。ところが、ことし四十五年度は、景気情勢がとみに鈍化しておる、こういうような状況を反映いたしまして、いま法人税が例年のように思わしくございません。そういうような状態下でありますので、国債減額をいたしたといふあとのことを考へると、まあどんどん、あるいはごくわずかな余剰が残るかと、このくらいな情勢かというふうに見ております。

○戸田菊雄君 租税收入の伸びが鈍化する場合は、どうしても歳出をまかぬのには、一つは増税、一つは国債発行の増加、こういう手段によらなければならぬと思ふ。過去もそういう手段に訴えてきたと思う。しかし、四十年以降、国債を発行して以来、大蔵省自体としても、あるいは政府もそうなんありますが、非常に慎重に物事を対処してきたことは私は認めます。認めますけれども、今後の景気動向を判断をいたしますと、どうしても国債発行についてのブレーキ役をかけていくということが限界に来ている、むずかしくなつてきている、こういうふうに私は判断をするわけであります、そういう部面について、どう

大臣としてはお考えになつておるか。
○國務大臣(福田赳氏君) 私は、昭和四十一年度に公債発行にふん切りをつけた、そのときの考え方としましては、公債というものは、普通の事態におきましては、これは非常に慎重に扱わなきやならぬというふうに考えるが、景気停滞期におきましては、経済の浮揚政策といいたしまして、金融よりはむしろ財政にこの力がある。そういうことを考えるゆえんのものは、これは財政は直接に需要を喚起する、物財の需要を喚起するという力を持つておる、こういうことに基づくものであります。さうが、さて、そういう財政の規模を拡大し、そうして需要の喚起に当たるという際に、財源をどうするかということになりますと、これを増税に求める、ということは、またこれは景気政策と相背馳する。そういう際には、これは非常手段として公債を発行することが妥当である、こういうふうに考えてあるような措置をとつたわけでありますが、今日の経済状態は、四十一年度のような深刻なものとは判断いたしておりませんけれども、とにかくかなりの沈滞情勢である。そこで、四十一年度にとつたと同様な似通つた措置をとる必要がある、こういうふうに判断いたしまして、先ほど申し上げましたような公債、これを見て減額をしないという措置、他面におきまして、政府保証債の発行を増額をするとか、そういう措置をとるとか、また、財放全体の規模につきましても、減税のほうは四十五年度よりは小さいものにいたしまして、財政規模の拡大というものを考えるとか、いろいろその措置をとつたわけであります。が、今後長い目で見ました場合におきまして、もし景気の落ち込みが非常に激しいというような事態がありますれば、また公債政策を、そのときの情勢において、あるいは大規模に、あるいは中規模に、あるいは小規模に、これを採用するということは私は妥当な行き方であると、そういうふうに考えております。

の際に、政務次官のほうにも要望しておいたのですが、今後、開放経済体制、貿易の自由化がどんどん拡大され、こういう中において、規制品目の設定については、ことさら厳格にやっていく必要があるんじゃないのか。いまのところ、きのうの質問の内容では、この規制品目の設定については、行政ベースでやっていく。もっと高度な政治判断も必要とする場合があるんじゃないのか。そういう意味合いで、この規制品目の設定については、もう少し多面的な、多くの関係者が集まって、もちろんこれは大臣は入っておるのでありますようけれども、そういう面で規制品目の規制というものをやっていく必要があるんじゃないのか。その辺の見解について一言聞きたい。

○政府委員(谷川寛三君) 原案は政府で作成いたしましたが、御意見のとおり、決定につきましては関税率審議会に付議をいたしまして御答申をいただいて、ただいま御審議いただいているところでございます。資料は、御提出申し上げております答申書をごらんいただきたいと思います。

○戸田菊雄君 まだ時間があるようですから、大綱方針について、あとでまた大臣に質問の時間がありますから、その際にお願いをしたいと思います。

所得税関係について、今回基礎控除をそれぞれ一万円あて引き上げをしたわけですが、これの引き上げの積算基礎をもう一度説明していただきたい、どういう計算でこの一万というものが出てきたかですね。

○政府委員(細見卓君) 各世帯を通じまして、おむね減税額が一〇%になるようなところを二応のめどといたしておりますが、それぞれの金額について、こまかく、何が幾らだというようなことでなくして、バランスのとれた引き上げを行なったと、こういうわけでございます。

○戸田菊雄君 何回お伺いしても明確な答弁がな

いんですけども、まあ前に進みますけれども、人的控除の中に、障害者控除、あるいは寡婦控除、あるいは勤労学生控除、こういうものがある

んですけど、私は、障害者控除の中で、重症身体障害者ですね、こういうものについては特段

の配慮をしていいんじやないか、制度として、具体的に言うなら、免稅制度というようなものに組み入れてもいいんじやないかと、こういうふうに考える。

もう一つは、寡婦控除の場合ですね。これは、

い今まで夫婦でもつて子供一人、三人生活でやつてきた、それが突然主人が交通事故で死亡した、ところが、固定資産税に該当する土地や家屋は持つている、そういう場合があるんです。しかし、無職だという状態が発生しますね。それでも、やっぱり固定資産税というものは依然として従前のものを取り立てる、こういうことになるわけです。ですから、こういうものは、何とか制度上、もう少し緩和した方式がとれないものかどうか、こういうふうに考えるのでありますけれども、その辺の制度設定についてどう一体お考えですか。

しては、四十三年に、従来は一般的の障害者控除と
して扱つておいたものを、特に特別障害者につい
ては、いろいろ世話をもかかり、生活費もかさむで
あろうということで、区別して、現在でも、御承
知のように、障害者控除が十一万であるのに比べ
まして、この特別障害者控除は十五万というふう
に、四万円の差がついておるわけでござります。

それからまた、寡婦の問題につきましては、所得税につきましては、御承知のように、寡婦控除というような制度が設けられて、寡婦が所得を得られる場合について、その所得を得られるにあたつても、普通の人以上にいろいろ苦勞もあるうといふことで寡婦控除が設けられておるわけでありますが、いまおっしゃいましたような固定資産税のようだに、だれがどの家に住んで、いるかということを人を見て課税するのではなくて、どのような家であるか、あるいはどのような土地であるかということだけを見て課税いたしておりますが、このように、だれがどの家に住んで、いるかといふことを人を見て課税するのでなくして、どのような家であるか、あるいはどのような土地であるかと

資産税につきまして、人的控除というようなもののが取り入れられるかどうかというのは、かなり税の基本的な問題にも触れるところでござりますので、御意見は自治省のほうにお伝えはいたしますが、私個人の考え方といたしましては、かなりむずかしい問題ではなかろうかと思います。

○戸田菊雄君 大臣にそれらの点の見解をお聞きしたいと思います。

それからもう一つは、きのう四名の参考人が参りまして、いろいろと意見を陳述されておりま
す。その中でも指摘をされたんですが、いまの税
法上、非常に違憲性のものがある。たとえば法人
税の八十二条等については、そういう違憲の内容
になつてゐる、こういう御指摘があつたのであり
ますが、そういう違憲の問題については、私は早
急に改善する必要があろうというふうに考えます
けれども、この二点について大臣の見解を開きま
して、私の質問を終わります。

な御答弁を申し上げることは困難でございますが、まあ地方税当局はなかなか消極的というか慎重なままでしておる。しかし、御意見の次第もありますので、なお検討してみたいと思います。それから後段の憲法問題ですね、これは主税局長のほうからお答えをいたさせたいと思います。

○政府委員(細見卓君)きのうの御意見は、私も聞いておりましてかなり意外に思ったのであります。が、憲法に違反しておると言われる根拠が、法の前に平等であるということを論拠にしておられるわけで、同族会社に行はる計算の否認がございますのは、同族会社は、いろいろ、普通の上場会社で公に管理されておるのであればやらなかつたようなことをして通脱の行為がはかれる。私法行為そのものはそういう行為ができるても、税の上ではそういう場合に一般の会社と同様の税を払つていただく。むしろ憲法のみんな平等でなきやならないということを保障しておる法律でございまして、それが違憲だというようなことは、学説とし

とは思っておりません。

○鈴木一弘君 最初に、大蔵大臣に、法人企業並びに製造業について、税負担の問題で伺つておきたいのですが、大蔵省から資料もいただきましたし、また、大蔵省編集の「財政金融統計月報」を見ましても、付加価値額全体を見ますというと、昭和三十五年に六兆九千五百億だったのが、四年には三十兆に拡大しております。それについての租税公課の負担分というのを見ますといふと、四十四年では一二・七%というよう下がつてきております。また、全産業でありますけれども、それに伴つて社内留保という分が五・七%から八・二%というふうに増加をしている。租税公課分といいましょうか、付加価値額における配分で租税分が非常に下がつてしまっているんじやないか。製造業でいいましても、現在四十四年で一兆五千億をこえる付加価値額を目指しております。

〔理事中山太郎君退席、委員長着席〕

これは昭和三十六年とかあるいは三十七年あたりの一六%とか二一%というような租税公課の負担の配分に比べますといふと、非常に下がつてしまいる感じがする。前回、法人税を昨年には若干上げたのでありますけれども、その点で私としては少し企業について甘過ぎるのではないかといふことが考えられるわけです。もし、このところで、一%、たとえば全産業、あるいは製造業でもけつこうでありますけれども、租税公課分がふえれば、三千億とか千五百億というものが增收になつてくる考えられるわけです。そういう点はぬぐえないの所得税改正でもまだまだ不満の点はぬぐえないということが感じられるわけであります。その個人所得についてはなかなか引きしきて、今回過ぎてきているのじやないか。この点で、一つは

〔理事中山太郎君退席、委員長着席〕

法人税といふやうのものを増加をさせて前に戻すべきであるということを思うわけがありますが、その点についての考え方をまず伺っておきたい。

それと、でき得れば、この付加価値額に対しても課税ということで、所得税といふのをもつともっと大幅に減税させる方向に持っていくという点は考えられないかどうか。

その二つをまず伺いたい。

○國務大臣(福田赳氏君) まず、法人税の税率の高さについての問題でございますが、法人税は、御承知のとおり、地方税もあるわけであります。そういうものもくるりますと、必ずしも国際社会の中ではわが国の法人税が低いと、こういうような状態ではない。そこへもつていて、わが国は、鈴木さんもよく御承知のように、法人本質が非常に弱い。自己資本比率のごときは一八%であると、こういうような状態であります。そういうような客観情勢を踏んまえて、わが国のいまの税における法人負担がどうかというようなことを考えてみますときに、私は、これがわが国の税制体系の中で必ずしも低過ぎるというような認識は持つておらないんです。所得税について私は大幅にこれを減額したいということを考えておりますけれども、法人税は減額をするということころまでには考えておりませんけれども、これを増徴しなければならぬというところまでの認識は持つておらないんです。まあ今日の程度の税率が妥当などころではあるまいが、こういうふうに考えております。

それから第二の所得税につきましては、これは、ただいま申し上げましたとおり、できましめたならばもつともつと減額をして、一般の個人の蓄積、これが進み得るような状態にいたしたいものだと、かように考えております。

○鈴木一弘君 いまの自己資本率が少ないという話であります。この大蔵省の資料では、社内留保については、毎年のようにその付加価値額における社内留保分等はよえてきておる。これが、す

は一三・六%、四十年度等の社内留保、製造業で五・七%に比べると、大幅に増加している。それに対して、人件費のほうは、ペーセンテージが下がってきてているということが言えるわけであります。そういう点で、本来考へるならば、法人税とか住民税とか、そういう個別的な税のこともありますが、全体的に見て、付加価値額の中に占める租税公課というものは減っているのではないか。その点について、これを増加させることができた一つの所得税減税への財減にもなり得る、こういうふうに思うのですけれども、そう点はどうなんですか。

おらない企業があり、入れておったやつを今度は入れなくしてしまったというような、統計上の問題があるようでありますので、やはり税負担としては法人税及び住民税というところをごらん願いたいのであります。それをごらん願う限り、四十年以降は一貫して高くなつてきておるという

逐次負担率は上がっておると、こういう傾向になつておるわけであります。法人税、住民税、これを含めますと、四十年度が六・三、四十一年が六・六、四十二年が七・〇、四十三年が七・〇、四十四年が七・七と、こういうふうに上がっておるのであります。先ほど申し上げましたように、わが国の現状の租税負担、こういうものは、国際社会の中におきましてまあ大体均衡のとれた租税負担であると、こういうふうに考えておるのであります。いまの税体系の中で法人負担をさらに引き上げるという考え方、これについてはどうも私はまだ賛同いたしかねる、こういう状態でござ

○國務大臣(福田赳太君)　いま一般に論議されております付加価値税というのには、鈴木さんのおつしやる二つの中、売り上げ税的な感覚の付加価値税です。企業課税というような性格のものじやございません。

○鈴木一弘君　次に直間の問題でありますと、これは、大臣、砂糖消費税について昨年も私はここで質問したと思います。現在、一キログラムについて十六円という砂糖消費税がかかっている。しかし、現在の糖価安定のいわゆる国際砂糖協定等ができるておりますし、そこへもってきて国内にも

○政府委員(細見卓君) 全体の税収をおきまして法人税が占める割合ということになりますと、日本の場合は、御承知のように、三割を上回る率を占めておるわけありますが、ヨーロッパのような国でありますと、もう八%台というようなことになっておるわけであります。アメリカが比較的多いのですが、これでも二五%ぐらい。そういう意味におきまして、国民のいろいろな所得の発生源に対しても税のかけ方として日本の法人税が特に低いといふようなことはないんで、日本の国民全体に対しましての租税負担が一九・三ということで、どこの国に比べても低いわけであります。反面を見ますと、日本の法人の企業体質の弱い点というような点も考えれば、所得税、法人税のバランスというものは、いろいろ御意見もございましようが、それなりに一応とれておるのではなかろうかと、かように考えております。

○鈴木一弘君 法人税と言わないで、租税公課全部合わせましてペーセンテージが下がっているということを私は申し上げたわけですから、租税公課全体として付加価値額に対する課税というものが少ないのでではないか、その点はどうなのかといふことです。

○政府委員(細見卓君) それは、税率の引き下げが行なわれておるわけでありますから、三十八年あるいは三十七年から比べれば確かに軽くはなつております。

○鈴木一弘君 そういう点で、私は、付加価値額全体の中にも占める租税公課分というものは、これは法人も全部入れて租税公課分になるわけでありますから、その点の率が下がってきているということは、これは一つの企業偏重というような感じを受けざるを得ないわけです。そういう点で、そういう意識をもつておやりになつておるんじやないと思いますけれども、大蔵大臣、あらためて、製造業なり全産業に対しての租税のいわゆるパートナージュというものが、付加価値額の中に占める配分のパーセンテージが下がってきておる、これについてはどういうふうにお考えなんですか。先ほどのように、さらにさらに社内留保をふやし、自己資本率を上げると、そのためによつていくんだと、この姿勢を貫かれるのかどうか、伺つておきたい。

○鈴木一弘君 大蔵大臣はなかなかじょうずに答弁されるので困るんですけれども、いま法人税のところだけをお読みになつた。租税の計というところをお読みになつていただけば、全産業についても、一二・六、一二・九、一二・六、一二・五、一二・七、あまり変わらない。しかし、製造業のほうを見ると、だんだん下がつてしまいまして、一五・〇、一四・八、一五・一、一四・七、一四・六、一四・四というふうに下がつてきている。そういう点で、いまの答弁は大体わかりますけれども、租税公課全体としてのあり方としては、私はやはり企業偏重過ぎるのではないかということを断ぜざるを得ないわけです。

そこで、この問題はどうもそれ違ひになりそなので、この問題に関係して申し上げたいんです
が、今まで言われている付加価値税というの
は、こういうような付加価値額についてどのぐら
いということで考えられていくのか。それとも、
各企業における付加価値額に対して税をかけてい
くというやり方なのか。つまり、企業税的な考え方をしていくか、あるいは売り上げ税的な考え方をしていくかということで、大きく姿が変わつ

されている。そこでも課徴金をとられているわけです。そうして、その上に砂糖消費税がかかるべきでいる。驚くなかれ、約六〇%近いものが現在の小売りの砂糖の値段の中では消費税、関税そのほかいろいろなっておりますが、少なくも砂糖消費税一つだけを見ましても、北清事変といふときの戦費調達のためにできたという歴史があるし、いま一つには、物品税として見れば、価格に対して約一五%の課税ということになる。そういうふうと、乗用車のパーセンテージが一五%、あるいはダイヤモンド等でも二〇%ということです。砂糖はダイヤに近いものになってくる。そういう点で、これはあくまでそのほかの甘味資源の問題等でかかっているのだと思ひますけれども、しかし、それはあくまで農政のほうで補うべきじやないか。今回は、砂糖消費税について、十六円を中心としたらどうかというようなそういう意見があつた。六円下げて十円にしろとか、十円下げて六円にしろとかいうことが、農林省、経企庁等からも話があつたということを聞いているのでありますけれども、どういうふうにお考えでしようか。私は、これは早々撤廃するのがほんとうだろうと思つておりますが。

○錦木一弘君 法人税と言わないで、租税公課全
部合わせまして、パー・セントージが下がっていると
いうことを私は申し上げたわけですから、租税公
課全体として付加価値額に対する課税というもの
が少ないのでないか、その点はどうなのかなとい
うことです。

○國務大臣(福田赳氏君) 三十年代に比べますと、税制の改正がありましたので、四十年代になりますると下がつてくると、こういう傾向でござりますが、四十年代を年度別に見てみますと、自己資本率を上げると、そのためにやつていくんなどのように、さらに社内留保をふやし、配分のペーセンテージが下がつてきている、これについてはどういうふうにお考えなんですか。先ほどのように、さらにさらに社内留保をふやし、自己資本率を上げると、そのためにはやつていくんなど、この姿勢を貫かれるのかどうか、伺つておきたい。

は、こういうような付加価値額についてどのぐら
いということで考えられていくのか。それとも、
各企業における付加価値額に対して税をかけてい
くというやり方なのか。つまり、企業税的な考え方
をしていくか、あるいは売り上げ税的な考え方方
くる。付加価値税というものの設けようによつて
は法人税も要らなくなつてくるということになる
わけであります。が、その点の感覚はどういうふう
にお考えでしようか。

あつた。六円下げて十円にしろとか、十円下げて六円にしろとかいうことが、農林省、経企庁等からも話があつたということを聞いているのでありますけれども、どういうふうにお考えでしようか。私は、これは早々撤廃するのがほんとうだろうと思っておりますが。

○国務大臣(福田赳氏君) わが国の砂糖消費税は、いまちよつと鈴木さんもお触れになりましたが、甘味資源対策という側面もありますし、同時に、これがかなりの額の財政収入というような面もあり

第五部 大藏委員會會議錄第十七號

昭和四十六年三月二十六日【參議院】

一

まして、そう簡単な問題でないというふうな理解をいたしております。ただ、最近、物価政策、そういうとらえ方がある。それからもう一つは、自由化という問題があるんです。菓子類の自由化、それに対してわが国のいまの負担は一體適正であるかと、こういうような問題もある。そういうようなことで農林省等からかなりいろいろの議論がいま持ちかけられておるような状態でございますが、しかし、現行の税をかけました後で消費者価格といふものがわが国において特に高い状態であるかということを調べてみますと、そうでもないんです。まあまあこれは国際水準の価格になつておると、こういうような状態でございますので、そこへいろいろの要請はありますするが、砂糖の消費税の引き下げを行ない、そうして財政収入が減る、また、他面におきまして甘味資源対策として財政の支出を要請をされるというような事態が適当であるかどうか、そういうようなことでいろいろ問題のある点であろうと、こういうふうに考えておるわけですが、いま一番うるさく言われているのは自由化対策ということですございますが、まあ大蔵省としては慎重な今まででございましたが、いま応答をしていっているという最もでございます。

も、これは、大臣、ほんとうを言えば税金でもつて見るべきものじやないだらうと私は思う。農政のほうできちつと手当てをするべきものである。お米について特別にお米のための課徴金を取つたり税金を取つたりしているわけではありません。お米消費税というのを私は払つたこともないわけあります。そういう点の見解、また、検討といつてありますから、そういう点から見ると、砂糖だけが特別に手厚過ぎるという感じを受けるわけではありません。そもそもしてもらいたいと思うのであります。いまの二点について重ねてお伺いしておきたい。

○國務大臣(福田赳氏君) 日本の砂糖の小売り価格が国際水準よりも高いんだという状態でありますから、それは考へなければならぬ問題だろうというふうに思います。しかし、大体、国際社会並みの砂糖の小売り価格であると、こういう状態でありますので、これはあえて財政支出までいたしましてこれが減税を行なうかということにつきましては、まだちょっとふん切りがつけられない。それから一番うるさく言われておりますのは、菓子類に対する輸入の自由化、これに対しまして、日本の菓子業界がこうむる影響というのを考へて、何か対策が必要じやないかといふような議論も熱く農政当局から出でておるわけでござりますが、なお、そういう点につきましては、慎重に検討いたしてみることにいたします。

○鈴木一弘君 慎重に検討するということですが、砂糖についてはあまりやりたくないんですけど、それでも、いまの御答弁では私はまだ納得できない面がある。とにかく、国際的価格云々というのも、はつきり申し上げれば、前回の糖価安定事業法ができたあとで、とたんに、子供が買うキヤラメルにしてもチヨコレートにしても、値段は同じであっても、量が減つたということは、大臣御存じのとおりです。それほど敏感にわざかに二円か十円のことで動いていくのが実際なんでありますから、そういうことを考えたら、その辺のことろを考えて手を打つのがほんとうの政治だらうと思いますし、そういう人間性のあるものをお願い

をしたいと、これは意見でありますから答弁は要らないですけれども、思うわけです。

それからその次に、交際費課税について伺いたいんですですが、交際費の支出が四百万円と資本金の千分の二・五の合計額、それを基礎控除として、その基礎控除の一つに四百万円というのがあるわけであります。この一律四百万円というところに問題があるんじやないかということを感じるわけであります。これは変更するといふような考えはないかどうか。

○國務大臣(福田赳氏君) この問題は、交際費課税全体の問題として四十六年度税制におきましては、中小企業に対する影響がかなり深刻になります。なぜなら、こういうふうな判断のもとに、税制調査会といたしましても、当面これは据え置きだと、そうして課税対象率を六〇%から七〇%に引き上げると、こういう措置にとどめるという方にいたしましたが、確かに、鈴木さん御指摘のように、四百万円という問題、これは問題があると思うんです。これは、四十七年度税制の課題といたしまして十分資料等をととのえ、もしいい案ができますればこれが是正をいたしてみたいと、かように考えております。

○鈴木弘君 わが国ではよく社用天国といふとばがざいぶん言われるわけであります。諸外国の例を見ると、アメリカでは、事業と密接に関連するものと認められるもの以外、接待費の損金算入はいけない、贈答品を受け取る人一人について年間二十五ドル、九千円ということになつておられますし、西ドイツでも、贈答品は一人当たり百マルク、つまり九千八百三十六円まで損金に算入される、しかし、それをこえた場合には、超過分が課税される。ただではなくて、贈答品全部が損金算入からははずなっておりまして、日本ではあたりまえになつて

いる飲食物であるとか、たばことか、商品券は、英國では一切交際費の中には入っていないわけがあります。こういうように、各国の交際費規制や課税については、非常にきびしい態度がとられている。そういう点で、だんだんわが国が国際化していく、自由化していくという現在の時代から考へると、交際費そのものの内容というものを考えられるわけですが、直す必要があるし、交際費課税の対象としての規定というものを整備する必要があるのではないかとういうことが考えられるわけがありますが、そういう点、わが国は非常に甘いわけであります。そういうものも含めまして、なお今後検討するということにいたします。

○鈴木一弘君 今度はちょっと大きい問題であれども、四十六年度において若干の課税についての改正をいたすわけございますが、なお、ただいま御指摘のような四百万円問題、そういうものがあります。そういうのも含めまして、なお今後検討するということにいたします。

○國務大臣(福田赳夫君) 交際費につきましては、四十六年度において若干の課税についての改正をいたすわけございますが、なお、ただいま御指摘のような四百万円問題、そういうものがあります。そういうのも含めまして、なお今後検討するということにいたします。

四十一年の不況と比べますと、まあその程度におきましてまだ傷が浅いというか、そういう認識をいたしております。そういうようなことで、四十年、四十一年の感覚の対策、そういうところまでとなる必要はない、そういうふうな考え方をいたしておるわけでございます。しかし、不況の内容を見てみますと、あれは非常にいいんです、国民消費は。これはかなり堅調であります。輸出も堅調である。悪いのは何かというと、民間の設備投資です。ですから、あのときは、法人税、所得税について減税をしたわけであります。今回は、筋からいいますれば企業減税をする、こういう年柄になるわけであります。企業につきましては、昨年、増税をいたしましたばかりである。そして、しかも、これが二年という限界をつけた増税である。こういうようなことで、それもありますするし、国会におきましても皆さんから法人負担が軽過ぎるんだというような御議論もある。そういうようなことを彼此勘案いたしまして、企業減税といふものはあえていたさなかつたわけであります。ただ、所得税につきまして、経済諸般の情勢にかんがみまして中規模の減税を行なう、こういうことにいたしたわけであります。しかし、減税はそういう状態でございますが、他方にきまして、歳出につきましてはかなりの思い切った施策がとられておるわけであります。つまり、歳出規模におきまして、一兆五千億円、GNPの二%に相当する額を増額をすると、こういうことにいたしまして、実は、けさ、閣議におきまして、歳出につきましてはかなりの思い切った施策がとられておるわけであります。つまり、歳出規模におきまして、一兆五千億円、GNPの二%に相当する額を増額をすると、こうなりの影響を持つてくる。また、その繰り上げ支出の影響を受けまして、四月、五月のころの政府の払い超、これは六、七千億円の多額にのぼるわけであります。金融はかなり緩和すると、こうい

うふうに見ておるわけです。金融の緩和情勢の中で財政が繰り上げ支出によって需要の喚起を直接行なうと、こういうことに相なりますれば、私はこの景気動向に対しましては決定的な影響がある、こういうふうに見ておるのであります。まあ税制の措置はこの程度でございますが、そういう特別の税制措置がなくとも、景気動向に対しましては不安ないと、こういうふうにかたい見通しを持っておるわけであります。

○鈴木一弘君 最後に、時間がだいぶ超過しますので、これ一つで終わりますけれども、いま、設備投資が非常に激減しているから、企業減税を見送るという話があつたんですが、一面のほうから見ますと、耐久消費財の売れ行き不振ということから、思いがけないような在庫の増加ということが私は一因ではないかと思う。そういうことで、これが一つの不況といふものにつくつっているたぶん要因になつてゐる。そういう性格のものを、この不況といふか景気を変えていくには、手つとり早いのは商品が売れればいいということでありながら、そういう面で減税で購売力をつけるといふか、一つの最終需要といふこと有限ると非常にあれでありますけれども、そういうような商品を買わす——買わすというのか、購売力をつけるといふか、そういう意味でも、今回の減税といふものをもうちょっと考えてよかつたんではないかといふふうに思うのであります。そういう点で特に所得税にしほって御答弁をいただきたい。

○國務大臣(福田赳夫君) 所得税減税は、かりにそれを考えましても、この国会において御審議を願う、こういうことになる。そうして、それが来年の三月十五日になつてその税制によっての申告が行なわれるということになりますので、まあかなり時間がずれちやうのです。そのころには景気はもうちやんと立ち直つちやいます。そういうようなことを考えますと、景気対策としてこの段階で所得税減税をやるかどうかですね、これは私はまあ問題だらうと、こういうふうに考えます。そ

ういう減税をやらぬでも景気のほうはだいじょうぶですから、御安心を願いたい。

○委員長(柴田栄君) 大蔵大臣に申し上げます。予算委員会の主査報告がありますので、一時御退席願つてけつこうでございます。

○委員長(柴田栄君) この際、ただいま議題となつております四法案にあわせて、塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法案を議題とし、まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。

○政府委員(藤田正明君) ただいま議題となりました塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近における製塩技術の著しい進展に伴がみ、塩の製造方法を塩田方式のものからイオン交換膜の利用によるものに転換して塩業の近代化を促進するため、塩業整理交付金を交付して塩田等の整理を行なうとともに、塩の価格の国際水準へのさや寄せをはかる等の措置を講ずることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

まず、塩またはかん水の製造を廃止した者に対し塩業整理交付金を交付することとしておりまます。すなわち、一定期間内に塩もしくはかん水の製造の全部または塩田におけるかん水の製造を廃止した者に対して、製塩施設の廃止による減価を埋めるための費用、廃止に伴つて必要とされる退職金を支払うための費用及び塩業整理交付金を交付するための費用として、一定の基準により算出した金額の塩業整理交付金を日本専売公社が交付することとしております。

また、塩の製造者は、交付金の交付にかかる費用の一部を埋めるため、昭和四十七年度以降三年度にわたり一定の金額の納付金を公社に納付しなければならないこととしております。

さらに、塩業整理交付金について、租税特別措置法の定めるところにより、所得税または法人税を軽減することとしております。

次に、塩の価格の国際水準へのさや寄せをはかることとしております。

その第一は、塩の収納価格にかかる合理化目標価格の設定であります。すなわち、塩の収納価格を昭和五十年度の始まる時期において輸入塩価格の水準とする目途として、昭和五十年度までの各年度の合理化目標価格を日本専売公社が定めることとしております。また、これらの各年度において収納価格を定めるときは、合理化目標価格を基準とし、その他の経済事情を参照して決定することとしております。

第二は、事業近代化計画書の提出であります。すなわち、昭和四十七年一月一日以降引き続いて塩田等の整理を行なうとともに、塩の価格の国際水準へのさや寄せをはかる等の措置を講ずることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以上のほか、当分の間、塩の製造者は、日本専売公社の許可を受けて食卓塩等の特定の塩を直接塩元売り人に販売することができるとしておりまことに、公社は、収納すべき塩の製造数量を割り定める一定の基準に適合していない等の場合には、公社は、その者について製造変更の許可をしてはならないこととしております。

以上お話を終ります。

○政府委員(大塚俊二君) 最初に、本法律案の背景となつてある事情について、簡単に御説明申し

(2) の困難な塩田業者のみを対象とし、その中の零細業者に手厚くなるよう塩田の廃止塩量トン当たりほぼ一万元の原資をもって傾斜配分する部分に区分し、それぞれについて計算した金額の合計額を交付することとしております。

(b) 廃止業者が塩田施設を撤去する費用として、トン当たり千百七十五円を廃止業者の塩田塩量に応じて交付することとしております。これを以下「塩田施設撤去費用」と呼称いたします。

一部廃止業者に交付する交付金につきまして

今回の交付金の交付の目的が十分に達成されるよう、第七条の規定により廃止業者の受ける交付金について、租税特別措置法で定めるところにより、これらの者の所得税または法人税を軽減することとしております。

次に、塩の製造者から納付させる納付金について申し上げます。

従来、各種の企業整備の例、たとえば、特定織

包装並み塩でトン当たり七千円と想定しております。
したがつて、この目標価格は、今後公社が収納
価格を定める際の基本となるものでありまして、
今後とも引き続いて塩を製造しようとする者は、
当然この目標価格を前提として企業の経営を行な
うこととなりますので、第九条第一項及び第二項

第七条に規定する許可の制限事項に該当しないことが必要ですが、これらの制限事項のはかに、その申請した者の製造にかかる塩またははん水の製造原価の見積もりが、公社の定める基準に適合しないと認めるときは、その許可をしないことができる旨の要件を新たに加えることとしております。

では、昭和四十七年一月一日以降引き続き塩を製造しようとする者は、日標価格により塩の収納代金を受けるものとした場合に、健全な経営をすることができるることを目標として、事業近代化計画

て、塩の販売及び収納につきまして、塩専売法の特例措置を講ずることとしましたので、御説明申し上げます。

書を作成して、公社に提出しなければならないとしております。

御承知のとおり、現行塩専売制度のもとにおいては、塩の製造者が製造した塩は、すべて公社が収納し、公社またはその指定を受けた販売人がそれを販売することとされており、したがって、製塩企業は、単に塩を製造し、元売り人は、消費地で公社から買い受けた塩を販売するにすぎず、また、塩の商品計画、需給調整、価格形成、輸送保管、その他塩の流通機構のほとんどを公社が担当している実情であります。が、このような制度のもとにおいては企業の合理化意欲が十分發揮される

らうとする者は、製造の更換許可の申請をしなければなりませんが、その申請を許可する際に、公社は、その者が提出しました事業近代化計画書を審査した上、その計画書の内容が、製造の方法、製造能力、その他に事項につきて公社の定める基

とは言いたい状況にあります。

準に適合しており、かつ、その者がその計画書の内容を的確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すると認めるときでなければ、許可

企業が今後公社の収納制度のみに依存することなく、その企業努力によって成長が可能となるよう、生産者が塩元売り人に直接塩を販売すること

をしてはならないこととしております。
さらに、今後、新たに塩を製造しようとする者についても、同様第九条第四項により、その許可の要件を規制することとしております。
すなわち、新たに塩の製造者となるとする者は、塩専売法第六条第一項の規定により、製造の

ができる道を開くとともに、元売り人間の売買を認めるとしたものであります。

しかしながら、塩の専賣制度が公益専賣である趣旨にかんがみ、直ちにこのような制度を大幅に導入することは、塩の需給の調整、価格の安定に問題があると考えられますので、次に申し上げる

方法、製造能力等について申請し、公社の許可を受けることになります。その場合は、同法

ようなその需要の大部分が輸入原塩またはそれを再製、加工した塩でまかなわれております塩種等

○戸田菊雄君 私が聞いておるのは、国内生産にウェートを置きながらも、外国からの輸入が多いようですね。だから、こういう状態は今後も続いていくのかどうか、その辺の見解です。

○説明員(園部秀男君) 全体の消費があえてまい

りますが、国内生産の割合は、今後の技術の進歩によって、国内生産の割合があえていくのではな
かるうかというふうに思われます。

○戸田菊雄君 それから先ほどの答弁で、現地で
まだ話し合いがついておらない業者がおる、こう
いう話ですが、それは見通しとしてはどうなんで
しょうか。いつごろまで全体解決ができる見通し
なのかな、その辺の見解を聞かせていただきたいと
思ひます。

それからもう一つは、専売の説明によりますと、転業業者に対する塩業整理交付金をやるということ、一定の基準案が出されておるわけであります。出されでるのですが、一事業当たり平均どのくらい大体行くのか、あるいは、退職金は一人当たり大体どのくらいか、その辺の内容について

○説明員(國部秀男君) 労使間の話し合いは、現在退職金の問題をめぐって各製塩企業で労使間で話し合いをしておりますが、ほぼ半分に近いところが解決をしておりまし、時期はわかりませんけれども、日々片づくものというふうに思つております。塩業者に対する転廻業助成費用については、千八百人ほどの採かん人といふものがおりますが、その採かん人一人当たり四百万から四百五十万程度になるのではないか、かように考えます。塩業労務者につきましては、一人当たり二百万程度になるのではないか、かように考えております。

○戸田葵雄君 やめて、その後の就職なり、転換ですね、業者転換、こういうものに対しても、やはり厚元が上じよは、ミー、

○説明員(園部秀男君) 公社といたしましても、約三千人ほどの従業員が離職をするということに、こういう考え方ですか。

なります。しかも、比較的中高年齢であるというようなこと、地域的に集中するというようなこと、あるいは時期的にも本年いっぱいというようなことになつてまいりますので、労働省のほうと十分連絡をとりまして、就職のあっせん、あるいは

は職業訓練所の入所についての問題ということについて十分連絡をとっております。かたがた、塩業労働者につきましても、現在どういう種類の職業訓練を受けたいかというような希望を企業なり労働組合を通じて具体的にとつております。それがまとまり次第、さらに労働省に折衝いたしまして、所在地の職業訓練所にどれだけの人間がどういう訓練希望をしておるかというようなことも連絡し、労働省のほうにおきましても、その所在

○戸田菊雄君 これで終わりますけれども、総裁
地の職業訓練所で希望の職種がない場合は、民間
の訓練施設あるいは企業内の職場内訓練施設への
委託等までいろいろ考えていただけたよう聞い
ておりますので、そういう点について万全を期
したい、かように思っております。

○鈴木一弘君 塩業のことについて伺いたいんです
すが、いまの話ですと、一般用塩で百五十万トン
のうち九十万トン、その差の云々ということで、
だんだん国内の製塩が伸びるであろうというよう
な答弁があつたのであります。将来のところま
で考えて、輸入量と国内生産量との関係、これを
ひしていただきたい、以上要望して、私は終わ
ります。

スケジュールに持つていいこうとしているのか、その点を伺いたいと思います。

(説明員：國部秀美君) イオン交換膜の技術が二、三年の間にたいへん進んでまいりまして、御提案いたしましたような、塩田を全部やめて、大規模なイオン交換膜十五万トン以上の規模の程

度で国際競争力のある製塩ができるのではないか
という見通しの確信を得て今日に至っているわけ
でございますが、イオン交換膜の技術は、膜ばかり
でございません、いろいろ作業条件その他の進
歩がまだ現在のところも進んでおります。そういう

う点から考えますると、先ほどの九十万トンという国内生産の数量がふえていくのではないか。直ちにどれくらいふえるというか、あるいは何年ごろにどれくらいふえるかということについては、まだつまびらかでございませんけれども、四十九年、五十年段階へ向けてまあ二十万トン程度ふえる可能性を秘めているのではないか、かようになります。一方、輸入塩は、七百万トン近くソーダ工業用塩として輸入しておりますが、イ

オノ交換膜の技術そのものが最終的にはソーダ工業用塩が国内生産ということを目指して技術開発等進めておりますので、ソーダ工業用塩の一部についても数年後にはイオン交換膜による濃い塩水から生産される日も考えられるではなかろうか、かように考えております。

○鈴木一弘君 答弁が非常に矛盾していて、四十九年、五十年で二百万トンになるだらうと言つて、いながら、さらに多くなるだらうと言つて、昭和五十年というのが一つのめどになつておりますけれどもね、法案では、この五十年のときに、輸入塩はどのぐらい、国内生産ではどのぐらい、ということはちょっと出ないということですね。その目標はないということですね。

○説明員(園部秀男君) 量的な問題より、やはり設備と技術によって国際競争力に耐え得る塩価で供給できる体制をまずつくりたいというのが念願でござります。そういう段階になりますれば、品質あるいは消費者の需要というのにも応じまして

量的な問題もはつきり見通しがつき得る段階に来るのではないか。したがいまして、五十年へ向

かつて、国際競争力に——標準として包装並塩七千円の価格、利益を入れて七千円で、耐え得る生産企業をつくっていく。さらに、その七千円になつたら、その後の物価上昇で生産費が上がる」と

いうことなしに、早期の資本回収なり、あるいはそれに伴う技術の進歩なりというものを含めて、七千円にとどまらず、コストの上でもさらに低減し、あるいは量的にもふえる、そういう体質の企業をつくってまいりたいというのが私どもの

○鈴木一弘君 それはわかつておるんです。
先ほどから提案理由等で伺いました。整備をして国際競争力を付与して、国際価格ないしそれ以下になるぐらいまでのものにしていただきたいと、そういうことはわかるんですが、それじや、ならせるのに、ガイドラインが全然ないということです、いまの話では。それはけつこうです。わかりますよ。ですが、それじや一体昭和五十年にはど

のぐらい国内産の生産というものが進むのか。そういう目標というものなしでいくと、ということになると、何でもいいからいまのところはとにかくやり切れないからイオン交換膜法による製塩という新しい技術に切りかえさせていきたいと、そういう当座のぎということだけなんですね。そ

いうふうにしか考えられない。といふのは、その先々どう手を打っていくのかということが何もないような、ちょうど羅針盤なしでもって航海しているような感じを私は受けるのですけれども、まあ質問に対する答弁になっていないからもう一べん伺うのですけれども、一体、五十年には輸入はどうのぐらい、国内生産は何ほど、こういうことの目標はないんですか。

○説明員(鷹部秀男君) 塩の消費の態様がいろいろございまして、ソーダ工業用塩におきましては、要するに、塩がどんな結晶であつてもかまわない、とにかくNaなりClなりを目さして塩の消費が行なわれるという消費がございます。しようゆ

におきましても、とにかく塩が溶けてしようゆ用に供し得る塩であればいいという消費もございま

す。水産用とか漬けもの用とかいうふうになつてまいりますと、単にNa₃Clということでなしに、結晶系なり、あるいは溶解速度なりというような、いろいろな要件が備わつてくることが必要になつてまいります。

なつてまいります。現在までのイオン交換膜の技術の段階で、いま直ちにということになつてまいりますと、小売りに供せられます五十万トン程度がカバーできる範囲ではなかろうか。それを五十年へ向かつて九十万トンなり、それをさらに上回るシェアを国内生産で占めるようなコストであるいはその量で、向けてまいりたい。その先をさらに量的に輸入塩に置きかわつて国内生産で供給できる体制を持つてまいりたいというのが趣旨でございまして、どうも御質問に対しても正確に答えられないのは残念でございますが、私どもの考え方の方はそういう考え方でございます。

○鈴木一弘君　ということは、ソーダ工業用以外の、家庭用とか、味噌・しょうゆとか、そういう業者が使うものとか、あるいは水産用とか、加工食品用とか、そのほかのソーダ工業用以外の工業用と、こういうものについては、大体五十年にはまかなえると、こういうように私はいま答弁を伺つたような気がするんですけれども、そういう目標になるわけですね。

○説明員(國部秀男君)　ソーダ工業以外の工業用と申しますと、合成ゴムとか、染料とか、いろいろあるわけでございますが、それはソーダ工業用と同じような分野ではなかろうか。それから塩を原塩を溶かして使うというしようゆ等の需要もあるわけでございますが、その辺がボーダーラインになつてくるのではないかろうか。百五十万トン全部五十年に供給できる体制になるというふうには必ずしもいまの段階で予測はできないのではないか、かように考えております。

○鈴木一弘君　まあ大体のところのぼうつとしたものだけは伺いましたから、これはやめておきましけれども、はつきり申し上げて、もう一つ、これから先、塩業を進めていくのに大きな問題としては、公害問題があるだろう。人口が、御承知のように、太平洋岸に移動をしていくということをいわれております。そういうことから見ても、日本の工業化が進むにつれて、海岸の汚染がひどくなる。当然、海水の汚染がひどくなる。高松等で

石油のコンビナートが進出してきている。そういうことで、当然これについての対策というものがなされないと、せっかくの塩業整備といいましても、今度は別の次元の問題でつまずかないとも限らないわけですが、そういう点についてはどういう対策を公社では考えているのか。

○説明員(國部秀男君) 先生御指摘のとおり、瀬戸内海の海水が年々悪くなっているのは、現在の製塩業の海水取り入れについても見られるところでございますが、この法案成立後、近代化企業として四十七年度以降事業計画書を作成してまいります段階で、海水の条件、あるいは海水の条件によつて、いわゆる原料費といいますか、海水取り入れによる塩の生産費のうちの原料費が一体どういうふうになるかという点についても十分配慮して選定にも考えてまいりたいと思います。ただ、イオン交換膜の製塩におきましては、海水のろ過ということを相当徹底してやって、それからイオン交換膜の設備に入れるということでございますので、塩そのものには海水の悪い状態というのは影響してまいらない。ろ過その他にコストがかかる、あるいは運転効率も悪くなるというような面で出てくるものと、かよううに予想しております。

○鈴木一弘君 ですから、イオン交換膜製法によつて一体どこから海水を引き入れるかといふやり方によつても変わることと思いますし、それからまのように、ただのろ過というのか、おそろしいシアンであるとかそういうものが混入してこないとも限らないという現状であります。そうなつたときに、塩そのものの製塩には一向差しつかえございませんとも言えないということになる。イオンで存在しているものがあるわけですから、そういう点を考えると、これは相当の研究がされていなければならぬ。一つは、業者からの要望といふようなものはどうなつてゐるのか。それからこれについての製造研究についてどういうふうに対処しようとしてきていたのか、これからしようとしているのか。その三点を伺つておきたいと思ひます。

○説明員(團部秀男君) 特に、現在の段階で、業者からの要望という点はございません。一般的に現在までも専売公社が塩業者から塩を買い上げるわけでございますが、それの買い上げにあたって塩の分析というものを行なっております。塩の分析の段階で、微量成分、重金属等につきまして十分検査をやっておりますが、いま先生の御指摘の点のような問題は、今後十分研究し検討してまいりたいと、かように思います。

○鈴木一弘君 今後十分検討し研究するということは、いまのところは、受け取ったときにそういう重金属とかそういうものが入っていないかどうかを調べるということだけであつて、製造段階で入らないようにするという点については、やつては、なかなかたということですか。

○説明員(團部秀男君) 現在の段階では、イオン交換膜においては、ろ過器、あるいは製塩設備においては除鐵機その他そういう鉄分等が混入しないような設備はつけさせて今までやってきております。

○鈴木一弘君 いずれにしても、その辺がしつかりしていたただかないと、特に一般用塩ということになりますと、家庭用にもなるわけでありますから、それが検査でチェックはされる。しかし、製造のところでそうなつてしまったら、これは製造業者にとっては非常に大きい痛手になつてくるわけでありますから、十分な検討をしてほしいと思います。

それから塩業の整理交付金、この交付の問題でありますけれども、製塩業界では一千億円を主張していたということもいわれているわけでありまし、今回の措置で十分というふうに考えておるのか。現在、大蔵当局では、百何億ですか、百三十何億といふところまで話がついたとかつかないとかといわれておりますが、そういう点、交付金額は全体でどのぐらい考え方、どういうふうに業界との差のある点は埋めていく決心ですか。

○説明員(團部秀男君) 今回の塩業の整備廃止につきましては、一応、現在、二十六企業九十七万ト

○程度の規模の設備でやつておりますが、そのうちの三分の一、塩田製塩は全部やめる、三分の二がやめるということにいたしまして、昭和四十五年度の予算に計上されました五十億円を合わせまして百八十九億九千五百万円という交付金予算で塩業整備を行なつてまいりたいと、かように考えております。昨年来、業者のほうと塩業の整備にあたつての条件等について十分話し合いを詰めて、昨年の段階で円満に御提案しましたような内容の線で話し合いをしておりますし、塩業労働者についても、十分私どもの意見、あるいは塩業労働組合の意見というものを参酌いたしまして現在までに至つておりますので、そういった点については、できるだけ万全を期したものと、かように思つております。

○委員長（柴田栄君） 午前の会議はこの程度とし、午後一時五十分から隣の第三号委員室において再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時五十一分休憩

○委員長（柴田栄君） ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員長（柴田栄君） ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○松井誠君 私は、大蔵大臣に、租税特別措置の問題に限つてお伺いをしたいと思いますのは、基本的な問題、そういう意味ではあるいは初步的な問題かもしれませんけれども、二、三点お伺いをいたしたいと思うんですが、最初に、去年の秋、これは予算編成前のころのある新聞に載つておつたのでありますけれども、その年の経團連の総会

で、会長のあいさつの中で、輸出優遇措置というものを政府が廃止をするやに聞いておるけれども、とんでもないことだといつて原稿を離れてそここのところは強調した。これは、その年の春に、衆議院で平林議員が総理大臣にこの輸出優遇の特別措置は廃止をする意思があるかどうかといふことを聞いたら、総理大臣は、私個人としては——これは議事録らしいのでありますけれども、個人としてはそういうものを廃止してしかるべきじゃないか、かようにも思つたけれども、私の意見よりも税制調査会がどういうような結論を出していくか云々というようなことを言つた、それに對する牽制だと、こういう記事が出ておるわけです。これは、もう、非常に、何といひますか、描写のしかたが戯画化されて、そういう意味では非常にこの輸出の優遇措置がどうなつたかといふことを、おそらく、国民は、今度はもう要らないのじやないか、そういう意味で輸出優遇措置というものはもう終わりになるのじやないかという期待をしている。ところが、なるほど何がしかの優遇措置の廃止といいますか、そういうものがとられておりませけれども、まだ、しかし、この統計を見ますと、輸出の優遇措置による減収額の租税特別措置全体の減収額の比率といふものは二割をこしている。こういう状況でありますので、経団連の五月の総会の記事と想い合わせて、思い当たる節があるわけです。そういう意味で、われわれは、特に大企業向けの特別措置が整理をされて廃止をされる、縮小に向かうということを毎年毎年期待をしておるのでありますけれども、むしろいつも期待を裏切つてこれが拡大をされていく。そういう特別措置でありますので、それじや具体的に一体特別措置というものがどういう実態になつておるのかということをお伺いをしたいのです。

べたような次第で、これは妥当な考え方であると
いうふうに考えておるわけですが、実際の
その考え方の運用ということになりますと、これ
はいろいろ問題があるんです。たとえば、貸し倒
れ引き当て金、この貸し倒れ引き当て金といふも
のは、一体どういう基準で引き当て金を算出する
かと、こういうところに一つ問題がある。いま、
現在の制度におきましては、業種ごとに貸し倒
れ率というものを算定いたしまして、業種ごとの比
率を求めるわけであります。その比率が適正であ
るかどうかと、こういうような問題もあります
て、かねて大蔵省におきましても、現在の貸し倒
れ比率が適正であるかどうかということを検討い
たしております。特に銀行の貸し倒れ準備率が非
常に高い。実際の貸し倒れ率に比べまして、税法
上の貸し倒れ率が非常に高いと、こういうことに
なつておるという御指摘がいま各方面からあります。
そういうようなことは、これは検討しなけれ
ばならぬというふうに存じておりますと、昭和四
十七年度税制におきましてはその改正をいたした
いと、こういうふうに考えておる次第でございま
す。

考え方については、どうも、会計学上も、当省

の考え方を支持しておるということでございま
して、私どもは考え方を変えるという考え方を持
っておりますけれども、運用につきましては、よ
く検討いたしまして妥当なものにしたいと思いま
す。

○松井誠君 時間がありませんから、かけ足にな
りますけれども、この特別措置が現実に一体どう
いう企業に主として利用されておるのか、どうい
う規模の企業がこの恩恵を最も多く受けておるの
か、そういうことを知りたいと思いまして資料を
お願いをいたしましたのであります、それがあまり
はつきりした形の資料としては出ておりませんの
で、私がいま持つておる資料を申し上げますと、
これはほんの概数になるわけですが、たとえば、
貸し倒れ引き当て金などというのは、資本の規模
で一千万くらいの会社のところまでは、利用する

社が約五〇%ぐらい。だんだん上がっていきま
す。それで、十億以上くらいになりますと、大体八割く
らいが利用しておるという、そういうグラフがあ
るわけです。価格変動準備金は、これは一億円以
上ぐらいのところまでは、半分くらいの数しか利
用しておりませんけれども、その辺をこして、十
億、五十億以上の会社の規模になりますと、どん
どん広がって上がつていておりまして、百億以
上になりますと、大体七割五分くらいの会社が利
用しておる。退職給与の金引き当て金に至りまし
ては、これは百億以上の会社なんかほとんど一〇
〇%が利用しておるのに、五千万円くらいの会社
ですと、約半分、五〇%くらいの会社しか利用を
してない。こういうことで、こういう種類の特
別措置というものは、圧倒的に大企業が利用度が
高い、これはもう争うべからざる事実だと思うの
です。

そういう点から、われわれは、こういう特別措
置というものの廃止を強く要求しておるわけであ
りますけれども、実際には、そういう特別措置と
いうものは、実は年々歳々ふえてきておる。初め
税金がかかることを承知の上でいろいろな準備金
をつくつてみて、それがだんだん一般化をして、
それが会計上いわば公認をされる、そういう段階
で特別措置を要求するという順序を経るのが多
いのだそうありますけれども、最近の新聞によ
りますと、例の為替変動の準備金というものを
で設けた会社がある。これは、おそらくは、円
切り上げに備えるという名目でつくったのでしょ
うが、それも、この新聞の見通しによりますと、
やはり特別措置の一つとして認めさせるいわばス
タートをここで切ったんだという見通しなんで
す。こういうのも、いすればやはり特別措置化
をされるのじやないかと私たち心配をするわけ
であります、この点は、大臣、どういうふうに
お考えになりますか。

○國務大臣(福田赳夫君) しばしば申し上げてい
るよう、円の切り上げというものは全然考えて
おりませんですから、それを前提としたいかなる

措置もとの考え方を持ちおりません。これは
はつきり申し上げます。

○松井誠君 もうこれで時間がまいりましたけれ
ども、こういう形で特別措置というものはしまして
一般的な措置というような形をとられていく。私
の聞くところによりますと、昭和三十九年であり
ましたか、この貸し倒れ引き当て金とかなんとか
いう三つくらいの引き当て金が、いままで特
別措置として数えられておったのに、その後統
計の上からも特別措置ではなくなった。そういうこ
とで、特別措置とは一体何ぞやということがどだ
いわかりにくくなつてくると同時に、ほんとうに
特別措置による減収額がどれくらいかということ
も、どうも統計を任意に操作ができるのじやない
か。そして、そのかわりには特別措置がいつの間
にか一般化をしておると、そういうことになるの
ではないかといふこともわれておるわけであ
ります。そういう意味では、特別措置というものが
国民の目の前からもだんだんつかまえにくいやう
な形にさえなつていておる。そうでなくして、や
はりほんとうにそれこそ包み隠しもせず、実質的
な特別措置であるものは、一体幾らかという、そ
ういうことをはつきりさせるという態度をこれから
あとぜひ堅持をしてもらいたい。

もう時間がありませんから、これで終わりま
す。

○國務大臣(福田赳夫君) 特別措置はあくまでも
特別措置でありますので、その特別というものが
固定化する、定着化する、これは警戒をしなけれ
ばならぬことだと思いますが、年々のことでござ
いますけれども、今後とも努力をいたしたい、
かように存じます。

○向井長年君 大蔵大臣にお伺いいたしますが、
私の持ち時間が、持ち時間というのはおかしいの
だが、与えられた時間が、前半十五分と後半五
分。したがつて、全く短時間でございまして、こ
ま切れな質問をいたしますから、簡明な答弁をお

願いいたしたいと思います。

まず、私は税制の一つの焦点であるところの
直接税と間接税との関係についてお伺いいたしま
す。

政府は、よく、現在の直接税・間接税の比率
は、直接税に片寄り過ぎていると、こう言われて
いるが、正常な直間比率はしかばらくらいが
正確と考えておられるのか、これを伺います。

○國務大臣(福田赳夫君) 先ほど申し上げたん
ですが、比率で申し上げるのは非常に困難でござ
いまして、いまほうつておきますと、今日の六
六%という直接税比率が今後ますます拡大をされ
る、こういう傾向と見るので、まずとにかくそれ

を頭打ちにしたい。なお、できれば多少それをめり込ませるというふうにしたいと、こういうふうに考へておるので、どの辺になるかということは、所得税とのかわり財源がどういうものが見つかることかということにかかると思うのであります。いま、比率を予定をして、それに税制を合わせると、そういう考へは持つておりません。

○向井長年君 今後、五年後あるいは十年後においては、現在のように毎年十万円ずつ免税点の引き上げを行なう、こうした場合に、直間の比率が非常に変わってくると思うんですよ。この問題についての今後の想定をどう考えますか。

○政府委員(細見卓君) たいへんむずかしい御質問でございますが、ことしの場合、御承知のように、自然増収の中から一割を減額したわけでありますが、それでも直接税のウエートが若干上がつてくる。つまり、このことは、直接税、特に所得税は、経済の伸びに対しまして一・五とか六とかあるいは二に近いような弹性値で伸びるわけであります。それが幾らかといふのは、経済の伸び、法人税が伸びるのか、その辺もわかりませんので、確たることは見通せないわけであります。

○向井長年君 続いて、政府は、現在のような直間比率では国民の重税感といふものはいつまでたつてもなくならないと。したがって、重税感というようなばく然とした概念と実際の税負担のどちらを重視していくつもりであるのか。いま言いました感じの問題と、実際のいわゆる税負担、こういう問題について、重税感が減少しても実際の税負担が増大するというような問題が起きてくると思うのですが、こういう問題についていかがですか。

○國務大臣(福田赳夫君) 實際の税負担は、これ

は今後数年間を展望しますと、二、三%程度ふえ

て二一、二%になるであろうかと、こういうふうに見ておるのであります。しかし、いずれにいたしましても、今日の一九%という程度の負担にいたしましても、あるいは二一、二%という負担率になりますにいたしましても、いま負担感ということを国民は非常に訴えるわけであります。たとえば、所得最低限という問題についても、皆さんは百三十万円まで引き上げべしと言ふ。共産党は、百四十万円まで引き上げべしと、こうおっしゃる。そういうようなことをいますぐには実現はできませんでしたが、これを実現の方向に努力をしました。こういうふうに思うのです。しかし、全体としては負担率がふえるんですから、どうして他の財源を求めるということを考えなければなりませんけれども、これを実現の方向に努力をしました。こういうふうに思ふのです。しかし、全體としては負担率がふえるんですから、どうしてかね。そういう過程において直間比率というものは是正をされると、こういうことになるわけであります。

私の念願とするところは、所得税について、もつと減税をしたい。それに関連をいたしまして、それとうらはらをなしまして、直間比率といふものを改正をいたしたい、こういうふうにいま考へるわけであります。

○向井長年君 そこで、政府は、直接税の比率を下げるために、付加価値税の問題を導入したいと考へるわけであります。そこで、政府は、直接税の比率を受けるような免税点ではなくなっておりますよ。しかし、この上とも努力するんだといふことを、声を少し大きくしてつけ加えさせていただきます。

○國務大臣(福田赳夫君) 別に訂正というわけでもありませんけれども、そういう誤解がありますれば、そういう趣旨ぢやない。今日非常な批判を受けるような免税点ではなくなっておりますよ。しかし、この上とも努力するんだといふことを、声を少し大きくしてつけ加えさせていただきます。

○向井長年君 続いて、先ほど言いました付加価値税の問題について、いろいろと一般論討議されておりますが、この付加価値税の導入が三年後としますならば、そのときどきにすでに十万円ずつの免税点が上がつておると、たとえばですね。そういう形になると、課税最低限が百五十万円になつた。こういう場合に、アメリカの課税最低限とほぼ同じだといふことで、減税比率の大ダウントはしなくなつていいと、こういうような形には先ほども申しましたがならない、こう解釈

らうと、大幅に上回つて減税したい。こういう意

向が大臣にあるのかないのか。

○國務大臣(福田赳夫君) 免税点が低過ぎると言ふものですから、そうじやないんだと、もう国際水準を行つておりますよと、こう申し上げている。たましても、あるいは二一、二%という負担率にならぬものであります。これをもつと引き上げる、これはもとより私は希望するところでございます。また、努力したいところでございます。しかも、わが国におきましては、諸外国と違いまして、家庭の蓄積というものが非常に弱い国柄でございます。そういうようなことを考えますときに、ひとり国際水準というところだけで満足をしちゃいかん、そいうふうに考へます。今後とも努力をしたいと、かように考へております。

○向井長年君 大臣の発言が若干誤解されておりますから、これはひとつ十分考へていただきたいと思うことは、いま申しました免税点が国際水準に達しておるから、来年度は大幅減税をする必要はないんだといふような、こういう印象にとつておると思いますから、これはひとつ訂正していただきたい。

○國務大臣(福田赳夫君) 別に訂正というわけでもありませんけれども、そういう誤解がありますれば、そういう趣旨ぢやない。今日非常な批判を受けるような免税点ではなくなっておりますよ。しかし、この上とも努力するんだといふことを、声を少し大きくしてつけ加えさせていただきます。

○國務大臣(福田赳夫君) 長所といいますれば、これは一般的な間接税、一般的な消費税、そういうような性格でありますので、まあその負担感といふものを伴わないでこれが徴収されるという点、そこが私は一番大きな点ではあるまいか、そういうふうに考へます。

○國務大臣(福田赳夫君) 短所といいますると、学問的に、これが、悪平等というか、そういう性格を持つ。所得税のようないくつかの課税の問題について、いろいろと先般來討議されておりますが、この付加価値税の導入が三年後としますならば、そのときどきにすでに十万円ずつ

の免税点が上がつておると、たとえばですね。それは大膽ないわゆる所得減税ができるというようなことを言われたと私は記憶しておりますのですが、こうなつてみると、もしさうだとしたら、来年度の減税改正で政府が所得税の免税点はすでに国際水準並みになつていると、こう一方で言われています。そうすると、来年度の所得減税は大幅に行なわれる。その点について、ただ方便的と言ふべきではないといふふうな感じがするんですが、財源さえあれば所得税の免税点が国際水準であらうとなか

第五部 大蔵委員会会議録第十七号 昭和四十六年三月二十六日【参議院】

一九

の帳面の上では大幅減税になつてゐるけれども、實質上の増税になつてゐるというのが普通ですね。いまも大臣が御答弁になつたように、直接税を中心主義で行く、しかも直接税の中で法人税はそう増徴しないということになれば、大臣のおつしやる大幅な所得税の減税というのも、結局、從来どおりであつて、もし付加価値税制を採用すれば、それにこの付加価値税がさらにかけられるということになつていくと私は思はざるを得ないですね。

それはなにでされども、さらに質問を次に移しますが、ただいまの向井委員の質問に答えて、大臣は、次のように答弁されました。いろいろ、付加価値税の短所として、悪平等ということがあるんだと。しかし、それを補うに所得税の大幅減税をやるから、償つて余りあるんだというふうに言われましたけれども、私は問題はそんなところにあるのじやないと思うんですね。この付加価値税というのは、大臣も言明されているように、物価に織り込まれる。したがつて、所得税を納めている人は当然ですけれども、所得税を納めることができないほどの低所得者層、ここにこそ税金がかかつてくるというところに付加価値税制の一番大きな問題があると思う。そうでしょう。いま大蔵省の発表している数字を私ちよつと見てきましただけれども、就業人口は約五千万人といわれる。その五千万の中の約四割、二千万の人たちが所得税も納められない低所得者層です。それに今度付加価値税制でもつて税金がかかってくるんですよ。簡単にいえば、付加価値税で大幅な增收になるとおっしゃいましたがその大幅增收中の四割は、所得税も納めていない人が負担する。こういうことになつちやう。たいへんなものですよ。これは。ですから、問題は、物価問題だけじゃない。そのところが一番問題です。この点を一体お考えになつておられるのかどうか、十分に考えなきやならぬと思いますが、どうですか。

○國務大臣(福田赳夫君) 税は、收入になつて、

の帳面の上では大幅減税になつてゐるけれども、實質上の増税になつてゐるというのが普通ですね。いまも大臣が御答弁になつたように、直接税を中心主義で行く、しかも直接税の中で法人税はそう増徴しないということになれば、大臣のおつしやる大幅な所得税の減税というのも、結局、從来どおりであつて、もし付加価値税制を採用すれば、それにこの付加価値税がさらにかけられるということになつていくと私は思はざるを得ないですね。

それはなにでされども、さらに質問を次に移しますが、ただいまの向井委員の質問に答えて、

大臣は、次のように答弁されました。いろいろ、付加価値税の短所として、悪平等ということがあるんだと。しかし、それを補うに所得税の大幅減

税をやるから、償つて余りあるんだというふうに言われましたけれども、私は問題はそんなところにあるのじやないと思うんですね。この付加価値税

というものは、大臣も言明されているように、物価に織り込まれる。したがつて、所得税を納めている人は当然ですけれども、所得税を納めることができるないほどの低所得者層、ここにこそ税金がかかつてくるというところに付加価値税制の一番

大きな問題があると思う。そうでしょう。いま大蔵省の発表している数字を私ちよつと見てきましただけれども、就業人口は約五千万人といわれる。

その五千万の中の約四割、二千万の人たちが所得

税も納められない低所得者層です。それに今度付

加価値税制でもつて税金がかかってくるんです

よ。簡単にいえば、付加価値税で大幅な增收

になるとおっしゃいましたがその大幅增收中の四割は、所得税も納めていない人が負担する。こう

いうことになつちやう。たいへんなものですよ。これは。ですから、問題は、物価問題だけじゃない。そのところが一番問題です。この点を一体お考えになつておられるのかどうか、十分に考えなきやならぬと思いますが、どうですか。

○國務大臣(福田赳夫君) 税は、收入になつて、

○國務大臣(福田赳夫君) まだ付加価値税を採用

をしてこれは使われるわけです。使われない場合におきましては、減税財源になる、こういうことになる。減税財源になるという場合を考えてみますと、それは大体低所得者対策、そういうことになるわけです。低所得階層に多くを振り向けるということになる。所得税減税はそういうことをねらつておられるわけあります。

それからこれが歳出としての財源として使われるという場合におきましては、何といつても私はしよう申し上げておりますように、社会資本の充実、社会保障、これがどうしても二つの眼目になるわけです。

やっぱり、それは、政府が付加価値税で吸い上げて、そしてこれを格納しておくわけじやないんで、みんなこれは減税かまた歳出として放出するわけですから、その使い方をどうするかということが問題である。それさえ聲明でありますれば、さらにさらに所得再分配の効力を發揮する、こういうことになるよと、かように考えております。

○渡辺武君 いま大臣のおっしゃったことに対する重ねての質問の前に、もう一つ問題を提起したいと思うのですけれども、大臣ね、社会保障その他でやるとおっしゃいますけれども、税金を取られないで、しかも社会保障でもつて生活を擁護してくれる場合と、大増収になるというそのうちの四割を今まで税金も納めていない人から取り上げておいて、そして、やあ社会保障だといっていろいろ施策を講ずる。どちらが国民のためになるのか、そのくらいの判断は、大蔵大臣、やっぱりしていただきたいと思いますね。

それで、次の質問に移りますけれども、付加価値税の種類はいろいろあるといわれておりますけれども、しかし、その課税標準ですね、種類いかんにかかることのが大体通常ですよ。全然課税標準が違います。

さて、その場合、どうですか、中小企業、零細企業の場合には、大企業のほうは、物価に織り込まれて、先ほど大臣がいみじくも御答弁されたように、企業の收支には関係なしといふ状態は確かに起つておるでしょう。しかし、中小企業、零細企業の場合には、利潤が出ようと出まいとこの税金はかかる。付加価値にかかるんですよ。これは、消費者に転嫁できるところはいいけれども、零細商店などは転嫁できないですよ、とうてい。そうなつた場合は、利潤が出なくとも重い税金がかかる。これは中小企業、零細企業泣かせのたいへんな悪税だと私は思いますけれども、その点、どう

ぽつ始めようかと、こういうことがありまして、どういう体系をとりますか、また、その体系のもとににおいてどういう課税対象にするか、課税率にすることによってどうなれるか、いまお話しのような状態が起るわけなんですね。ですから、転嫁が行なわれやすいような仕組みというものをこの問題をねらつておられる場合に的確に盛り込んでいかなければいけませんから、検討いたしました。それからこれが歳出としての財源として使われるんだから、付加価値税制といえども、所得税、法人税とは違つた税の体系になるわけですね。率直にいえ、フランスで採用している付加価値税制、あるいはその他の国で採用している付加価値税制、形態はいろいろ違うけれども、しかし、課税標準ですね、これは所得税、法人税と私は根本的に違うと思う。所得税、法人税の場合は、これは収入から経費を引いたものが所得だと、いう概念、これはちゃんと税法に出ております。付加価値税制の場合は、収入から経費を引くのじゃないです。大体、付加価値にかかる、大まかにいえば、つまり、支払った人件費、それから利潤、それから利子、あるいはまた地代、などにかかるわけですね。商店の場合でいえば、売り上げた売り上げ高から仕入れた仕入れ高を引いてそれにかかるというのが大体通常ですよ。全然課税標準が違います。

さて、先ほど、いやそういう人たちには社会保障をやればいいじゃないかという議論がありましたが、それでも、しかし、ひるがえつて考えてみれば、いまの法人税率というのは、これはヨーロッパ諸国に比べても低いことは、大臣も御存じのとおりです。その上に、租税特別措置その他で大企業に対しては至れり尽くせりの減税が行なわれているんですね。ある人が四十六年度で推計しまして、大企業や大資産家に対する国税だけでの特別な税の減免は約二兆円くらいになると、いう推計をしております。高福祉・高負担論といふことを盛んに言つておられますけれども、それならば、負担力の高いこういう大企業や大資産家に負担をさせて、公平に公正な税金を取り立てて、そうして、貧しい国民に対しては社会保障なり何なり十分やつてもらつて、そうして高福祉にするということこそ、ほんとうの高福祉・高負担じやないか。そうして、この付加価値税制の採用などはお金になつたほうがいいのじやないかと思いますが、どうでしようか。

○國務大臣(福田赳夫君) まだ付加価値税を採用するというようなことを申し上げておるわけじや

お思ひですか。

○國務大臣(福田赳夫君) この税制は、転嫁といふものが行なわれないと、いまお話しのような状態が起るわけなんですね。ですから、転嫁が行なわれる場合に、的確に盛り込んでいかなければいけませんから、検討いたしました。いずれにいたしましても、大蔵省では何らの検討をまだいたしておられない問題でありますので、まだお答えいたしかねます。

○渡辺武君 だから、私、いろいろ言つたんですことは今後の検討でしようけれども、いずれにしても、付加価値税制の採用を検討していると言わられるんだから、付加価値税制といえども、所得税、法人税とは違つた税の体系になるわけですね。率直にいえ、フランスで採用している付加価値税制、あるいはその他の国で採用している付加価値税制、形態はいろいろ違うけれども、しかし、課税標準ですね、これは所得税、法人税と私は根本的に違うと思う。所得税、法人税の場合は、これは収入から経費を引いたものが所得だと、いう概念、これはちゃんと税法に出ております。付加価値税制の場合は、収入から経費を引くのじゃないです。大体、付加価値にかかる、大まかにいえば、つまり、支払った人件費、それから利潤、それから利子、あるいはまた地代、などにかかるわけですね。商店の場合でいえば、売り上げた売り上げ高から仕入れた仕入れ高を引いてそれにかかるというのが大体通常ですよ。全然課税標準が違います。

さて、先ほど、いやそういう人たちには社会保障をやればいいじゃないかという議論がありましたが、それでも、しかし、ひるがえつて考えてみれば、いまの法人税率というのは、これはヨーロッパ諸国に比べても低いことは、大臣も御存じのとおりです。その上に、租税特別措置その他で大企業に対しては至れり尽くせりの減税が行なわれているんですね。ある人が四十六年度で推計しまして、大企業や大資産家に対する国税だけでの特別な税の減免は約二兆円くらいになると、いう推計をしております。高福祉・高負担論といふことを盛んに言つておられますけれども、それならば、負担力の高いこういう大企業や大資産家に負担をさせて、公平に公正な税金を取り立てて、そうして、貧しい国民に対しては社会保障なり何なり十分やつてもらつて、そうして高福祉にするということこそ、ほんとうの高福祉・高負担じやないか。そうして、この付加価値税制の採用などはお金になつたほうがいいのじやないかと思いますが、どうでしようか。

○國務大臣(福田赳夫君) まだ付加価値税を採用するというようなことを申し上げておるわけじや

ないんです。まだ検討もいたしていない、こういう言
うのですから、採用を前提としての御議論には、
まことにお答えがいたしにくいのであります。と
にかく、あなたのおっしゃることはおっしゃること
とでお聞きをしておきますが、私どもは、まだ
検討段階にも入つておらないんだと。この夏、ころ
ぼつぼつ税制調査会のほうでお調べ願おうか、こ
んなふうな立場でござる。こうござなを守り申

得したいと努力しております。
なお、逆特恵の問題でござりますけれども、逆特恵は確かに望ましくないので、できるだけ逆特恵などはしないようということは、これは機会あるごとに逆特恵供与国に對して申し入れをしております。

規定を含みましたいわゆる七〇年の通商法案が流れただけでございまして、その対策としまして、輸につきましても、はきものにつきましても、関税割り当て制度を業界から強く希望されているということを聞いております。

どくなるのじやないかと非常に懸念されているといわれているんですね。そこで、このSDRについての日本の立場なんですが、その点を伺いたいんですがね。

SDRにつきましては、これを批准しました際に、SDRの発動条件としまして三つの条件をわざわざ書いてあると理解しているわけで

○鈴木一弘君 外務省等を呼んでござりますのういうふうな問題であると申しますと大いに申し上げておきます。

が、例の特惠関税で、対日三十五条を援用していい国、こういう国については、この三十五条の援用をやめさせないといかぬ。もう一つは、逆特惠をやっている国についても、日本が特恵を与えるという受益国に選ぶべきではないだろう。おそらく、その点については、外務省のほうでは、専門分野でありますから、専門的に折衝していると思

うのですが、その経過だけをちょっと伺いたい。
○説明員(小山田隆君) わが国が昭和三十年に
ガットに入りましてから、イギリス、フランスなど
主要貿易国が日本に対してガットの三十五条を援
用しまして、一番ひどい時期には四十八の国が日
本国に対するガットの三十五条を援用してあります。

特權的)のものにならなければならぬ。その点は、どういふふうになつてゐるのか。特に、最近の情報では、アメリカがケミカルシユーズそのほかに對して関税割り当て制というものをやりたいということを言つておるわけありますが、その点についての経過と見通しを話してもらいたいと思います。

○説明員(室谷文司君) まず、アメリカの特惠におけるはきものの取り扱いでござりますが、現在のところ、アメリカとしましては、ケミカルサンダルを含みましたはきものについては、一應例外措置にするということを発表いたしております。

なお、ケミカルサンダルを含めました靴につきましては、はきものにつきまして最近輸入制限運動が非常に高まつておることは御承知のとおりでございますが、昨年、繊維を含めました割り当

○説明員（小山田隆君） 現在、三十五条援用国は二十二ござりますけれども、その中で、特惠供与されるであろうと、つまり、これは、特惠供与というの、自己選択の原則というのがございまして、向こうのほうで特恵を与えてほしいと言つておなれば与えないのですが、一応特恵供与国になるであろうと思われる国は、全部で十

助の措置を受けることが通商拡大法に基づいてできることになつておりますが、それについて、昨年の末に、調整援助措置がなされまして、関税委員会で調査された結果、一部被害なしと、一部二対二で結論が出てなかつたということに現在なつておりますが、今後どういう推移になるか、われわれとしては注目をいたしている次第でございます。

○木村禎八郎君 総理大臣がお見えになりましたから、二点質問したいと思います。

助の措置を受けるといふことが通商拡大法に基づいてできることになつておりますが、それについて、昨年の末に、調整援助措置がなされまして、関税委員会で調査された結果、一部被害なしと、一部二対二で結論が出てなかつたということに現在なつておりますて、今後どういう推移になるか、われわれとしては注目をいたしている次第でございます。

○木村福八郎君　総理大臣がお見えになりましたから、二点質問したいと思います。

その第一点は、国際通貨に関する問題です。それからもう一つは、予算運営の基本態度につきましてです。まず、時間が二十分しかございませんから、その第一点の国際通貨について質問の焦点を一応私のほうからしぼって申し述べますので、それをお咎め願つて、それからその次の質問に移

まず、国際通貨の問題ですが、総理も御承知のように、O E C D では、昨年五月の関僚理事会以来、インフレ克服を七〇年代の最も重要な課題として取り上げていることは、御承知のとおりですね。世界的インフレの根源をなすものはアメリカの国際收支であることは、御承知のとおりです。その国際收支が最近また非常な巨額な赤字を出すようになっております。依然として大幅な赤字が続いているわけです。そこで、欧州大陸の諸国では、もう国際的なそりしたインフレにお手上げの状態なんですねけれども、特にそういう状況のもとで S D R が今度こそしの I M F の総会でまた第二回の発動が要請される可能性もあるが、そうなると、ますます S D R の発動によってインフレがひ

○國務大臣（福田赳氏君） まず、私からお答え申し上げますが、アメリカが昨年たいへんな赤字を出した。約百億ドルであります。しかし、その多くは短期資本なんです。つまり、アメリカがいま低金利政策をとっています。だものですから、そのアメリカのドルが、アメリカより高い金利のヨーロッパだと、まあ日本にも幾らかあります。が、そういうところへ動く、そういうことなんですね。SDRというのは、そういう短期的な動きでなくて、長期的に世界経済が発展をする、そういう発展に対して決済資金が不足すると、こういうことをねらっておるわけですから、一時的なアメリカの赤字状態、こういうものをとらえてSDRがどうだとかああだとかいうような議論をするのは適当じゃないと、こういう基本的な考え方

方でございます。

○木村禧八郎君 それは国際感覚についての認識が足りませんよ。佐々木日本銀行総裁は、二十五日に、外人記者クラブで「日本経済の現状」と題して講演をしまして、その中でこう述べていますよ。「国際通貨情勢はしばらく安定しているが、米国の赤字が続き——続いているんですよ——各

国のドル保有がふえ続けると、一九六八年の事態に近いことが起る環境ができるでしょう。SDRの第二回発動の話合いが今秋から始らうが、いまのようない状態では、SDRをふやす必要がないという意見が高まろう。」と、こういう意見を述べています。ですから、大蔵大臣、この前われわれがSDRを国審議して批准したでしょう。そのときの条件があるで満たされないで反対になつていて、から、今度第二回目の発動を要請されたときに、日本としては、条件が満たされていないのに、そのままイエスと言えますかといううことです。そこを質問している。もつと自主的な判断をしないといけませんよ。この前の批准の際の条件をよく考えてごらんなさい。

○國務大臣(福田赳天君) SDRは、世界的に経済が発展をすると。そうすると、限られた金を背景としたドル、これの流通だけはどうも不足をするんじやないかと、そういうことなんです。ところが、いま木村さんが御指摘のように、アメリカは赤字だと。ですから、ドルが各国にばらまかれる、こういう状態になつております。現在のこの時点だけをとらえて見ると、これは通貨増發といふが、アメリカのいまドルを放出している状態というのは、アメリカの低金利政策が原因になつていて、世界各国はアメリカに比べて高金利だと。そこで、ドルがヨーロッパへあるいは日本へといふうに流れている。そういう現象がいま起こっているんです。しかし、これがいつ是正されるか。これは、アメリカが高金利政策をとるようになります。

すれば、すぐ是正されちゃうんです。そうすると、そこでまた世界通貨の不足が出てくると、こういうことなんで、いま当面の現象だけを見まして、それでSDRはどうだというような議論をするのは、私は早計に過ぎると、こういうふうに思います。

○木村禧八郎君 時間がございませんから、簡潔にイエスかノーを答えてもらいたい。大蔵大臣、強弁していますが、二年前に批准したときの条件をさっき言つたでしよう。二年たつていてるんですよ。逆の方向に行つていてるんですよ、あなたそんなことを言つたって。世界的インフレの原因は、何といつたって、アメリカのベトナム戦費を基軸通貨であるドルの札をどんどん刷つて諸外国から物を買うからですよ。日本の円なんか諸外国から買えませんから。ドルは基軸通貨でしよう。基軸通貨をいいことにしてどんどんドルの札を刷つてベトナム戦費をまかなつて、そこに問題があるわけですよ。SDRは、また、ドルにかわるけれども、金にかわらない。そこで、これがまたインフレの原因になるということでしょう。だから、今度の秋のIMF総会で必ず問題は出ますよ。それで、各國が、いま日銀総裁が言つていますように、各國がこれについてはいろんな批判が高まろうと言つてあるんですけど、そのときに恥をかかないよういま私は質問しているんですよ。それで、各國が、いま日銀総裁が言つていますように、各國がこれについてはいろんな批判があつたんです。これは木村さんも御承知のとおりです。それで、いま御指摘のクローリングペッグだとかいろいろな形の為替流動幅の議論が出てきたわけですが、その後国際通貨不安が一応は解消した。ただいまは、何といふか、比較的国際通貨状態が安定した実態にあるわけなんですね。そういう条件が満たされないのに、今度はよろしくござりますと言つたら、国会の権威にも関しますよ、日本の国会の。それを質問しているんですよ。總理、いかがですか。

○國務大臣(佐藤栄作君) 専門家同士でいろいろ議論しておられるだいまの問題は、来年の春くらくなると本格的な議論が出てくる、したがつて、おそらくことしの秋はこういう問題がすでに注意なさる、かように思います。私は、この話

は、そう簡単に第二回目の発動と、こういうことには踏み切れるとは思いません。これはもちろんいろいろな——戦費ばかりじゃない、いろいろな事情がかみ合つてゐるから、そういう点を十分勘案してそういう事態に対処する、そのときの心がまえ、これがただいまのお尋ねだらうと思ひます。具体的な問題では、将来の問題として十分注意してまいり、これだけを申し上げます。

○木村禧八郎君 十分にやつぱりそういう情勢になつたときの心がまえもいまから用意しておかなければ、われわれも国会でこれを審議した関係上、その後条件が満されていないんですよ。それで、今度の秋にまた問題になるだろう。そのときに、これを政府が無原則にまた第二回目発動のときに入れたら、私は非常におかしいと思いますから、いま質問したんです。

第二は、OECDあたりは国際機関ですから、円の切り上げの問題はOECDの会議では表立つて論議されないと思うんですよ。しかし、そのかわりに、私は、どうしても変動為替の問題が今度IMFで取り上げられるのではないかと思う。アメリカは強力にこれを主張しているわけです。変動為替の問題はね。ことに、このあいだ、ニクソン大統領のことしの経済白書を見ましても、国際收支の部分を読みますと、これは非常に重大な内容を含んでおります。こう言つているですよ。国際收支の黒字をSDRの配分額以上に累積する国がある限り、アメリカの国際收支はなかなか改善されない。だから、そういう国には為替調整をやつてもらうほかないと、こう言つているわけですね。そこで、アメリカは、変動為替をいま主張しているわけです。この前からしておりますね。いわゆるクローリングペッグという問題もあります。そこで、おそらく今度やはりIMFにこの変動為替の問題がアメリカから出されるのじゃないか。そのときに、日本は、どういうふうにこれに対処するか。いままでは議論の段階だったが、今度IMFで出された場合、日本政府としては、なんでもかんでも固定為替でこれまでどおり

行くのかどうか。そういう情勢が許されるかどうか。アメリカは強力にやつてくる。このごろアメリカの態度は変わってきました。前はドルの切り上げが問題になつていましたが、このごろは、アメリカドルよりも強い国は切り上げなさい、弱い国は切り下げるなさいと、こういう態度でしよう。そして、その切り上げ——日本にとっては切り上げは、直接出してこないかもしれません。その前段として私は変動為替場の問題を提起してきました。だから、そのときの用意に、われわれは変動為替は反対です。固定為替に行くんだと、もつと国際的に説得性のあるそういう立場がなければおかしいと思う。ですから、あくまでも固定為替で行くのか、その場合にどういうふうに対処されるかこの点を……。

○國務大臣(福田赳天君) その問題につきましては、昨年の国際通貨不安、あのときのん議論があつたんです。これは木村さんも御承知のとおりです。それで、いま御指摘のクローリングペッグだとかいろいろな形の為替流動幅の議論が出てきたわけですが、その後国際通貨不安が一応は解消した。ただいまは、何といふか、比較的国際通貨状態が安定した実態にあるわけなんですね。そういう条件が満たされないのに、今度はよろしくござりますと言つたら、国会の権威にも関しますよ、日本の国会の。それを質問しているんですよ。總理、いかがですか。

○國務大臣(佐藤栄作君) 専門家同士でいろいろ議論しておられるだいまの問題は、来年の春くらくなると本格的な議論が出てくる、したがつて、おそらくことしの秋はこういう問題がすでに注意なさる、かように思います。私は、この話

なりますと、これはどうしてもIMF協定の改定になるんです。このIMF協定を改定して関係諸国との承認を求める、こういうことは容易なことじやない。かりに、これが実現をされるということになりましても、これは現実問題とするとなかなか実行は困難であろうというふうに私どもは見通しております。

ほうに投資が行かないで、いわゆる設備投資のほうに投資がどんどん行くんじやないんですかね。そういう情勢が是正されないんじやないか、こんな大幅黒字が続きますと。そういう点につきまして、いかがですか。

弾力的運用、そういううたてまえで、特に景気対策を意識して編成されていることは、御承知のとおりですね。ところで、財政の弾力的運用というふうにいって、経額七百億円の政保債、借り入れ金等の増額を予算総則に規定しているわけです。それは何の法的根拠に基づいているのか。

それからその法的根拠は、おそらく財政法の二二二条の規定によるもので、この辺はまだ

らかじめ予見できないのですから。そのところを私は問題にしなきゃいけない。ですから、どん
どんこうやつて、それから五〇%の限度も、それ
が正しいのかどうかですよ。五割でいいのか、三
割でいいのか、二割でいいのか、あるいは六割、
七割でいいのか、基準がないわけですよ。ですか
ら、あらかじめ予見しがたいものにつきまして、
は、これはやっぱり補正予算を組むことができる
条項があるんですから、それを適用すべきであつ
て、弾力条項をあんまり乱用すべきじゃないと、
こう思うんですが、これは、総理、いかがでしょ
うか。

うふうにふやそうという議論は、優等生に対しまして、もう勉強を少しやめる、劣等生のランクまで引き下がれと言うに等しい議論であつて、私どもいたしましては、どこまでも、おくれておる国々は、あるいは乱れておる国々は、日本のようにならぬ姿勢を正せと、こういうふうに主張をすべきである。どこまでも固定爲替相場は一%で、これで邁進すべきものであると、かように考えておりま

○木村福八郎君 おそらく、今度、IMFにこの問題は出ると思うんです。今までには、大体、アメリカのシユバイツアーやたりがIMFで非常に主張しています。アメリカ、西独、イタリアは賛成ですよね。いま、日本、フランス、ベルギー等が反対なんですが、アメリカがこれを強力に出しますと、押し切れるかどうか、一つの今後の大きな課題だと思いますよ。

さましては、国際収支の黒字がどんどん続いているですね。黒字が続くと、いま外貨集中制ですかね。どうしても外為にこれを売りますと円が出でますね。それがインフレの原因になってしまいますね。だから、この際、外貨集中制につきまして再検討する必要はないかどうか。外貨集中がどうしてもインフレになりますからね。そういうことと、それからもう一つ、こんなに黒字がどんどん続いてきますと、どうしてもいわゆる社会資本の

それから外貨が入つくると円資金がそれだけ放出されるわけでございますが、それが民間設備投資の増加につながるというような御議論であります。ですが、そうは私どもは考えておりません。政府資金の支払い超過という形で外貨の積み立てが国内経済には影響してきますけれども、それは日本銀行のオペレーションというような形で適当に調整をいたしておりますので、いささかも実体の経済面には影響がない、こういうふうに考えております。

○木村禪八郎君 この外為の運用で、アメリカの金利がどんどん下がってきますね、外為証券と延べ払いと逆さやにならぬかどうか、そういう点が一つ。

それからもう一つ、時間がなくなりましたから総理に伺いたいのは、予算運営の基本態度なんですが、これは中身はこういうことなんです。四十六年度予算は、中立機動型とか、あるいは財政の

それは財政法違反じゃないかと思うんですね、この弾力条項の規定の範囲をこえているんじゃないのか。乱用になる。それには、どうしても補正予算の条項を適用すべきであって、つまり、予算作成後に行じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出、または債務の負担を行なうため必要な予算の追加を行なうことができる。ですから、そういう場合には、予見しがたい経済事情の変化というものに対して、それまでも予算総則に書いてそろして景気調整として弾力条項を利用するとは、私は行き過ぎじゃないかと思うんですよ。乱用になるとと思う。ですから、事務的に、增收になつて、その增收に――たとえば郵政特別会計が增收になつて、その增收の範囲内で国会の承認を得なづくても、それに関する経費等については増額してもいいという弾力条項なんですね。本来は、それが、何か景気調整にまでこれを拡大するということは行き過ぎであって、そういう場合にはやっぱ補正を組むべきじゃないかと思うんですよ、あ

してあります借り入れ額の五倍、こういうふうになつておるわけであります、これは、木村さん、もう毎年毎年これだけのものを予算に計上しておるんです。今度どこが違うかというと、これは発動含みである。つまり、景気情勢がどうも思わしくないという際にはこの借り入れを発動しますよと、こういうことなんです。いままでは、これは五割の弾力条項があるんです。あるのであります、たとえば四十五年度につきましても、五割の弾力条項は四千何百億になります。それが、ことしの下半期は景気がどうもおかしいと、こういうので、そのうちの約二割方の発動をいたしたわけであります、今度は、場合によれば、全額の発動もするかもしらぬよというような意味合いで、まあ気分的に違つた面があるのでありますけれども、制度といたしましては全く従来のもの踏襲であります。

それからもう一つのあれは、債務負担行為であります、これも從来二百億円というものがある

○國務大臣(福田赳氏君) 私から先に――
○木村裕八郎君 これは総理から――。
から先にお答えさせていただきます。
今度は、弾力条項に該当するものは七千億余り
なんですが、そのうちの大宗をなすものは、五千
七百七十五億円の八公庫の借り入れ弾力です。こ
の八公庫の借り入れ弾力は、予算額のかりに予定
しております借り入れ額の五割、こういうふうに
なつておるわけであります。これは、木村さ
ん、もう毎年毎年これだけのものを予算に計上し
ておるんです。今度どこが違うかというと、これ
は発動含みである。つまり、景気情勢がどうも思
わしくないという際にはこの借り入れを発動しま
すよと、こういうことなんです。いままでは、こ
れは五割の弾力条項があるんです。あるのであり
ますが、たとえば四十五年度につきましても、五
割の弾力条項は四千何百億になります。それが、
ことしの下半期は景気がどうもおかしいと、こう
いうので、そのうちの約二割方の発動をいたした
わけであります。今度は、場合によれば、全額
の発動もするかもしれないよという意味合いで、まあ気分的に違った面があるのであります
けれども、制度といったしましては全く従来のもの
の踏襲であります。
それからもう一つのあれは、債務負担行為であ
りますが、これも從来二百億円というものがある

うふうに思います。

あります。これを、今度は、まあ景気情勢にもかんがみましてこれを増ワクするというので問題かなりとすればいままでも問題があつたはずなんですね。いまさら問題というのもいかがかと、こうい

それから新たに設定したものがあるんです。それは何かというと、政府保証債です。これを約千二百億になりますが、新たに政府保証債というものの発行をお願いすることにいたしたわけであります。これも政府借り入れ金と同じ性格のものでありますし、私どもは、財政法の解釈といったまして決して不当な措置ではないと、こういうふうに考えております。

いたるか、かようと思つて提案したような次第であります。

○木村禎八郎君 弹力条項は前からあることは承知しておりますし、前に決算委員会でこれ取り上げたわけですよ、弾力条項につきましてね。これは、結局、あれでしよう、財政法二十二条の六号が法的根拠でしよう。

○政府委員(橋口牧君) 財政法の解釈の問題でございまして、私からお答えを申し上げます――

○木村禎八郎君 弹力条項の法的根拠です。

○政府委員(橋口收君) 弹力条項の法的根拠とい
たしましては、財政法第二十二条第六号に規定が
ござります。この規定は、第一号から第五号まで
予算總則に記載すべき事項が法定をされておりま
すが、それに加えて、調整的包括的な規定といた
しまして、「前各号に掲げるものの外、予算の執行
に關し必要な事項」、これで弹力条項の規定を置
いているわけでございます。

○木村藉八郎君 ですから、いま二十二条六号に
基づくということとははつきりしたわけですがれど
も、それに基づいて結局今度弹力条項を非常に拡
張しましたが、いずれも「予見し難い経済事情の
変動」となっているんですよ。予見し得るものに
ついてはいいというんですよ。何も指定している
んじやないんです、今まで。つまり、予算化さ
れている部分、これは予見し得る範囲内、それに
限ってその執行に必要な事項は財政法二十二条六
号によつて規定してよろしいが、その範囲をこえ
る規定はいけないということなんですよ。

それからもう一つ、大藏大臣は、財政法の關係
で、使途を特定しない国庫債務負担行為につい
て、これを限度を増額しているんですよ。これ
も、財政法から見ると、財政法は、たとえば特定
した国庫債務負担行為に規定するものほか、「災
害復旧その他緊急の必要がある場合」となつてい
て、これは災害とか緊急の必要がある場合にふや
すことができるのであって、これを拡張解釈し
て、何か景気調整にこれを拡大しているというこ
とですね。それで、使途を特定しない国庫債務負
担行為の限度を拡大している。ですから、財政法
は、景気調整ということを前提にしていないんで
すよ、この財政法は。非常に厳格になつてゐる。
もしそうしたいのなら、財政法を改正すべきです
よ。そうしなきや非常に無理が出てきます。です
から、いま総理は決して法律に反してまでそう
いうことを無理にすべきじゃないと、こう言われ
て、もちろんそうしていないと言われますけれど
も、財政法のたてまえは、これは総理も御存じの
とおり、非常にきびしいんですよ。それを無理し

て拡大解釈しようとしているから、無理が出てくるんですよ。ですから、前に私は彈力条項を問題にしたんです。そのときに、拡大解釈をしないように——もしそうすると、今後、防衛費で第四次防衛計画で、非常な予算が出てくるでしょう。どうも私はそれに備えるために——結局、そなりますよ。結局、防衛費のほうにたくさんお金を使うから、ほかのほうが足りなくなつて、そうして政府保証債、あるいは道路公団債、そういうものをどんどん拡大していく。これは乱用したらいいへんなことになりますよ。ですから、私は、この際きびしくやっぱり一応ここで問題にしておく必要がある。それで、ある程度この質疑を通じて歯どめ的ないわゆる警告を発しておかなければいけないのじやないかと、こう思うので質問しているわけです。総理大臣、再度……。

○國務大臣(佐藤榮作君) この予算總則の十一条の第二項「政府は、予見し難い経済事情の変動により」云々と、こういう書き出しがして「ございまして、「予見し難い経済事情の変動により」、まあこういうところに、景気対策と、さよう言うことはどうかと思いますが、一つの現在予見しない事情が起きた場合に、そのときに、これをずつと読んでみると、各公団、公庫等が「百分の五十分に相当する金額の範囲内において、当該額面総額及び元本金額の合計額を増額することができる」と、この規定があるわけですね。この範囲にいまのものが該当するのじやないかと、政府はかうように考えておるわけであります。これは、いま注意がございましたが、もちろん、政府とすれば、拡張解釈する、何でもやるんだと、こういうことはありません。四次防などはまだ議論されておらない。そこまで話が飛んでは、私もちょっと面くらうんですが、もう何度も予算委員会で申しましたように、中曾根私案なるものはまだ私は説明も受けておりません。四次防などはまだ議論されておらない状態です。もちろん、そういうもののがかかります際に、ただいまの原則が守られるようこれが十分注意していくつもりでございます。

臣、補正予算をそのとき組むべきやないかといふんです、財政法二十九条による。

○國務大臣(福田赳氏君) これは、補正予算を組むということもまた考えられます。それは、政治情勢がこれを許し、国会を開催するというような時期でありますれば、補正予算を組んで一向差しつかえないものであります。ただ、国会の閉会中の場合は、さあ急にというようなお願ひがいたしかねる場合が多いわけござります。そういう場合に、一体どうするか、経済の状態を放置していくいかかというようなケースもあるうかと思いまして、この弾力条項というものが設けられておるのであります。決して乱用はいたしません。

○戸田菊雄君 本論に入る前に、総理に、政治姿勢について一点お伺いをしておきたいと思います。

それは、今次の予算の審議を通じて見まして、日中友好回復、あるいはアメリカとの纏維交渉の問題、あるいは国内においてはインフレ、公害、交通事故、なんかず政府が四十六年度予算提案で三Kと言われた、米の問題あるいは健保の問題、あるいは国鉄の赤字克服の問題、こういう各重要案件について見ますと、全然前向きで解決しようというそういう姿勢が見受けられない。総理はきわめて消極的じゃないかという考えを持つのですが、その辺に対する総理の政治の姿勢について一言お尋ねをしたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) 最近の、ことしの問題、あるいは昨年起来きておる問題、ことに、私自身が、こういう問題に対処する姿勢として、ただいまは内政の年だと、こういう表現で昨年來来ておるわけであります。外交よりも内政の年だと。これがいまの山積する問題を取り組む姿勢であります。もちろん、纏維対米輸出の問題あるいは中国問題、これもたいへんな問題ですが、それはどうも簡単に一朝一夕には片づかない、かようにも思ふからこそ、内政の問題だと、こういう取り組み方をしております。これが消極的だと、前向きではないとか、こういうような御批判を受

けますが、これはどうも戸田君に御自由に御批判してくださいと申し上げる以外はないようです。私は、とにかく、そういう問題を前向きな姿勢で取り組んでいく、その気持ちはもう十分でござりますから、それ以上はつけ加えるものはないよう思ひます。

○戸田菊雄君 それじや、本論に入りまして、第一点は、従来もそうですが、総理も、福田大蔵大臣も、佐藤内閣は常に安定成長ということを言ってきました。四十年以降、一〇%ないし一二%の経済成長を歩み続けておるわけでありますけれども、安定成長というものは一体どういふうにお考えになつておるか、その見解についてお答えを願いたい。

○國務大臣(佐藤栄作君) 大体、日本の場合は、一〇%前後の成長を続けたい、そういう長い成長の道をたどりたいと、これが安定成長を期待しておる気持ちでございます。どうも、しかし、一〇%程度ではなかなか国民も納得しない。とかく、どうも、一二%、二三%、こういう高度成長を続けておる。これがいままでの実情ではないかと思います。どうも、しかし、国民のバイタリティ、エネルギー、これはたいへんなものですから、これを政府自身がゆがめることもいかがかと思ひます。ただ、そのよつて生ずる弊害さえないならば、これはそれなりにいいじやないか、かように思つていまでは来ておつたわけであります。ところが、昨年からことしにかけまして、いままでやや停滞している、そういう問題が起きておる。これはもうすでに私どもが心配していた安定より以上の高度成長だと、こういう結果が出てきた。ところで、ことしの予算編成は、そういうことのないよう、大体一〇%程度をねらつた予算を計上したと、かような状態でござります。

○戸田菊雄君 すばりお伺いしますけれども、安定成長における財政なり税制の姿というものはどうあるべきか、具体的にひとつお答え願いたい。

○國務大臣(佐藤栄作君) 戸田君、どういう点をお聞きになるのか、ちょっとわかりかねるのです

が、もうちょっと説明してください。

○戸田菊雄君 時間がないんですから省略をしませんけれども、では、丁寧に御質問いたしました。

いまお答えになつたように、総理自身も安定成長ということを再々口にされた。しかし、現在の経済状況というものは、非常に景気状況が下降ぎみですね、やや不景気状況に入りつつある。内容はいろいろありますが割愛をいたしますが、そういう中で、私は、安定成長というものは、本来ならば、民間主導型で産業経済が行くことがほんとうの安定成長ではないか、こういうように思うのであります。現在はすべて政府のテコ入れですね、財政的テコ入れ。多額の国民の税金を繰り入れをして、各般の民間企業、大資本というものの育成強化をしていく。こういう状態でなければなりませんが、立つていけないというのが、いまの民間の各種産業の、ことに大資本の姿ではないかと思う。こういうことは、私は、きわめて本来転倒の姿ではないかと思うのですね。だから、あくまでも民間主導型、そういう中において安定成長をはかつていて、くといふことが、当然、財政の面からも税制の面からもあつてしかるべきじやないか。そうでないから、安定成長下における財政、税制の本来の姿といふのははどういう姿にあるべきが一番正しいのか、その辺の見解を総理にお示しを願いたいと思うわけです。

○國務大臣(福田赳氏君) 前座をいたしますがまことに、大資本の姿ではないかと思う。こういうものはどういう姿にあるべきが一番正しいのか、その辺の見解を総理にお示しを願いたいと思います。ただ、そのよつて生ずる弊害さえないならば、これはそれなりにいいじやないか、かのように思つていまでは来ておつたわけであります。ところが、昨年からことしにかけまして、いままでやや停滞している、そういう問題が起きておる。これはもうすでに私どもが心配していた安定より以上の高度成長だと、こういう結果が出てきた。ところで、ことしの予算編成は、そういうことのないよう、大体一〇%程度をねらつた予算を計上したと、かような状態でござります。

○國務大臣(佐藤栄作君) 戸田君、どういふ点を

が、もうちょっと説明してください。

○戸田菊雄君 時間がないんですから省略をしませんけれども、では、丁寧に御質問いたしました。

いまお答えになつたように、総理自身も安定成長ということを再々口にされた。しかし、現在の経済状況というものは、非常に景気状況が下降ぎみですね、やや不景気状況に入りつつある。内容はいろいろありますが割愛をいたしますが、そういう中で、私は、安定成長というものは、本来なら、民間主導型で産業経済が行くことがほんとうの安定成長ではないか、こういうように思うのであります。現在はすべて政府のテコ入れですね、財政的テコ入れ。多額の国民の税金を繰り入れをして、各般の民間企業、大資本というものの育成強化をしていく。こういう状態でなければなりませんが、立つていけないというのが、いまの民間の各種産業の、ことに大資本の姿ではないかと思う。こういうことは、私は、きわめて本来転倒の姿ではないかと思うのですね。だから、あくまでも民間主導型、そういう中において安定成長をはかつていて、くといふことが、当然、財政の面からも税制の面からもあつてしかるべきじやないか。そうでないから、安定成長下における財政、税制の本来の姿といふのはどういう姿にあるべきが一番正しいのか、その辺の見解を総理にお示しを願いたいと思うわけです。

○國務大臣(福田赳氏君) 前座をいたしますがまことに、大資本の姿ではないかと思う。こういうものはどういう姿にあるべきが一番正しいのか、その辺の見解を総理にお示しを願いたいと思います。ただ、そのよつて生ずる弊害さえないならば、これはそれなりにいいじやないか、かのように思つていまでは来ておつたわけであります。ところが、昨年からことしにかけまして、いままでやや停滞している、そういう問題が起きておる。これはもうすでに私どもが心配していた安定より以上の高度成長だと、こういう結果が出てきた。ところで、ことしの予算編成は、そういうことのないよう、大体一〇%程度をねらつた予算を計上したと、かような状態でござります。

○國務大臣(佐藤栄作君) 戸田君、どういふ点を

りますが、財政金融政策を進めるにあたりましては、その二つの点、一番大きな問題は、やっぱり景気がだらかに進行していくということ、それからもう一つは、国際收支、物価、この辺に十分な配意をしていくことが基本的な考え方ではあるまいか、さように考えます。

○戸田菊雄君 さようの午前に大蔵大臣に税制問題を中心に質問いたしましたのであります。そこで、私は、安定成長というふうに理解をいたしておりませんけれども、E E C諸国がこれまでお答えになつたように、総理自身も安定成長ということを再々口にされた。しかし、現在の経済状況といふものは、非常に景気状況が下降ぎみですね、やや不景気状況に入りつつある。内容はいろいろありますが割愛をいたしますが、そういう中において、大蔵大臣は、今後、間接税の増徴体制、いわばこのウエートを若干引き上げたいと、直間比率においてそういう答弁をなされました。こういうことを聞きますと、私は、間接税率の率の引き上げというものは、即増税につながるのではないか、そういう政策だというふうに理解をしたわけです。したがつて、付加価値税と直間比率との関係、あるいは付加価値税と直間比率との物価の関係、あるいは付加価値税の導入を必要とする要因が出てきているのではないか、こういふうふうに考えるのであります。けれども、この辺に対する見解はどうでしよう。

○國務大臣(福田赳氏君) 午前中もお答えいたしましたのでありますが、私は、直間比率の改正といふことを言い、また、間接税で適当な税制は考えられないかということを申しておりますのは、これは増税じやないんです。問題は、所得税負担について皆さんからいろいろな問題が提起される。戸田さんなんかからは、ことし直ちに免税点を百三十万円まで持つていいと言ふ。共産党は、百四十万円まで持つていいと言ふ。そういうような御議論がある。私もそれをぜひそういうように持つていただきたいと思うんです。しかし、それを持つていためには、財源が必要じやないか。これから財源を求めるにすれば、また所得税に求めれば、これはまた、何というか、所得税の増税で、ねらうところを失うわけございますが、そうじやない。いま、とにかく、直間比率というものが、六六%直接税というところまで行つておりますので、

う、ことばをかえて言うなら高福祉・高負担でありましょうね、こういうものが差し迫って必要になつてきている。さらには、歳入構造の面から見ても、所得税の増徴、これは壁にぶら当たつて、各般の国民からえらい反発、たとえばサラリーマン減税というようなことがあって、あるいは農村からの労働力の流出困難、また資源の確保の困難、各般の困難がいま周囲を取り巻くような状況になつておる。

こういうところから、どうしても歳出面から増

税の要請というものは必然的に出てきているので

はないか。そういうところにいま間接税増徴の方

向なり、あるいは付加価値税導入の意向なり、こ

ういうものがしかつてきていると思うのですが、その辺の見解はいかがですか。

○國務大臣(福田赳夫君) 今後のわが国の社会保障

勢を考えてみますと、社会資本の充実、これはど

うしても避け得られない、また、これはしなけれ

ばならぬ、こういうふうに思うのです。それから

もう一つは、社会保障です。これも進めていく必

要がある。まあその他もろもろのことを考えまし

て、刻下の需要はだんだんふえていくのであつ

て、減るというようなことは絶対にあり得ない

と、こういうふうに思うのですが、そうすると、

どうしてもそれに対する財源対策というものを考

えなきやならぬ。そういうふうに思いますが、その程度をえ

るということはこれはやむを得ないと思います。

ですから、それだけの財源はとのえきやなら

ぬわけありますするが、その間ににおいてどういう

国民の負担比率、これは、ある程度、まあ二、三

%ぐらいじゃないかと思いますが、その程度をえ

るということはこれはやむを得ないと思います。

と、今後数年間の間ににおいて、今日一九%とい

う国民の負担比率、これは、ある程度、まあ二、三

%ぐらいじゃないかと思いますが、その程度をえ

るということはこれはやむを得ないと思います。

直接税に偏重していると思う。六六%が直接税

だ。しかも、これを放置しますと、この六六が、

六六じゃない、これがやがては七〇%にも、それ

をまたこえるというような状態になるかもしれません

ぬ。そうすると、その負担感というものがすみず

みにみなぎるというような状態になつてしまはしな

いか。それは私はよくないと思うのです。そこ

で、そ

う

い

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

</div

とがないように十分手配をいたしまして合併を認めます。そういうふうにいたしたいと、十分配意をいたしております。

○国務大臣(佐藤栄作君) いま大蔵大臣がお答えしたので、これはもうはつきりしたと思いますが、私も、戸田君と同じように、異種銀行という金融機関が特殊なものを目標にしての金融機関である場合の合併、そういうものの場合に、合併の結果特質を失う、あるいは地場産業に金融がおろそかになつて中央に集中されるとか、中小企業向けのものが考えられないとか、こういうようなことになつては困ると思います。したがつて、合併の際に特に注意すべきはそういう点ではないだらうか。これだけは心して合併を進める。教のいきかんよりも、これはその存立の目的、生命とするものですから、それは大事にしなきやいかぬ、この点はつけ加えて申し上げておきます。

それからまさかこの委員会で農政の基本についてお尋ねがあつたとは思いませんでした。(笑声)私は私なりに当面する問題として農政は最も力を入れなきやならない問題でござりますから、一応お尋ねがありましたのでお答えをいたします。

もちろん、いま考えておりますところのものは、農業基本法をはみ出るような考え方方はございません。しかし、農業基本法が制定されたときと今日とでは、やはり農業のあり方がだいぶ変わつてきている、かように思つております。農業基本法のねらいは、何といつても、生産性の向上、近代化の農業をつくること。同時に、また、国民食生活に安心を与えるというのが目標だつたうと思ひます。その需給の関係が絶えず変化を來たしておりますから、それをやつぱりそのつど調整をしていく必要があるのではないかと、かように思ひます。米は余る、残つておるが、食糧全体から見ればどうも自給度は八〇%になかながならない、こういうような状態では、近代農業が育成されたとは言えないじやないか、かように私は思ひますので、この自給度をもつと高める方法一ねらつてゐるのがそう高いところをいきなりねらつてゐるのがそう高いところをいきなりねらつてゐるのがそう高いところをいきなりねらつてゐるのがそう高いところをいきなりねらつてゐるのがそう高いところをいきなりねらつてゐるのがそう高いところをいきなりねらつてゐるのがそう高いところをいきなりねらつてゐるのがそう高いところをいきなりねらつてゐるのがそう高いところをいきなりねらつてゐるのがそう高いところをいきなりねらつてゐるのがそう高いところをいきなりねらつてゐるのがそう高いところをいきなりねらつてゐるのがそう高いところをいきなりねらつてゐるのがそう高いところをいきなりねらつてゐるのがそう高いところをいきなりねらつてゐるのがそう高いところをいきなりねらつてゐるのがそう高いところをいきなりねらつてゐのが

うわけでもないけれども、まず八〇%程度は自給度を引き上げるべきだ、かようには考へておられます。われわれの食生活も変わつてしまつりましたし、ことに、飼料となりますと、これまた、回つては畜産、それが食糧確保の道につながるものだつて、かようにも思いますから、飼料をも含めてどうか金融機関が特殊なものを目標にしての金融機関の結果特質を失う、あるいは地場産業に金融がおろそかになつて中央に集中されるとか、中小企業向けのものが考えられないとか、こういうようなことになつては困ると思います。したがつて、合併の際に特に注意すべきはそういう点ではないだらうか。これだけは心して合併を進める。教のいきかんよりも、これはその存立の目的、生命とするものですから、それは大事にしなきやいかぬ、この点はつけ加えて申し上げておきます。

それからまさかこの委員会で農政の基本についてお尋ねがあつたとは思いませんでした。(笑声)私は私なりに当面する問題として農政は最も力を入れなきやならない問題でござりますから、一応お尋ねがありましたのでお答えをいたします。

もちろん、いま考えておりますところのものは、農業基本法をはみ出るような考え方方はございません。しかし、農業基本法が制定されたときと今日とでは、やはり農業のあり方がだいぶ変わつてきている、かように思つております。農業基本法のねらいは、何といつても、生産性の向上、近代化の農業をつくること。同時に、また、国民食生活に安心を与えるというのが目標だつたうと思ひます。その需給の関係が絶えず変化を來たしておりますから、それをやつぱりそのつど調整をしていく必要があるのではないかと、かように思ひます。米は余る、残つておるが、食糧全体から見ればどうも自給度は八〇%になかながならない、こういうような状態では、近代農業が育成されたとは言えないじやないか、かように私は思ひますので、この自給度をもつと高める方法一ねらつてゐるのがそう高いところをいきなりねらつてゐるのがそう高いところをいきなりねらつてゐるのがそう高いところをいきなりねらつてゐのが

うわけでもないけれども、まず八〇%程度は自給度を引き上げるべきだ、かようには考へておられます。われわれの食生活も変わつてしまつましたし、ことに、飼料となりますと、これまた、回つては畜産、それが食糧確保の道につながるものだつて、かようにも思いますから、飼料をも含めてどうか金融機関が特殊なものを目標にしての金融機関の結果特質を失う、あるいは地場産業に金融がおろそかになつて中央に集中されるとか、中小企業向けのものが考えられないとか、こういうようなことになつては困ると思います。したがつて、合併の際に特に注意すべきはそういう点ではないだらうか。これだけは心して合併を進める。教のいきかんよりも、これはその存立の目的、生命とするものですから、それは大事にしなきやいかぬ、この点はつけ加えて申し上げておきます。

それからまさかこの委員会で農政の基本についてお尋ねがあつたとは思いませんでした。(笑声)私は私なりに当面する問題として農政は最も力を入れなきやならない問題でござりますから、一応お尋ねがありましたのでお答えをいたします。

もちろん、いま考えておりますところのものは、農業基本法をはみ出るような考え方方はございません。しかし、農業基本法が制定されたときと今日とでは、やはり農業のあり方がだいぶ変わつてきている、かのように思つております。農業基本法のねらいは、何といつても、生産性の向上、近代化の農業をつくること。同時に、また、国民食生活に安心を与えるというのが目標だつたうと思ひます。その需給の関係が絶えず変化を來たしておりますから、それをやつぱりそのつど調整をしていく必要があるのではないかと、かように思ひますので、この自給度をもつと高める方法一ねらつてゐるのがそう高いところをいきなりねらつてゐるのが

けですが、その点、總理はどうお考へになつておられますか。

○国務大臣(佐藤栄作君) これは、大蔵大臣からたびたびお答えしたことだと思います。とにかく、課税最低限をどんどん引き上げてきまして、百万円が実施されると、もっと引き上げて百三十万にしろ、おそらく百三十万になれば百五十万に近代的農業というものが起らなければ、どうも需要にこたえない、かようにも思ひますので、この辺はまた他の機会におきましてとくと説明する時間が与えていただきたいと思います。いま感じたことは、そういうような点であります。ただいまの状態でいろいろの問題のあることは、御指摘になつたとおりであります。要は、もっと生産性の高い近代農業、それと取り組む、かようにも思ひます。

○鈴木一弘君 最初に、所得税の課税最低限度について若干伺いたいのですが、今回の改正案についてお尋ねがございましたのでお答えをいたします。

私は私なりに当面する問題として農政は最も力を入れなきやならない問題でござりますから、一応お尋ねがありましたのでお答えをいたしました。

もちろん、いま考えておりますところのものは、農業基本法をはみ出るような考え方方はございません。しかし、農業基本法が制定されたときと今日とでは、やはり農業のあり方がだいぶ変わつてきている、かのように思つております。農業基本法のねらいは、何といつても、生産性の向上、近代化の農業をつくること。同時に、また、国民食生活に安心を与えるというのが目標だつたうと思ひます。その需給の関係が絶えず変化を來たしておりますから、それをやつぱりそのつど調整をしていく必要があるのではないかと、かように思ひますので、この自給度をもつと高める方法一ねらつてゐるのが

八年のしかないんですかとも、日本では、その当時四百何十万戸足らなかつた。アメリカでは足らない不足数というものはなし。フランスでは、一九六二年で、百八十三万戸である。イギリスは五十五戸ぐらいい足らない。そういうような条件を見ますというと、若干の住宅貯蓄控除というようなものではなくて、やはり課税最低限そのものを大きく引き上げるということが一番大事じゃないですか。そして、アメリカのようないま總理がおつしやつた、高所得になつて高い税率をかけても收入がふえればいいではないか、喜ぶであろう、こういう話があつたわけであります。それも大きいです。私は、また別な見方をしなきやならぬのじやないか。と申しますのは、所得がだんだんふえると、所得のふえ方によってやっぱり課税率を負担と感じない場合もあるのじやないか、かようにも思うのです。百万円でとまつていて、それと一緒に割かけて、残りは九十萬。二百萬の所得で一割がけて百八十万ですか。ところが、その二百万の場合に、今度は二割かけてもやっぱり百六十万と、そういうことになりますから、所得のほうと比べてみると、一がいに残りが一体幾らあるかと、こういうところに問題があるのじやないか。したがつて、いま国際的には社会的にどの程度ならば最低限一応満足ができるか、こういうものがあって、かかるべきである。やっぱり、所得をふやして、そうして、場合によれば、税金も出してあまり苦しくない、税率は高いけれど手取りはうんと残ると、こういうことになると、お互いもまあ喜んで税が払えると、こういうような状態にならぬかといふべきであります。やっぱり、所得をふやして、そうして、場合によれば、税金も出してあまり苦しくない、税率は高いけれど手取りはうんと残ると、こういうことになると、お互いもまあ喜んで税が払えると、こういうような状態にならぬかといふべきであります。それが高負担・高福祉につながるのじやないかと、かように私は思ひます。

したがつて、ただいま、所得がいまのままでも何とかできないだらうかといつて努力しているのが政府自身の姿であります。もつと安くする方法はないか、何か支出を切り詰める方法はないか、むだな使い方はしなくて済むような方法はないか、こういうことを絶えず考へてこの問題を取り組まなきやならない、かようにも思つておられますけれども、私は所得税の課税最低限度を見られないわけなんです。最近特にN.W.といわれて国民純福祉ということばが出てきているようありますけれども、私は所得税の課税最低限度を見られないわけなんですね。たしか、池田内閣時に、第一次住宅政策、これをやれば住宅は必ず不足が解消すると、かようにも申しました。しかし、その後の過密、都市集中、これはたいへんな急激な状態なんですね。そうすると、やっぱり住宅が足らないということになる。これはもう変化の中だということである程度しんぼうしていたのかないと、たいへん不足がちである。これを何とかまかなくように対応していこうとしておるわけあります。それが住宅ばかりじやない、道路の問題もあるし、そのほかすべてのものが全部関係してくるものですから、過密問題、この急激

な都市構造の変化、そこらにいま言われるような不足な状態が出てくる。これが、一面からいえば、うれしい悲鳴とでも申しましようか、経済が発展するんだから、苦しいながらもそこに一つの姿をまざまざ見ていると、こういうように私は思っています。したがって、ただいまの税そのものがずいぶん負担も高くなつてはいます。しかし、ただいま言われるような点で、社会資本の充実には相当いままで予想しないような金額がつぎ込まれてゐる。この辺も御了承をいただきたいと思いま

す。私どもは、せめて法人の社用消費的な交際費、これをなくしていきたいたと、こういうので税制上の措置をとつておる、また、今後も検討しますということを申し上げたわけでございます。税率ではなくて、ほかの方法でこれを調整するということは、これはなかなか難問題だと思いますが、何か名案でもありましたならば、承りまして勉強してみたいと、かのように考えます。

○鈴木一弘君 交際費の問題でちよつと伺つておきたいんですが、四十五年度の企業交際費の名で使われた金額の合計は九千百五十五億円というよう国税庁で発表しているわけありますが、はつきり申し上げて、政府の公害予算の十倍程度といふような交際費が使われている。それについて、先ほど、大蔵大臣は、来年度の交際費課税については検討を強く約束していただきましたので、納得はしたんですが、この交際費について、企業経営者の大部分でさえも交際費を改善する必要があるということを言つておる。やはり、税制の表だけではなくて、交際費そのものといふものを、きちんと申し上げて、こういうようなものを交際費にするべきではないか。それ以上の余分なものといふことを言つておる。やはり、税制の表だけではなくて、交際費そのものといふものを、きちっと、こうこうこういうようなものを交際費にするべきではないか。それ以上の余分なものといふことを言つておる。やはり、税制の表だけではなくて、交際費そのものといふものを、きちっと、こうこうこういうようなものを交際費にするべきではないか。それ以上の余分なものといふことを言つておる。やはり、税制の表だけではなくて、交際費そのものといふものを、きちっと、こうこうこういうようなものを交際費にするべきではないか。それ以上の余分なものといふことを言つておる。やはり、税制の表だけではなくて、交際費そのものといふものを、きちっと、こうこうこういうようなものを交際費にするべきではないか。それ以上の余分なものといふことを言つておる。やはり、税制の表だけではなくて、交際費そのものといふものを、きちっと、こうこうこういうようなものを交際費にするべきではないか。それ以上の余分なものといふことを言つておる。やはり、税制の表だけではなくて、交際費そのものといふものを、きちっと、こうこうこういうようなものを交際費にするべきではないか。それ以上の余分なものといふことを言つておる。やはり、税制の表だけではなくて、交際費そのものといふものを、きちっと、こうこうこういうようなものを交際費にするべきではないか。それ以上の余分なものといふことを言つておる。やはり、税制の表だけではなくて、交際費そのものといふものを、きちっと、こうこうこういうようなものを交際費にするべきではないか。それ以上の余分の

な話も耳にしないわけではありません。そういうことがやつぱり指摘されるんじやないか。やはりもっときちんとした方向でないと、いま私が申し出たように、これは全部が全部そうだとは申しません。しかし、ときにそういう者もあるのじやないか。まあ経費として落とされると、そういう安易さで交際費を使われるところは、これはほつてはおけない問題だと、かようにも私は思います。ただいまのお話は、そういう意味かと思います。そういう意味には私も賛成です。

○鈴木一弘君 ちよつと税とははずますが、前回ここで審議をしました海外経済の問題であります。例の尖閣列島の石油開発の問題、これが総理も十分御存じだと思いますが、日本から行つた調査団も、實に有望な油田であるということをはつきりと政府への答えを出しているだらうと思います。これについて、総理も御承知のよう

なうな世風があると、かように思います。私は、そういうものが、税制その他でも、いまの交際費等がもう少し厳格にやられれば抑えになるかと思いますが、やっぱり十分でない、こういふ方向へ行く。よく聞くことですが、どうも金を残してりっぱな事業をやっても、みんなごつそり金に取られる、それはつまらないから、交際費で使う、そのほうが社員としても喜ぶというよう

ります。私は、どうも、最近の世相は、どことなしに相当享楽的なものを持っていると、こういうふうな世風があると、かように思います。私は、そういうものが、税制その他でも、いまの交際費等がもう少し厳格にやられれば抑えになるかと思いますが、やっぱり十分でない、こういふ方向へ行く。よく聞くことですが、どうも金を残してりっぱな事業をやっても、みんなごつそり金に取られる、それはつまらないから、交際費で使う、そのほうが社員としても喜ぶというようになりますからむずかしい点があるかもしませんけれども、これは沖縄が返還されたときに早々に手を打たないことに、取り返しのつかない事態が出てくるのではないか。ついでに、総理の相当大きい決断が私は必要だと思うのです。一つは投資の面、一つはそこの領有の問題について、この二つのことについてお伺いをしたいと思います。

○國務大臣(佐藤榮作君) 鈴木君にお答えいたしますが、尖閣列島、これ自身は沖縄の一部と、そういうことはたいへんはつきりしておる。ただ、それが、やつぱり適當な方法を講じていただきやすく、何と、かようにも私は思います。ただいまのお話は、程度経営者自身もその適正化というものを考えていただく。それが、税の方法であろうが、何であろうか、かように思うと、最近の秩序の乱れ、そういうものにもつながると、かように思いますので、交際費の使い方というものは、ある

ことがあります。それが、税の方法であるが、何であろうか、かように思うと、最近の秩序の乱れ、そういうものにもつながると、かように思いますので、交際費の使い方というものは、ある

すべて国民に負担を願わなければならぬと、こういうことを私はよく聞くわけなんです。確かにそのとおりだと思うのです。ところが、現在の財源に対する経費の節減は、これはもちろん当然でございますけれども、もつと財源を求める法があるのではないかと思いますね。それは、特に若干検討されておるようでございますが、今回も租税特別措置法の抜本的改正をまずすべきじゃないかと思うのです。それが一つ。

に、交際費の課税について、今までから言うならば野放しになつておりますが、もう一兆に及ぶと、こういううばく大な状態になつておる以上は、一定の価額を超過するとするならばこれは全額課税すると、こういう形に考えて一つの財源を求めるという方法があるのではないか、こう思うわけです。したがつて、これは非常に建設的な意見でござりますので、これは今後、もうことは無理ですが、来年度から十分検討され、租税特別措置法に対する根本的な改正検討を加える、あるいはまた、交際費に対する問題の課税対象をきめていく、こういうことで来年度はやるという見通しというか、決意というか、あるいは検討されるか、その点をお伺いしたいと思います。

○向井長年君　そういう形で検討されて一つの財源を見つけてくるならば、いま問題になつてですね、これはもうあくまでも特別措置でありますから、常に政策効果というものを検討いたしまして、そしてその存否を調べていかなきやならぬと、こういうふうに思います。特に交際費について例をあげてのお話でござりますが、交際費につきましても、例の基礎控除四百万円問題というようなものがあります。確かに、私は、これは検討問題だと、こういうふうに考えます。今後とも、こういう問題を含めまして、特別措置につきましては十分検討し、使命の終わつたものにつきましてはこれを整理していくたいと、かように思います。

さいます。 いるような自動車重量税というようなものを四百億程度取らなくとも済むんですよ。こういう新しいやつをひとつ十分検討して、国民が納得するようにしていただきたいと、こう思うわけです。まあ、検討していただくということだけはこうで

それからただいま税法二法を審議しておりますが、これは、特に扶養控除の問題でございますが、これは、もうたびたび本会議の質問なり予算委員会でも触れておりますけれども、あえて私は申し上げますけれども、なるほど若干控除額の増額をいたしました。してけつこうでございますが、特に老人に対しても、老人と申しますか、扶養家族の中で老人の地位を高めるという立場、あるいはまた、家族のいわゆる環境をよくするという意味、それからまた、同時に、いわゆる敬老の精神を養うという、こういうような立場から、老人扶養というものを、子供並みじやなくて、少なくとも配偶者あるいは配偶者以上に控除額を増額していいのではないかと、こう思はうんですよ。来年度は必ずこれを実現のために御検討をいただきたいと思いますが、いかがですか。

これはまあ社会風潮というか、そういうようなもの、これが基本であろうと思いますが、国においてもそういう風潮を助長したい、また、そういう風潮のあるなしにかかわらず、これは十分の老人対策を講じなきやならぬ、そういうふうに考えておるわけでございます。老人がだんだんふえてくる、これは大きな社会問題だというふうに御念じておるのでですが、これはひとり税だけで解決ということはできない。やっぱり、これは、税よりもっと進んだ国の歳出面においてこれを配慮するということになければならぬと、こういうふうに思うんです。そこで、ことし、四十六年度の予算でも、老人対策費——千億円ちょっと欠けますが、の巨額のものを投じまして、老人の福祉、こ

○向井長年君 大蔵大臣、これは意味を取り違え
ておりますと、さあ、それじや乳幼児控除をどうする
とか、いろいろそういう彼此均衡の問題がありま
す。老人だけを取り上げて控除というものを考へ
る、これもなかなか權衡論としてむずかしいと思
います。これは、しかし、税だけじゃなくて、い
ろんな国家施策全体として考えるべき問題であり
ますので、そういうむずかしい税の問題の適用は
別問題といったしまして、老人対策自体につきまし
ては最大の努力をいたしたい、そういう考え方であ
ります。

○向井長年君 大蔵大臣、これは意味を取り違え
ておりますと、さあ、それじや乳幼児控除をどうする
とか、いろいろそういう彼此均衡の問題がありま
す。老人だけを取り上げて控除というものを考へ
る、これもなかなか權衡論としてむずかしいと思
います。これは、しかし、税だけじゃなくて、い
ろんな国家施策全体として考えるべき問題であり
ますので、そういうむずかしい税の問題の適用は
別問題といったしまして、老人対策自体につきまし
ては最大の努力をいたしたい、そういう考え方であ
ります。

○国務大臣(佐藤榮作君) 先ほどの大蔵大臣の説
に私は賛成なんです。やっぱり、老人は大事にし
なければならない、これはどこまでも大事にす
べがるという、これくらいの度量はあってもその精
神からいいのではないか。これは、總理、どうで
すか。

意味では大きな働きをするものじゃないか。これは、老人、あるいは子供、さらにはまた心身障害者等々、やっぱり社会保障の対象になるその一つとしての老人対策、こういうものが考えられてしむべきじゃないか。どうも、そのほうが本筋で、税で対策を立てるというのはちょっと筋道が違いやしないか。だから、どうも、税で対策を立てる、そうすれば子供と一緒におれると、こういうわけにもいかないと私は思うのです。だから、いま言われる点はわからないではございませんが、やっぱり、必要なことは、それぞれ税で必要なものは税で対策をやるし、また、一般社会保障制度を拡大し充実していく、こういうようなことであってほしい、こういうふうに思います。

はまたないわけなんですから。しかし、自然増収が少なくとも七十億近くあるんですね、全国で。自然増収くらいは軽減してはどうかということをたびたび言うんですが、総理、これは非常に努力されたと思いますけれども、まだ実現しておりません、一%も。またたたかを預けるようですが、予算委員会で私は申し上げませんから、来年度は最低一%は軽減の努力すると、これは大蔵大臣もあわせて、自治省の関係ですけれども地方財源の問題がございますから、これを御答弁いただいて、私は質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(佐藤榮作君) 地方税と国税とあわせて考えてみると、幾多改正すべき点があると思います。そのうちの一つが、ただいま御提起になりました電気ガス税です。これは前の池田総理の時分からいわれておることで、悪税だといわれております。同時に、また、住民税という税が、所得税の最低限が上がったにかかわらず、どうも所得税の課税最低限と住民税との課税にやっぱり差があります。ずいぶんおかしな問題があるわけですね。どちらのほうを先に取り組んだほうがいいのか、まあいろいろな問題があろうかと思います。ここらに、その他の問題にも、地方税のほうが独立性を主張する結果かと思いますが、どうもやはり徴税の吏員を使わなきやならない。人件費だつてダブっているんだ、こういうようなこともありますし、どうもここらにも地方・中央を通じてもつと一体化を考えるべきものがあるのじやないか、必要なんじやないか、かようには私は思います。まあそのうちの一つとしてこの電気ガス税——そう多きをいまのわれわれに期待されても困りますから、いま、一つの電気ガス税、それにしばつてだいまの話を十分承り、ただ、これは一ぺんにどうこうしろというわけにもいきませんから、ある程度まで引き下げるところを一つの目標にして、それに順次近づいていくとか、逐年そういうような形で下げるとか、これはやっぱりやさらざるを得ないのじやないか、かようには私は思つております。

そういう意味でいろいろ大蔵当局にも意見を述べたのですが、どうも、予算をつくるほうから申すと、なかなか問題があるようです。ことに、大蔵当局というよりも、自治省の関係になりますと、一番頗りにしている税源だと、こういうような意味でたいへんな抵抗がある。今日百円だけにいたしましても、取り扱い者としては非常な進歩改善を見たように思いますけれども、首を振られるようにお気には召さなかつたと思いますが、この上とも努力することにいたしますから……

○向井長年君 時間がないからやめますけれども、自然増収が多いんだから、自然増収ぐらい減税をしろと……。

○國務大臣(佐藤榮作君) 御鞭撻のほうをお願いいたします。

そうして、いま自然増収が多いと言われるけれども、やはり地方財源は非常に貧弱だというのが皆さん一般の通説のようであります。私は、どうもその説には賛成しかねる。むしろ、いま向井君のいわれるよう、自然増収分だけでも下げる、そのほうに理論的には賛成をいたしますけれども、足だと、こういうほうもどうもなかなか強いので、だから、耳をかさないわけにもいかない。こいうい事情ですから、そこらのところを政府は勘案しながら適切な処置をとるということで御了承いただきたいと思います。

○渡辺武君 総理大臣に二つの点について伺いたいと思いますが、質問に先立ちまして、一つ伺いいたしましたが、衆参両院で採択すべきことを譲り受けたときには、この請願が国会に寄せられておりました。この請願が衆参両院で採択すべきものだと思います。

○國務大臣(佐藤榮作君) 少し論理の飛躍はないでしょうか、ちょっと私はそういうように思いました。こういうものがあつたと、だからこれは政府に取り次ぐと、こういうふうな両院が政府に取り次ぐ決議をしたんだと、かように思いますがね。いかがでしょう。

○渡辺武君 時間がないのであまり総理とやりとりできないで残念ですが、私は、やはり、数ある請願の中、両院が、自由民主党も含めて、その採択を議決した。これは議決ですから、ただ単なる決議と違うと思うのです。これは当然国会の意思として尊重すべきものだ。その請願の内容について賛意を表したというふうに尊重すべきだと思うのですね。

ところで、本題に入りますけれども、「音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願」というのが、昭和四十三年の六月三日に五十八国会の衆参両院の本会議で全会一致で採択を議決されました。ところが、御承知のように、去る二十四日成立した入場税法の一部改正法は、入場税の撤廃とはほど遠い内容になつております。総理も御存じのとおり、入場税は、昭和十四年に戦時税としてつくられたものであります。これがいまだに残っているということは、すでにこういう入場税を撤廃した諸外国に対してもまことに恥かしいことじやないかというふうに思います。大蔵省のほうは、入場税を物品税やそ

の他のサービス税とのバランスを保つために撤廃しないんだという趣旨の答弁をしておりますけれども、このよだんなバランス論自体が、芸術の鑑賞をぜいたく視する、あるいは敵視して、バーベキヤバレーでの遊興と同一視した戦争中のいわば総力戦思想ですね。それがあってはじめて成立したものだと思うのです。いまの大蔵省の立場は、それと同じ立場に立つていうというふうに当然見られなければなりません。総理は、やはり両院の意思を尊重され、そうして戦争税である音楽、舞踊、演劇、映画等への入場税をすみやかに撤廃すべきだというふうに思いますけれども、どのようにお考えですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 最初の質問は、やっぱりこの入場税に關係があつたんですね。(笑) 私失礼なことを言うようですが、最初の、まあ請願を政府に送り込んだといふことを言ったんですけど、これはそのまま答えたんで、入場税についての請願があつたことは私もよく知っています。そうして、今回免税点を変えたといふております。そうして、今回の免税点を変えたといふのは、幾ぶんかそういう実情も考えたのかと思ふ。ですが、いまの三十円から百円にしたというこの状態を見ますと、五百円以下の入場税というようなものがどうなのが最近の状態から見ると、どうも実情に合わないのじやないだろか、かようにも思いますが、ただ、どうも、百円程度では納得がいかないと、こういうことなら御議論もあるうかと思います。もつと上げて実情に合うようになつたうに思いますが、それはどうも全然税をなくするというふうには私はちよつと賛成いたしかねますけれども、だいいま改正したばかりですから、これをすぐどうこう取り上げると、こういうことでなしに、これは大蔵省で十分検討するといふことにしたいと思います。御了承願います。

○渡辺武君 それでは、もう一つ伺いますけれども、どうでしょうか。

も、総理は、高福祉社会を目指すということをたたびたび言っておられるわけですね。ところが、現

というような低所得層というのが非常にたくさんあります。就業人口で見ますと、就業人口約五千万人の中で、その四割、二千万人が所得税も納められない低所得者だというふうになつておられます。こういう人たちに税金をかけるということは、好ましいことでしょうか、好ましくないことがあります。

○国務大臣〔佐藤栄作君〕 いまの、所得税ばかりか
しない——まあ先ほどもちょっと向井君にお答え
したように、住民税と相違があると、そういうこ
とで、ある程度やっぱり国民として費用負担とい
うか、そういうものがあつたと考えなきやならな
いのじやないか、かようにも思いますが、どういうこ
とになりますか。さつきのようになつて伏線
があると困るから、(笑聲)打ち明けてお尋ねを願
います。

ことは少しも必要でないんですよ。
付加価値税制の問題ですけれども、福田大蔵大臣は、この付加価値税制を導入することを検討するということを言明していることは、御存じのとおりだと思います。同時に、大蔵大臣が、これを採用すると物価を上げるという趣旨のことを言っておりますように、物価に織り込まれる。そして、所得税も納めることのできないような低所得者層がこれを負担する。いまの例で言えば、就業人口の四割くらいがそういう人たちですから、これで大増徴——増徴というか增收があるんだと大蔵大臣は言っていますが、その大增收の四割はこういう人たちが負担するということになるんです。いいですか。そこで、もう一方のほうを見ますと、先ほどもちょっとお話をありましたけれども、日本の大企業、これに対してもは租税特別措置その他で特別な税の減免が行なわれている。それからまた、法人税の税率が諸外国に比べて低いこと、これは総理自身御存じだと思うのですね。
で、推算によりますと、この四十六年度で、大法

租税特別措置その他による税の特別な减免は国税だけで約二兆円ぐらいだらうという計算があります。それで、総理が高福祉・高負担ということを言われ、あるいは高福祉社会を目指すというふうに言われるならば、担税力のあるこれら大企業やそれからまた大きな資産家、これらに対する特別な税の减免はやめて、正当に取り立てる。負担力のある人に負担をさせて、そうして、負担力のない、所得税も納めることもできないような人たちにいろいろな施策を講ずるということこそが、最も合理的な、国民として当然の考え方だといふうに思います。したがつて、こういう施策をおどりになるかどうか。付加価値税制はこれと全く逆行するものだけれども、この採用は悪いとまるでいうようだ。大蔵大臣に言つてほしいと思う。

○國務大臣(佐藤栄作君) 話の筋がどこにあるのか、だんだんわかりました。とにかく、所得税は納めていいけれども、たばこはのんでおる、お酒も飲む、いつの間にか税は払つておつた、こういうものも払わないようにしろとおっしゃるのかと思つて実はびくびくしていたんですが、たばこや酒はあまりおっしゃらない。ただ、いま言われるように、もう少し取り方が変わっていいんじやないか、こういうよくなお話ですけれども、どうも、付加価値税というものの問題になつてくると、これは物価を高くる、そういうこともいわれるんですが、總需要をやっぱり抑えるだけの資格はある、それだけのものはあるんだと、こういうような議論もござります。したがつて、付加価値税の創設、これに踏み切るわけじゃありませんが、その辺はよく心得ている大蔵大臣ですから、慎重には考えますといま私が立ち上がる前に申しておりますましたので、間違ひなく慎重に扱うことだと思っております。いま言われるよに、税を納めない、所得税を納めないといつても、先ほどは住民税という話をしましたが、これも住民税と所得税の最低課税限は一緒にすべきだと、かように私は思つておりますが、しかし、同時に、物の消費、たとえばたばこや酒というものになると、価

格の中にこれはもうほんとうに纏り込まれる。そうして、それを消費されるその際に、ならないうちに税を払っておられる。これがやり国民として当然のことではないかなと。し、その範囲をどこまで拡大できるのか、そういう点をよほど慎重にやらないと、これは意外題を引き起こすのじやないか、かようには私はあります。だから、ここはあまりこまかに理屈にはわれないで、大きく見ていただいてぜひよろしく御理解のほどをお願いいたします。

○委員長(柴田栄君) 速記をとめて。

○委員長（柴田栄君）この際、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案が本委員会に付託されましたので、これを五法案にあわせて議題といたします。
まず、衆議院内閣委員長代理理事伊能繁次郎君から趣旨説明を聴取いたします。衆議院内閣委員長代理理事伊能繁次郎君。
○衆議院議員（伊能繁次郎君）ただいま議題となつた引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律は、長年の懸案であった在外財産問題の最終的解決をはかるため、引揚者、その遺族及び引揚前死亡者の遺族に対し、特別の措置として特別交付金を支給する趣旨により昭和四十二年に制定されたものであります。
この特別交付金は、制定当時、原則として昭和四十五年三月三十一日まで請求しなかつた者に對しては支給しないこととなつていたものでありまするが、その請求状況等にかんがみ、御承知のように、昨年その請求の期限を一年延長して、本年三月三十一日までと改めたのであります。
すでに大部分の方々はその請求手続を終了され

そこで、この法律制定の趣旨からして、一人でも多くの方々がその利益に均霑できるようにその請求の期限をさらに一年延長し、昭和四十七年三月三十一日までとするとともに、引揚者の引き揚げの日または死亡者の死亡の事実が判明した日が昭和四十三年四月二日以後である場合におけるその請求の期限についても一年延長して、それぞれそれらの日から起算して四年を経過する日に改めようとするものであります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますよう、お願ひ申し上げます。

○委員長(柴田栄君) それでは、六法案について質疑のある方は、順次御発言を願います。

〔委員長退席、理事大竹平八郎君着席〕

○戸田薦雄君 特惠関税についてのうちは通産省の見解を聞いたのであります。資料として説明がありましたので、きのうの内容について質問しておきたいと思います。

中小企業の近代化のための、ことに特惠関税にかかる諸問題について若干質問しておきたいと思うのであります。中小企業近代化のための措置として通産省からいろいろ出ておるわけであります。この該当事業数は、通産省でもいまのところ正確な数字を掌握しかねる状況であります。私の調査によりますと、おむね輸入面では、綿織物、女子用白衣、男子用白衣、男子用下着、こういった各般の、ことに綿織業にこういう影響が相当出でるわけであります。あるいはまた、輸出面では、おむね十四業種ぐらいに影響が及ぶ、こういうことになるのであります。したがって、影響を受ける業種といいたしましては七万五千ぐらい出るだろう。従業員の数にしますと、八十九万九千、約九十万人に近い、こういう状態になつておるのでありますから、こういう面に対する保護政策というものは、非常に重要視し

なければいけないと思います。

そこで、主として保護政策の金の面でありますけれども、金の面の金利体制が、この資料によりますと、工場団地の場合は二厘七毛ぐらいつておるようであります。共同工場の場合には、大体二十人以下でありますけれども、これは無利子

制で、工場団地以下のものについては、無利子体制までいかないものかどうか、この辺を大蔵大臣に一ぺんお伺いしておきたい。

それから税制面におきましては、割り増し償却制度、これは大体構造改善については二分の一、一般近代化については三分の一ということになつております。さらに、この構造改善準備に、売り上げ高の千分の十五ないし千分の二十五、こういうことになつておるのであります。こういう税制上の優遇措置が一応なされていますが、この割合をもう少し引き上げることができないのか、この点が第二であります。

〔理事 大竹平八郎君退席、委員長着席〕
もちろん、足らないときには、前段の、設備近代化資金制度、あるいは設備貸与制度、設備近代化の推進、各般の予算項目の中からおそらく取りくずしてくるだらうと思いますが、そういう面についてはどうなつておられるのか。

以上三点についてお伺いをしておきたい。

○説明員(室谷文司君) 担当の計画部長が追つて参りますので、私からお答え申し上げるのは十分にお答えできないかと思ひますが、第一点の、無利子にすべきではないかということをございますけれども、特恵対策をいたしまして、特に高度化資金の場合に、事業団から融資されるものにつきましては二分七厘といふことで、一般的の設備資金を市中銀行等から借りる場合の、まあ私は的確に覚えておりませんが、約一割ぐらいの利子負担に比べますと、大幅に低減をされているという点

を御理解願いたいと思います。

第一点は、割り増し償却のことであつたかと思ひますが――

○政府委員(細見卓君) 割り増し償却の問題、税の問題でございますので、私のほうでお答え申しますがございましたように、三分の一割り増し償却になつておるわけであります。これによりまして一般的な企業の近代化をはかりまして、さらに、いわばそれを卒業した段階におきまして、中小企業構造改善計画を組合として組合の構成員となつて実施いたします場合には、この五年間五割増しの割り増し償却をもう一度認めるというわけで、いわば二段になつて近代化合理化が進められるようになつておるわけで、他のいわゆる一般的な割り増し償却に比べましてかなり優遇されており、しかも、割り増しという形でありますので、中小企業の企業負担などから見ましても、取得時三分の一落とすとか、あるいは取得時に半分にするというようなものよりも、中小企業の実情に適しておるのではないかと思ひますし、それから特恵等によるものではありませんが、合計でおおむね百二十二億ドル程度あるわけであります。四十七億ドルくらい対象輸入額というものがかかるべく、こういう状況のようになります。あるいは、特恵対象品目の発展途上国からの輸入額が約二億ドルやられる程度あるわけであります。この辺はどう一体今後対処していくのでありますか。

○政府委員(谷川寛三君) 第一点につきまして承知のように、転換期間に応じまして全額償却ができるというような制度も設けておるわけでございまして、税制上の優遇としてはいわばかなり手厚くなつておるので、問題は、こういう厚い償却が実施できるほど収益状態がいいかどうかというふうにむしろ問題があるのでなかろうか、あるとすればそういうことでなかろうかと考えております。これは通産省からもお話をありますように、引き続き近代化並びに合理化を推進しますと同時に、これによりまして転換を必要とするような問題が起りました場合は、ただいま別途御審議をいただいております対策法案によりまして、それからまた、いろいろな予算措置によりまして手当をしてまいります。そこで、対米関係いろいろな問題が起つた場合には、たゞいま別途御審議をいただいておりますが、私どもいたしましては、ECの場におきまして、いままで、特恵供与によりまして日本が第三国市場で影響を受けるよ

は、軒並み半分ぐらいシェアとしてかるることにならぬわけですね。だから、こういう問題について

う場合におきまして、対策を何とか講じてくれぬかという要請を強くしてまいりたいと思っております。

○戸田菊雄君

私の質問はこれで終わりますが、主税局長にお尋ねをしたいのですが、課税最低限の問題ですね。大体、実態もそうですし、内閣総理府等の統計を見ましてもそうなんですが、標準世帯は四人家族ということがになっているのです。しかし、大蔵省の税制部面だけは、一貫して、まだ五人平均家族ということになつておる。そういうことで、今回も百十三万一千三百四十二円と課税最低限を打ち出しておるわけです。四人家族でいきますと九十六万ですね。だから、こういう部面での統計の置き方について、どうも私はしつくりしない。

それからもう一つは、やっぱり給与所得者と事業所得者と不労所得者、こういうものの課税最低限というものは極端に開きがあるのじやないか。たとえば、四人家族でいきますと、給与所得の場合は九十六万ですね、四十六年。それから五人家族の場合は百十三万三千三百四十二円。ところが、配当の場合は二百八十六万六千四百三十四円ですね。実際に三倍に近いのじやないかという気がするわけです。こんなに大きな開きがあるということは、どうもやっぱり税の公平さからいって端的に不公平をあらわすものじやないか、こういう

ふうに考へるわけですけれども、この見解が一つであります。

それからもう一つは、一ぱいあるんですが、時間がありませんからごく簡単にやりますが、給与所得の控除引き上げ、今回平年度で三万円ですか、若干引き上げたのでありますけれども、

これは、結局、私の見るところでは、重役や部長の減税の非難の手直し、この程度におさまっているんじゃないかという気がするわけです。それから不労所得の優遇措置が先に出ているんじゃないか、それは資産所得の場合ですよ。配偶者控除、扶養控除、これは五万円から十万円に引き上がりましたですね。だから、引き上げ額は、それぞれの額と見合わせると、基礎控除の場合は一万円、あるいはその他は多くて三万円しか上がっていません。

ところが、不労所得の場合になると、資産所得で五万円から十万円というように、五万の大きな開きで上昇している。あるいは山林所得、譲渡所得、一時所得、こういった各般の所得についても、三十万から四十万、十万の引き上げですね。

こういうぐあいに、その開きが非常に大きい。どうしてもやつぱり資産所得やそういうものに優遇措置が片寄っているんじゃないか、こういう気がするわけありますけれども、その辺の見解をお聞かせ願って、あと木村先生のほうから……。

○政府委員(細見卓君) 順次お答え申し上げま

す。

五人家族で課税最低限を表示いたしておりますのは、沿革的な関係で五人家族の場合は幾らとうことを申し上げておるわけでありまして、その場合に四人家族のほうが適当だという御意見もございまして、いま大蔵省でお出ししております書類には、四人家族の場合幾ら、夫婦者の場合幾ら、五人家族の場合幾らということで、決して標準家族ということばは使っておらないので、比較の一貫性という意味で五人の場合も表示しているのが実情でございます。

それから二番目の給与所得者とそれからそのほかの事業所得者との間の課税最低限の違いといふ

お話をございますが、これは給与所得控除を手厚くいたしてまいりますと、どうしてもこういう問題が出てくる。私どもは、そういう意味で、日本であります。これが給与所得控除はどこの国にも劣らないほど給与所得者に対する優遇した税制になつておると思うのですが、きのうはこれすら違憲だといふ

ような御意見があつたわけでございます。

それから配当所得の問題は、これは法人税制の仕組みからつながつてくる配当控除の問題でございまして、これをどうするかというのは、今後のむずかしい検討問題であろうと思っております。

それから五万円から十万円に申告を要しない金額が上がつたというのは、いま戸田先生からお聞きして実は意外な感じを持つたのでございますが、これが出来ましたのは、むしろ、いろいろの方が原稿を書いたりあるは講演に行つたりしてわずかな収入を得たものも一々申告しなければならないので困るんだという形の御非難があつて、そういうえば十万ぐらいはいいじやございませんかといふふうにしたので、おつしやるような資産所得の意味でございますと、いまは五万円までは御承認の例の申告不要があるとか、あるいはそういうことであつて、これはそうした事業所得を優遇という意味じやなくて、むしろ、ここにもおられますが、一般的のサラリーマンで筆の立つ人が内職をしたというような場合のものについての申告であるといふふうにお聞き取り願いたいと思ひます。

○委員長(柴田栄君) 委員の異動について御報告いたします。

ただいま、今春聽君が委員を辞任され、その補欠として矢野登君が選任されました。

○本村禪八郎君 資料だけ要求したいんですが、通産省の人おりませんね。大蔵省のほうからは資料をいただいたんですが、わが国の中小企業製品と発展途上国との競合関係ですね。特にアメリカ市場においては六六・八%、これは意識調査ですが、「中小企業白書」にあるんですよ。これについては、特にアメリカ市場については、大蔵省のほうから——これは大蔵省が通産省に調べてもらつて出したのかどうか知りませんが、とにかくアメリカ市場についてはありました。しかし、ほんのうからカナダでは一八・九%であります。東南アジアは三一・八、国内は二・二と、こうなつていて、いろいろ倒産したり、それから非常に不況になつたりする、それが救済法案がいま用意されて審議されから、アメリカはこれでは六六・八ですからかなり大きいわけですから、ほかの市場だって決して小さくありませんよ。ですから、やつぱりそういう調査をかなり商品別にでもアメリカ市場におけるごとくやっていかないと、今後、いろいろな倒産したり、それから非常に不況になつたりする、それが救済法案がいま用意されて審議されているんでしよう。その裏づけとしてそういうものがないと、やつぱりそれは審議しにくいわけですね。ですから、できるだけそういう、非常にむずかしいかもしだせんが、ほんとはもと前からやつておかなきやいけないのじやないですかね。それはなるべく出してもらいますように、どうですか。

○鈴木一弘君 できるだけ御要望に沿うように努力いたします。

○説明員(董谷文司君) できることで引き下げる

うも納得がいかない。

○政府委員(細見卓君) 御承知のように、固定資産は所有者にかかるわけでございますが、この自動車重量税は自動車の使用者が事務を交付を受けることに対し支払う、車検を交付を受けることによって道路上を走行することができるようになります。

それから五万円から十万円に申告を要しない金額が上がつたというのは、いま戸田先生からお聞きして実は意外な感じを持つたのでございますが、これが出来ましたのは、むしろ、いろいろの方が原稿を書いたりあるは講演に行つたりしてわずかな収入を得たものも一々申告しなければならないので困るんだという形の御非難があつて、そういうれば十万ぐらいはいいじやございませんかといふふうにしたので、おつしやるような資産所得の意味でございますと、いまは五万円までは御承認の例の申告不要があるとか、あるいはそういうことであつて、これはそうした事業所得を優遇という意味じやなくて、むしろ、ここにもおられますが、一般的のサラリーマンで筆の立つ人が内職をしたというような場合のものについての申告であるといふふうにお聞き取り願いたいと思ひます。

○木村禪八郎君 それはアメリカ以外は心配ないと言いますけれども、これはあなたのほうから出した資料ですよ、中小企業庁から。これですと、西欧は二一・八ですよ。そう心配ないと言つたつて、かなりこれは競合度が高いんじやないです。それからカナダが一八・九ですかね。ですから、アメリカはこれでは六六・八ですからかなり大きいわけですから、ほかの市場だって決して小さくありませんよ。ですから、やつぱりそこ

がアメリカ市場についてはあれでかなり顕著によくうかがえるわけですよ。ですから、それをアメリカ以外の市場についても、アメリカ市場におけるようなああいう資料を出してもらえるかどうか。

○説明員(董谷文司君) ただいまの資料につきましては、日本の中小企業は非常にアメリカ市場に対する依存度が高いために、特に特徴によつて受けた影響が、したがつて対アメリカの依存度の高いそういう中小企業が多い。ところが、ほかの市場につきましては、アメリカほど心配をする点があまりないというふうに考えられておりますので、いますぐ的確な資料がお出しできるかどうかちょっと疑問がありますが、できるだけ御要望に沿うように調査いたしまして提出いたしたいと思います。

なる品目の問題でありますけれども、バナナ、あ
るいは羊の肉、馬肉、そういうように、関税が、
バナナの場合は季節関税であります、下がつて
くるわけであります。特に馬肉は無税ということ
になつてまいりますが、こういう生活関連物資の
物価対策としての関税の引き下げが、場合による
と、そのまま消費者価格にはね返つてくれればよろ
しいんですけれども、逆に中間の関係業者、関連
業者というものが吸収する、こういう動きが見ら
れる。そういう点について、まあ大蔵省のほうで
一生懸命関税を引き下げるも、結局物価安定には
ならないということになるわけであります、そ
の点のことを、大臣大臣、決意のほどを、どうい
うふうにまた対策を立てていくか、伺いたいと思
います。

○国務大臣(福田赳氏君) その問題につきまして
は、企画庁が中心になりましてかなり強力な指導
をいたすことにいたしております。

○鈴木一弘君 経企庁が中心でやることは重々わ
かっているんですけども、しかし、こちらは関
税さえ引き下げればそれでよろしいというわけじや
ないだらう。向こうと関係しての会議というもの
を必ず持たなければ、まるきり業者サービスだ
けを大蔵省がやつたということになつてしまふわ
けです。そういう定期的な会合を持つなり、きち
んとした申し入れ等は行なつてやられているのか
どうか。また、それをやつておられれば、その経
緯をちょっと聞きたいのですが。

○國務大臣(福田赳氏君) これは、お話のような
筋で厳重に実効を期するようになつております。
すでに第一回の連絡会議をいたしまして、それら
の諸問題について協議をいたしております。

○向井長年君 大蔵大臣、これは答弁されたとい
うことを聞いておるのですけれども、私は欠席し
ておつたのですが、特恵付与について国連でのい
わゆる開発途上国のあの問題について、中共に対
して特恵付与が要望あれば考えてもいいというよ
うな答弁があつたよう聞くんですが、この点、
あらためてお聞きしたいと思います。

○國務大臣(福田赳氏夫君) 私は、日中の通商關係ですね、これはまあ政治問題とそうからめることなく、円滑に進めたらどうかと、こういうふうに思うのです。その一環といたしまして、特惠問題、これも中国側におきましてそういう希望があれば前向きに対処していきたいと、こういうふうな考えであります。

○向井長年君 先ほどから聞いておりました問題で、あらためて言う必要はないかと思いますが、

価値税につきましては、全然まだ検討に着手しておりません。したがつて、まだそれを採用する意向があるかないか、そういうような段階ではないんです。ただ、自由民主党のほうで、去年政務調査会長がヨーロッパへ参りましてそうして諸外国の状況を調査した。その調査報告をプリントにしたことはありますが、当省においては検討にまだ入っておりません。

○向井長年君 これは自民党が出されたやつです

○渡辺武君 大蔵大臣に伺いますけれども、物価問題懇談会ですね、また、その後身である物価安定推進会議、これらが現在の物価の上昇に財政金融などが大きな影響を持つてているということを強調していることは、御存じだと思うのです。で、大臣、これまでの財政がどの点で物価の上昇に大きな影響があったと思っておられるのか、また、以上の提言にこたえて物価対策としての財政運営を今後どのようにやっていかれるおつもりか、そ

○國務大臣(福田赳氏君) 私は、日中の通商関係ですね、これはまあ政治問題とそうからめることなく、円滑に進めたらどうかと、こういうふうに思うのです。その一環といたしまして、特惠問題、これも中国側におきましてそういう希望があれば前向きに対処していきたいと、こういうふうな考え方であります。

○向井長年君 先ほどから聞いておりました問題で、あらためて言う必要はないかと思いますが、付加価値税の問題について、ただ、いま検討しているときだと、だからまだ導入するかしないか未定だと、こういうことでしたですな。

○國務大臣(福田赳氏君) ええ。

○向井長年君 ところが、導入する方法で大蔵省のほうで検討しておるのじゃないかと、こうわれわれは思うわけですよ。これは、七月の十八日に、大蔵省から、「付加価値税とは」というような一つの方向が示されておるわけです、諸外国の問題としてですね。特に、これは、フランス、西ドイツ、オランダ等で採用されている問題とか、あるいはベルギー、イタリアも近くこれをやるであろうとか、こういう問題が示されておるわけですが、この内容を見ますと、前段階税額控除方式といいますか、こういう形になつておると思うのですね。だから、こういう形でいま検討を続けられておるとするならば、もしこういう形で導入されるとするならば、大蔵大臣、先ほどの低所得階層の問題もありますし、あわせて中小企業に対するしわ寄せというものはないとは言えないですよ、これは。段階的に一万円に対して一〇%ですから千円かかるなり限りにおいては、ここでストック品ができたる、こういう形になつてまいりますと、最後のところでストック品ができると——消費者に渡つてはじめてこれが支払われるわけですが、そうじやない限りにおいては、ここでストック品ができる場合に、これは大きな損失というか犠牲をこうむると、こういう結果になるわけです。あるいは金融にも非常に苦しくなるのじやないかと、こう思うわけですよ。この点についていかがでしょうか。

○國務大臣(福田赳氏君) 政府のほうでは、付加

○向井長年君 これは自民党が出されたやつですか
か、大蔵省じやなくて。——ああ、そうですか。
まあ自民党は政府を持つておるんですから、(笑
声)おそらくこの案が基礎になつてくると思うん
ですよ、この前段階控除方式といふやつね。だか
ら、これ、まあやらぬちやいんだ、導入しないつ
ちやしめますけれども、これが基礎になつてしまい
りますと、大蔵大臣が中小企業にしわ寄せはない
とか、こういう話があつたが、そうではないで
すよということを私はいまあらためて言うておか
ないといかぬから言うておきます。だから、この
点は、ひとつ是認してもらわなきやいかぬですよ。
これをもし採用とすると、やっぱり中小企業にし
わ寄せになつてきますよ、この前段階方式という
やつは。大蔵大臣、どうですか。

○国務大臣(福田赳夫君) まだ付加価値税を採用
するともしないとも、全然まだ検討段階に入つて
おりませんですから、そのとおり御了承願いま
す。

○向井長年君 入らなければこれはけつこうなん
ですが、ただ、これは、自民党のは大蔵大臣は知
らないんですか。そんなことないでしよう、自民
党のこれは。

○国務大臣(福田赳夫君) まだ見ておりませんで
す。

○向井長年君 そうですか。主税局長は……。
○政府委員(細見卓君) 私どもはお話を聞いてお
ります。

○渡辺武君 大蔵大臣に伺いますけれども、物価問題懇談会ですね、また、その後身である物価安定推進会議、これらが現在の物価の上昇に財政金融などが大きな影響を持つていているということを強調していることは、御存じだと思うのです。大臣、これまでの財政がどの点で物価の上昇に大きな影響があつたと思っておられるのか、また、以上の提言にこたえて物価対策としての財政運営を今後どのようにやっていかれるおつもりか、それをお伺いしたいと思います。

○國務大臣(福田赳氏君) これは、財政の運営ばかりじやございません。国民総需要という見地で、その構成要素としての財政、そういうことで財政は物価問題に非常に影響がある。過去を顧みますと、三十六年度に財政の規模を一挙に二四%拡大したことがある。そのときからわが国の物価問題というのが新しい段階に入った。そして、ずっと尾を引いておると、こういうのであります。そのときは、財政ばかりじやないんです、経済活動もそれに準じて大きくなつたわけであります。そういうふうに総需要を拡大するということが物価問題に非常に影響があるわけございまして、その一環として財政も大きく作用していると、こういうふうに考えております。

○渡辺武君 大臣は、去年だったと思ひますけれども、政府の財貨サービスの購入ですね、これの伸び率がGNPの伸び率を上回っていないから、これは物価刺激的な予算ぢやないんだという趣旨の御説明をされましたね。いまもそういう見地で財政の運営をやっていらっしゃるのですか。

○國務大臣(福田赳氏君) 財貨サービスの需要量ですね、これも財政運営においては重要な指標としてにらみながら運営をやっております。

○渡辺武君 政府の財貨サービスの購入の伸び率がGNPの伸び率を上回るか下回るか、下回れば物価刺激的でなくて、上回れば物価刺激的になるんだという、こういう御議論ですね。これは私は正しい議論ぢやないと思うのです。物価問題といふ見地から言えばですね。GNPの伸び率を政府

の財貨サービス購入の伸び率が上回るということは、これは国家独占資本主義の発展の度合いをある程度示すだろうと思ひますけれども、それ自体としては物価とは関係がない。需要供給論といふ見地から現在の物価問題を見るというふうに先ほど御答弁がありましたが、需要供給が物価に影響のあることは私は全然否定するわけにはいかぬと思いますけれども、しかし、これは副次的な要因です。現在の物価上昇の根本原因の一つは、これはインフレーションにある。インフレーションによつて貨幣価値が下がる、そのため物価が上がっているというところに一つの大きな原因がある。そのほかには、大企業の独占價格、あるいは政府の公共料金引き上げなどがあると思います。

とにかく、景気がよからうと悪からうど、つまり、景気が悪いときには需給関係は緩和するわけですから、そういうときにもなお物価が上がるということは、需要供給の関係が現在の物価上昇がりの主要な原因じやないということをはつきり示していると思うのです。スタグフレーションなどと言つておられるときには、財政の性質だと思うのですね。その中でも大事なものは、国債の発行だと思います。この前、予算委員会の一般質問で、私が日本銀行總裁に質問しましたところが、政府の出された國債は、買いオペレーションを通じてどんどん日本銀行の手に集まっている。また、これが担保になって日本銀行の金融機関への貸し出しの材料に使われている。こういうことで、国債を基礎とし、日本銀行の新たな通貨信用が供給されている。これがいまの物価上昇の一つの大きな原因になつてゐる。そのほか、もう時間がないから、簡単に省略しますけれども、今後、軍事費は、支出額の中の比率という点ではなくして、絶対額そのものが大きくなると思う。ところが、この軍事費の増大は、軍需生産を誘発するわけですね、当然のことながら。そうして、軍需生産は、これは

軍需品として国が買ひ上げるもので、ですから、日本の經濟の過程の中ではよつちゅう再生産過程から除かれている。したがつて、それを購入する通貨は、しょつちゅう再生産過程に滞留するという傾向を持ちます。これまたインフレーションの一つの大きな原因です。それに加えて、もし付加価値税制を導入すれば、これまで大きな物価上昇の要因になると思う。したがいまして、これらの問題について、物価安定という見地からどのように対処されるのか、それを伺いたい。

○國務大臣(福田赳夫君) 物価安定は、総需要と総供給のバランス、これがまあ何といつても中心です。それなくして物価対策は何をやつても意味がないと、こういうくらいに思います。いま渡辺さんは公債のことを言われましたが、日本銀行は成長通貨を供給しなきならぬ。その成長通貨を供給するオペレーション種として公債を使つていらんですが、その公債がいまは種がないといふらいいな状態でありまして、それで、いま、手形オペレーションを考えなきならぬとか、そういうような状態です。公債がインフレーションにつながつておれば、これは物価上昇の原因には全然相ならぬと、こういうふうに思います。

○國務大臣(山中貞則君) 最初の点は室長からお答えいたします。

○大竹平八郎君

ええ、室長でけつこうです。

○政府委員(吉岡邦夫君)

お答えいたします。

○大竹平八郎君

ええ、室長でけつこうです。

て討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○戸田菊雄君 私は、日本社会党を代表して、租税三法並びに關稅定率法等の一部を改正する法律案の四法案に反対の立場で討論を行なうものであります。

まず、租税三法についてであります。

四十六年度租税及び印紙收入は、八兆八千二百七十五億円（専売納付金も含め）、前年比一九・四%強となっております。これは予算の伸び率を上回る增收が見込まれており、税負担率は一九・三%を予測され、前年比一八・八%より〇・五%の上昇であり、税負担率が増大いたしております。

所得税減税額は千三百八十七億円で、これは、自然増収一兆四千九百六十五億円のわずか九・三%であり、また、基本的控除の引き上げもおのれの一万円ずつ引き上げてはおりますが、減税額計は七百七十二億円で四十四年の八百五十七億円、四十五年の千二十三億円よりも大幅に下回っております。この減税は、物価騰貴、社会保険の負担、その他の財政負担の増大を考慮するとき、減税とは言い得ないし、調整減税にもなっていないのであります。また、自然増収一兆四千九百六十五億円の見積もりについても、所得税は六千九百四十七億円、全体の四六・四%で、前年比一七%増と、結局、所得税の増税が柱になつております。

政府は、また、間接税増徴の方針を示し、自動車重量税を新設して間接税の中に組み入れ、制度化いたしました。直接税の比率は六六・六%と税理史上最高の比率を示し、かつ、所得納税人員は三千七十万人と開闢以来これまで最高を示すに至っています。まさに、増税路線により、一般的減税は実質的に放棄し、減税は特定のものに集中し、国民の負担軽減や公平化の要求を無視する一方、大資本には公害防止施設に対する特別償却の拡大、海外投資損出準備金制度の拡充等、「一貫して不公平の典型であります租税特別措置をもつて大資本優遇を行ない、その重点的強化を推し進

めよう」といたしております。

次に、關稅定率法等の一部を改正する法律案についてであります。日本輕工業製品は、アメリカ輸出が断たれ、発展途上国と競合する品目を多くかかえ、相当な打撃が予想できるのであります。

すなわち、輸出・輸入両面での関係業者への被害が当然予測できるのであります。私の調査によりますと、輸入面では綿織物、女子用外衣、男子用外衣、同下着など、輸出面では綿織物をはじめ十四業種がその影響を受け、その業種は七万五千七百五十一企業に及び、従業員は八十九万九千人の膨大な数にのぼるのであります。ことに、輸入品目の業種は、その比率は九七・二%ないし九九・九%までが中小企業の日本の現状を考慮するとき、きわめて憂慮されるのであります。

また、政府が考へている協業、共同化は、中小企業の切り捨てに通じはしないかと危惧をいたすものであります。まさに中小企業構造改善の特恵版ではないかと思うのであります。

本制度実施にあたっては、政府は、特段の考慮を払い、遺憾なきを期するように切に要望して、私の反対討論を終了いたします。

本制度実施にあたっては、政府は、特段の考慮を払い、遺憾なきを期するように切に要望して、私の反対討論を終了いたします。

○中山太郎君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました四法律案につきまして、賛成の意を表するものであります。

まず、關稅定率法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

その理由の第一は、今回の改正が、物価対策、輸入自由化対策に積極的に取り組んでいる点であ

ります。すなわち、物価への影響を考慮して、ケネディ・ラウンドで譲許されている千九百二十三品目を九ヵ月繰り上げて本年四月から適用することとし、そのほか、生活に直接関連する物資として、バナナ、馬肉、カラーフィルム等百二十四品目について関税率を引き下げてはいる点であります。

また、輸入自由化の促進等に関連しまして、豚肉に差額關稅を採用することなど、国内産業に対する無用な混乱を防止するため、きめのこまかい配慮をしつつ關税率の調整を行なつてはいる点であります。

法人税法案では、企業合理化のため、製品保証等引当金を設け、その整備合理化をはかつております。

第二は、特惠關稅制度の新設であります。これにより、開發途上国の貿易が一そく促進されることが期待されるのであります。しかし、特惠の供与にあたりましては、少なからず関連国内産業、特に中小企業に与える影響が大きいので、この対策には別途中小企業特惠対策臨時措置法案を提出し、合理化の促進、業種転換等について十分な配慮をいたしております。

第三は、公害対策の一環として重油脱硫減税制度を拡充し、積極的に大気汚染防止に取り組んでいることであります。

最後に、今回の關稅改正による減税額は約三百六十一億円で、かつてない大規模なものであります。

いかに政府が今回の改正に意を尽くしているかが理解されるのであります。

次に、所得税法改正案等三法律案は、税制調査会の答申に基づき、昭和四十六年度税制改正の一環として、初年度約千六百六十六億円となる所得税減税を行なうとともに、当面の経済社会情勢の推移に即応した特別措置の整備合理化等を行なつております。

四十六年度税制改正の減税額が少ないとよく批判の対象と相なりますが、高度福祉国家を目指さとともに、社会資本の充実が要請されます現在の日本財政において、最大の努力を示したものと考えられます。

また、租税特別措置につきまして、公害対策等当面する経済社会情勢に対応して、新たな措置を設けるとともに、その財源は既存の特別措置の改廃によりまして、初年度減收ゼロということがあります。

以下、具体的に申し上げますと、所得税法案では、この改正により夫婦子供三人の給与所得者の場合、課税最低限は約百十三万円に引き上げられ、西欧水準に達したといわれる所以あります。

ます。

第一は、特惠關稅制度の新設であります。これにより、開發途上国の貿易が一そく促進されることが期待されるのであります。しかし、特惠の供与にあたりましては、少なからず関連国内産業、特に中小企業に与える影響が大きいので、この対策には別途中小企業特惠対策臨時措置法案を提出し、合理化の促進、業種転換等について十分な配慮をいたしております。

第二は、今後における海外経済協力の必要性、基盤資源の確保等の要請にこたえ、海外投資、資源開発の推進のため、他の諸施策と相まって税制上の配慮をいたしております。

第三は、輸出振興税制の洗い直しを行ない、輸出入取引の実情に即し、縮減合理化を行なつております。

その他、青色申告の事業主特別経費準備金制度の創設、労働者財産形成に資するための貯蓄奨励、住宅対策企業体質の強化に資するための措置等、いずれも緊急に必要とされ、時宜にかなつたものと言えましょう。

また、課税の強化の面では、世論のきびしい批判的であります企業の交際費につきまして、損金不算入割合を引き上げてることも、支出を抑制し、企業の体質強化、合理化に資するものと思われます。

以上、三案は、国民経済の動向や財源事情からすれば、十分国民の納得の得られるものであると確信いたします。

簡単でありますが、四案に対する賛成の討論といたします。

○鈴木一弘君 私は、ただいま議題となつております租税三法案並びに關稅定率法の一部を改正する法律案に対し、次の理由により、反対の意を表明するものであります。

まず、所得税法改正に反対する理由としては、実質減税規模がきわめて少ないということであります。

すなわち、所得税初年度千六百六十億円の減税は、約一兆五千億円を上回ると見込まれる自然増収分の一割程度にしか当たらず、しかも、物価上

昇率を本年度並みの7%と低く見積もつても、この物価上昇分だけでその大半の九百億円が消え去り、実質はわずかに七百億円足らずという超ミニ減税と相なるわけであります。

また、わが国の租税負担率が諸外国と比較して低いことを政府は強くうたいあげておりますが、わが国社会資本、社会保障の著しい立ちおくれや、その他生活水準を考慮しても、単なる数字のみの比較だけでは決して優劣は定まらないのです。米諸国とほけた違いの格差があり、優遇されておりません。

第二は、法人税の改正についてであります。

今回の改正では、税率の手直しを見送つておりますが、寡婦、老人等に対する控除は冷たく、歐米諸国とほけた違いの格差があり、優遇されておりません。

また、各種所得控除の若干の手直しをしておりますが、他生活水準を考慮しても、単なる数字のみの比較だけでは決して優劣は定まらないのです。米諸国とほけた違いの格差があり、優遇されておりません。

法人税の改正についてであります。

法人税の手直しを見送つておりますが、寡婦、老人等に対する控除は冷たく、歐米諸国とほけた違いの格差があり、優遇されておりません。

法人税の手直しを見送つておりますが、寡婦、老人等に対する控除は冷たく、歐米諸国とほけた違いの格差があり、優遇されておりません。

法人税の手直しを見送つておりますが、寡婦、老人等に対する控除は冷たく、歐米諸国とほけた違いの格差があり、優遇されておりません。

法人税の手直しを見送つておりますが、寡婦、老人等に対する控除は冷たく、歐米諸国とほけた違いの格差があり、優遇されておりません。

法人税の手直しを見送つておりますが、寡婦、老人等に対する控除は冷たく、歐米諸国とほけた違いの格差があり、優遇されておりません。

が、大蔵当局も反対した利子・配当所得の特例、さらに輸出振興に名を借りた四種の特別措置、医師の優遇措置、金融機関をはじめとする貸倒れ引当金、最も多くの問題をはらむ交際費非課税の条例等、その数は国税だけでも百四十三種類を数えるといわれ、その大部分は大企業を対象としたものであります。

しかも、税調の答申とは反対に、整理改廃は一向に進まず、するすると特別措置を引き延ばし、既得権化されようとしております。このことは、政府みずからが国民の税に対する不平、不満をますます助長させ、納税意欲を著しく減退させていよいよ以外にないものであります。

最後に、関税定率法についてであります。

政府が今回の改正案に對して最も力を入れていいといわれる物価対策並びに公害対策という点に対する疑問であります。

まず、関税引き下げによる価格の低下分が、はたして、複雑な流通機構を通じて一般消費者の手に届くまでに、そのままの低価額の維持が行政措置でどこまでできるかということです。

また、物価上昇率が毎年政府見通しを大幅に上回っていることを考慮するならば、それほどの期待はまず無理ではないかといふことも考えられるわけであります。

さらに、公害防止といわれておりますが、石油使用量の伸びの増大は、とても関税の格差をつけられないであります。このような反面、中小企業の大好きな負担となっている留保所得の特別課税の廃止については、全く手がつけられていないのであります。

第三は、租税特別措置についてであります。

わが国の租税特別措置は、その規模といいまして、量といい、これほどの幅広いものは国際的にもその類例がなく、多くの学者も「シャウブ税制以来、大企業優先のための特別措置を積み重ね、極端にゆがめられたのが今日の日本税制の最大の特徴だ」と述べております。

特に、不公平、不平等の例として悪名高いのは賛成し、租税三案には以下申し述べます理由に

より反対します。

まず、所得税法の改正について、昭和四十六年度の減税は自然増収に対しまして、わずかに一・一%にすぎません。しかも、政府提出の資料によりますと、右減税額のうち、七百四十億円は物価調整に相当するものだとされております。だが、

しかし、これは消費者物価の上昇率が政府の見込む五・五%におさまった場合の数字であります。

むしろここ数年の動向から見ても、この程度の上昇でおさまるはずはないと断定して差しつかえな

かろうと思うのであります。したがって、私は、政府の意図する減税規模では物価調達を危うくするのではないかと懸念いたします。

次に法人税の改正案について理由を申し述べます。申すまでもなく、銀行の貸倒引当金は、回収不能になつたときの備えで、現在は貸出残高の一・五%まで無税の積み立てが認められております。ところが、実際の回収不能率は、総貸出額の約〇・一%にすぎないのであります。したがって、私は、無税積立率を半分に縮減すべきであったと

思います。残念ながら今回も何らの改善措置が講じられていないことは不満であります。また、法人税の基本的な仕組みについて利潤税を否定する方向で検討することが望ましいとしながらも、こ

こ数年その検討が中断したまゝ何らの進展を見ていないことは、はなはだ遺憾であります。

租税特別措置の改正案については、幾つかの点で合理化が徹底していないことを指摘いたします。とりわけ、交際費課税については、今回若干の手直しを加えてはおりますが、その支出額が一兆円に達するであろうといわれる現状において、この程度では不十分であります。この際、英米の例に

ならない、もつときびしく規制し、交際費のうち一定限度をこえる部分については全額課税対象にすべきだと思います。また、医師の社会診療報酬の特例についても、これまでたび重なる税調答申にもかわらず、政府はその既得権益の排除に勇断をふるおうとしていることは、まことに遺憾であります。

以上、今回の改正案につきましては、若干の手直しが行なわれておりますが、肝心の税制全体の不公平は正につけはほとんど手がつけられておりません。したがつて、これらの諸点を考慮するならば、今回の税制改正は国民不在の税制と言わざるを得ず、以上反対の趣旨を述べ、私の反対討論を終わります。

○向井長年君 私は、民社党を代表いたしましたてただいま議題の四案のうち、関税定率の改正案に賛成し、租税三案には以下申し述べます理由に

以上申し上げました理由に基づき、私は租税三案に反対の意向を述べまして討論を終わります。

○渡辺武君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました関税定率法の一部改正法案、所得税法の一部改正法案、法人税法の一部改正法案及び租税特別措置法の一部改正法案の四法

案に、それぞれ反対するものであります。

まず、関税定率法の一部改正法案であります

が、今度の改正は、最近特に激しさを加えてきた

アメリカの対日自由化要求に追随して、自動車、

グレープフルーツなどアメリカの関心品目を中心

に自由化を行ない、また、ケネディ・ラウンドの

継り上げ実施を行なうなど、関連業種の労働者、

下請企業にきびしい資本主義的合理化を強要し、

また、果樹農民等に大きな被害を与えるものであります。

また、特惠関税制度では、アジアの社会主義国を差別し、韓国、台湾、フィリピンなどに

このため、国内の繊維、雑貨等、中小企業の比重の輸出を改善させ、反面、大企業の工業製品の販売市場をさらに開拓させようとするものであり、

そのため、輸出を改善させようとするものであり、このため、国内の繊維、雑貨等、中小企業の比重の輸出を改善させ、反面、大企業の工業製品の販

売市場をさらに開拓させようとするものであります。

わが党は、日本がすべての国と自主的な平等互恵の立場に立つて貿易を行なうべきであるという立場をとつておりますが、今回の改正による関税率の引き下げ、特惠関税などは、一方ではアメリカの対日進入の要求にこたえ、他方では日本の大企業のアジア進出の要求にこたえるものにほかなりません。したがつて、わが党は、このような性格を持つ本法案に反対するものであります。

次に、所得税法の一部改正法案の反対理由であります。今日、勤労者の名目所得が増加していくことは事実であります。また、消費者物価の急激な上昇でその生活は楽ではありません。勤労者の名目所得の増加に応じて累進する現行税率のもとでは大幅減税を行なわない限り、所得税は生計費に食い込むものにならざるを得ません。ところが、

今度の所得税減税は、基礎控除、配偶者控除、扶養

義控除をおののおの一万円しか引き上げず、また、給与所得控除の定額控除分三万円引き上げ、その他諸控除の若干の引き上げなど、初年度一千六百六十六億円のミニ減税しか行なうとしておりません。これでは、低所得者には事実上の増税となり、依然として生計費に食い込む課税とならざるを得ません。政府資料でも、昭和四十六年度の納税人口が三千七十万人と三千万人の大台を突破し、戦前戦後最高の納税人口となる見込であります。わが党は、課税最低限を夫婦子供二人で百四十万円にすることを主張しておりますが、これに反する今回の政府改正案には反対するものであります。

最後に、法人税法及び租税特別措置法の一部改正案に反対する理由であります。法人税法では、

昨年の建設業に統じて、船舶、テレビ、カメラ等に製品保証等引当金をつくり、いわゆる利潤の費用化を一そく拡大したほか、租税特別措置法では、

は、海外投資損失準備金、資源開発投資損失準備金、公害防止施設の特別償却制度、その他企業体

質の強化と称する各種準備金など、独占資本の海外進出、海外資源の略奪、企業の資本主義的合理化などのために、ますます特定業種の特定大企業に対する優遇措置を強めております。わが党は、このような大企業、大資本家に奉仕し、税の公平の原則をますます踏みにじる本法案に対しても反対するものであります。

○委員長(柴田栄君) 他に御発言もないようですが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(柴田栄君) 御異議ないと認めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柴田栄君) 多数と認めます。よって、

本案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○玉置猛夫君 私は、ただいま可決されましたが、閣

税定率法等の一部を改正する法律案及び所得税法の一部を改正する法律案の両案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党四派共同によ

る附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柴田栄君) 多数と認めます。よって、

本案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○玉置猛夫君 私は、たゞいま可決されましたが、閣

税定率法等の一部を改正する法律案及び所得税法の一部を改正する法律案の両案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党四派共同によ

る附帯決議案を提出いたします。

右決議する。

所得税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について十分留意すべきである。

一、物価対策の見地から、今般関税率の引下げ

を図ったものについては、その減税効果が消費者価格に対し、有効かつ適正に反映するよ

うな強力な措置を講ずるとともに、今後とも積極的に関税率の引下げを図り、物価対策に資するよう努力すること。

二、ケネディ・ラウンドによる関税一括引下げ

○委員長(柴田栄君) 多数と認めます。よって、本案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柴田栄君) 多数と認めます。よって、

本案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柴田栄君) 多数と認めます。よって、

本日はこれにて散会いたします。

午後六時九分散会

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、所得税法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月十日）

一、法人税法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月十日）

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月十日）

一、塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法案（予備審査のための付託は二月五日）

三月二十六日本委員会に左の案件を付託された。
（予備審査のための付託は同日）

一、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（衆）

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律案

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に、「三年を」を「四年を」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。